

## わが国の公共図書館における1960年代以降の〈文化活動〉の成立と普及に関する研究

岩井, 千華

<https://hdl.handle.net/2324/4475134>

---

出版情報 : Kyushu University, 2020, 博士 (芸術工学), 課程博士  
バージョン :  
権利関係 :

## 目 次

### 序章

1. 研究の目的	5
2. 研究の方法	9
3. 本研究の構成	11
4. 先行研究	12
5. 先行研究を通じた公共図書館における〈文化活動〉への視座	15
6. 本研究で用いる「公共図書館」について	17

### 第1章 前史～日本近代期、戦後占領下までの公的図書館における文化活動の黎明と課題

第1節 日本近代の公的図書館にみられる文化活動の黎明	19
第2節 特権的な図書館利用における限定的文化活動の課題	23
第3節 戦後占領下 CIE 指導がもたらした公的図書館文化活動の評価と課題	29
小 結 公的図書館における文化活動の黎明期がもたらした課題に関する考察	33

### 第2章 戦後 1960 年代以降の市民社会が導く公共図書館における〈文化活動〉の台頭

第1節 公共図書館が生み出す〈文化活動〉における自己教育と公民館活動における相互教育の同異	36
第2節 貸出型図書館における図書館主導型〈文化活動〉の成立	41
第3節 貸出サービスのアポリア克服をめざした市民主導型〈文化活動〉の発展	47
小 結 市民社会が導く公共図書館における〈文化活動〉の台頭に関する考察	52

第3章	「市民の図書館」としての公共図書館が誘発する〈文化活動〉	53
第1節	「市民の図書館」としての公共図書館が拓く〈文化活動〉	53
第2節	公共図書館運営への市民参画がもたらす持続的な〈文化活動〉	62
第3節	公共図書館施設計画と利活用にみる〈文化活動〉としての可能性	67
小 結	公共図書館の市民参加型運営が市民主導型〈文化活動〉の展開へもたらす相乗効果に関する考察	72
第4章	公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の醸成	74
第1節	公共図書館における市民参加の意義の検討	74
第2節	公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の現状と課題	76
第3節	公共図書館の〈文化活動〉における市民参加がもたらすまちそだて人材育成	79
小 結	公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の醸成に関する考察	83
第5章	公共図書館における〈文化活動〉の展開	84
第1節	公共図書館における〈文化活動〉の課題	84
第2節	地域の固有資源を生かした公共図書館〈文化活動〉の評価	86
実証例 1	愛知県田原市図書館中央図書館	86
実証例 2	山口県山陽小野田市立中央図書館	98
実証例 3	福島県富岡町文化交流センター学びの森	103
実証例 4	桜の聖母短期大学図書館情報センター	108
第3節	市民が参加し協働する場の創出による公共図書館〈文化活動〉の評価	111
小 結	市民協働が生み出す公共図書館〈文化活動〉の展開に関する考察	113
第6章	公共図書館サービスによる発展的〈文化活動〉が導く市民社会醸成	114
第1節	公共図書館アウトリーチを誘発する〈文化活動〉	114
第2節	市民の自己決定力を涵養する公共図書館〈文化活動〉	118

第3節	市民社会の醸成と公共性を担う市民育成へ向けた公共図書館〈文化活動〉の展開	121
小結	公共図書館サービスによる発展的〈文化活動〉が導く市民社会醸成の可能性に関する考察	123
第7章	結論	124
	註	127
	参考文献	134
	謝辞	137

## 1. 研究の目的

本研究は、近代日本において成立した公共図書館が推移させた社会的使命の変容を利用者の観点から批判的に検証する中、明治以降の公的な図書館から産み落とされ先験的に遂行されてきた書籍・資料の収蔵・保存と貸出という制度的桎梏を乗り越えながら、とりわけ戦後 1960 年代以降の社会的変化の中で培われてきた公共図書館の〈文化活動〉の成立と普及の過程を跡づけたものである。

そのうえで、近年の公共図書館に見られる創造的な〈文化活動〉の企画構想と実践的成果を通じた社会還元や波及的効果へ関心を広げていく。すなわち公共図書館が、その可能性をみずから拓いてきた内的研鑽の過程を評価し、各地での効果的な取り組みへ発展してきた経緯を把握し、今後の公共図書館の〈文化活動〉のあり方へ資する視点を導き出す。

もとより公共図書館は、本の保存と貸出のための施設ではなく、「教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設<sup>1</sup>」として、社会的な効果を発揮するため貸出というサービスを生み出した。そこで得られる教養、調査研究、レクリエーション等の成果や効果を通して、個々の目的を達成していくことが期待されていた。しかし、私たちが良く知る公共図書館の多くは、書籍閲覧や貸出を主眼としており、付帯的に個人が学習するための場として厳しく静粛が求められ、利用者同士の会話や議論や意見交換などの相互教育の場としては許容されてこなかった。いわば自己教育のための貸出が主たる役割であり、閲覧のための場所としての利用が付帯されるものの、それ以外の公共図書館利活用の可能性をみずから閉じてしまってきた、と言えよう。

しかし近年になり、ようやく公共図書館に大きな変革がもたらされるようになってきた。かつて厳格な管理体制のもと、数多くの制約下にあった公共図書館は、一部の層の利用や静寂だけが求められるという旧弊的な場所のあり方を、集団でテーマや課題に関する話し合いをする相互教育や、他者との交流が可能な創発的な場の醸成へ向けて緩やかだが変容してきていると言えよう<sup>2</sup>。一方、市井には未だ「図書館は、教養ある人—つまり“勉学にいそしむ”人、“私とはちがう”人—のためにあるサービスである<sup>3</sup>」といったイメージも根強く残されている。長谷川によれば

「公共図書館を利用しない、利用する必要がない、どこにあるか知らないという人々も数多く存在しているのが現状<sup>4</sup>」という旧態依然とした未利用者の存在も看過できない。

一方、内閣府が2019（平成31）年に行った世論調査<sup>5</sup>では、市民が自律的に社会や国家を考えていく社会的態度が深化する一方で、個人生活を重視したいという自己中心的な態度も募っていることがわかる。すなわち「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」という意見のどちらに近いか聞いたところ、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」と答えた割合が46.5%、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」と答えた割合が41.7%であった。すなわち社会を捉える視点と個人を重視したいという本音が拮抗し、互角であると同時に、二極化を示していたと言えよう。

この結果は、いわば、社会への関心も、個人への関心も、同時に高めていく必要があることを示唆する。そのためには、いったいどのような市民社会の底上げを図っていけば良いのか、あらためて学校教育と合わせて社会教育の役割が大きな位置を占めるものと考えられる。本研究が対象とする公共図書館は、とりわけ〈文化活動〉を通じた社会教育の機会を享受しうる場としても大きな可能性を有している。

もとより公共図書館は図書館法に基づき設置される際、さらに社会教育法を上位法に持った社会機関として位置付けられるものである。ここでいう社会教育を実施する地方公共団体の任務とは「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する<sup>6</sup>」こととされた。

がしかし「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して<sup>7</sup>」と言われながらも、磯井によれば「地域社会の中で個々の人は役割を求めているが、同時に簡便には社会参画の術を持ってない<sup>8</sup>」と指摘される。さらに磯井は、その社会的状況を踏まえたうえで「個人が気軽に始められ、自己実現、自己充足につながり、なおかつ結果として豊かな地域社会の基盤形成につながる道<sup>9</sup>」として「地域の人がおのおの本を持ち寄り、それを共通の本棚に置いて、その場所や本を利用しあうことにより人とつながることを目途とした<sup>10</sup>」まちライブラリーを提唱したのであった。

ここで磯井が提唱するまちライブラリーの発想は、元来、図書館法第 29 条「図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる」という文脈をくむもので、交流という要素が加わったことにより、これまでの私設図書館や家庭文庫とは異なった図書施設となりうる可能性を有している。

あらためて公共図書館の定義を確認すれば、図書館法第 2 条は「教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」施設であることを謳ったものである。その中には、蓄積・包含された書籍や情報の豊かさを基盤としながら個人が教養を涵養し、課題に応じた調査研究を進展させ、生活や人生をより楽しむためのレクリエーションの機会を得ていく、というように重層的な役割が示されており、

- ① 教養：個人の教養醸成や知性の獲得
- ② 調査研究：課題の発掘と解決へ向けた調査研究
- ③ レクリエーション：娯楽、交流、福利、厚生 of 享受

等の複眼的な観点から自己教育の可能性を包括的に示した施設として位置づけられていたことがわかる。

しかし先行研究によれば、戦後復興を遂げる中、1960 年代（昭和 30 年代後半）高度成長期には、公共図書館の多くが、なにより優先的に貸出サービスへ注力しながら、図書館利用者の普及拡大を一途に進めることに専心していったことが示されている。同時に、そこでは公共図書館の評価指標として、入館者数、利用者数、そして貸し出し冊数の多寡が採用されていったことが明らかである。

1960 年代以降、経済的な側面から高度成長期を推進した生産者や消費者は、人生の多くをもっぱら労働に供し、社会生活の多くを経済産業活動に注いでいったことが知られている。そのため、たとえ身近に公共図書館が開設されたとしても、日々の暮らしに十分な余裕を得ないままの市民にとっては足が向きにくい施設であり、多彩な市民による十分な活用には至らなかった経緯が指摘されている。そのため当時の公立図書館は、まずもって、これまで図書館を利用してこなかった人々との新たな関係を築き、利用者層を増やすことが大きな目標となっていった。そのため選ばれた方法が、貸出サービスを中心的な事業に据えていくことであった。

その結果、新規利用者の獲得にはおおいに貢献できたと言えよう。しかし一方、公共図書館を市民社会へ行き渡らせる方法としての貸出が普及したあまり、社会教育機関や図書館法を通して本来示されていた公共図書館の役割の可能性が後退したとの批判を免れない。

あらためて今、公共図書館を利用する観点から見ていけば、世論調査にある「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」という意見は、相反するものではない。適切な社会教育プログラムの享受に基づく自己教育と相互教育を統合しながら実践していけるものであり、人々が個人を豊かにすることと、社会とより深く関わりたいと言う意識や欲求に応えることは、身近な社会養育機関がもたらす役割として日常的に求められていることがわかる。そしてこれは、これまでの公共図書館で多く使われてこなかった貸出機能以外の可能性を実現していく契機として、あらためて検討すべき課題であろう。

公共図書館における〈文化活動〉<sup>11</sup>は、社会教育法が先導していった相互教育に欠かせないものであり、図書館法が先導した自己教育にも必須の施設であった。そこは、個人であれ、団体であれ、自由にそこへ集う人々の居場所であり、社会的包摂の場として、自己を、相互を、育んでいくプログラムであり、場でもある、と言えよう。

したがって公共図書館を利用するために集う個人や集団を対象としたプログラムによる〈文化活動〉は、市民がみずからの希望や意思で参加することができる一次現場であると言えよう。

二義的には、そこから派生する効果や影響を通して市民主体のまちづくりやまちそだてといった公共性の涵養を経ながら、市民の行政へ参加を促すものである。

さらに、多岐にわたる文化活動が、地域の魅力を住民に再確認させ、シビックプライド<sup>12</sup>のきっかけとなっていく。

地域がはらむ社会課題をあぶりだし、顕在化させる契機としても作用する。

そうした公共図書館ならではの自由・自発的・自立的な参加性、公開性、公平性、参加から参画への成長、顕在化作用等を持った〈文化活動〉の利点を活かすことで、



公共図書館は本来的な役割である成人教育や市民社会への寄与といった役割を十分に担うことができる。

以上のように、公共図書館における〈文化活動〉がもたらす効果や可能性は、身近で利用が無料の図書館だからこそ、市民が自由に集い、気軽に参加でき、〈文化活動〉が内包する楽しさや体験の魅力を交流・交換しあう場であると同時に、身近な〈文化活動〉への参加や参画を通して開かれた心身を受容母体としながら社会が有する困難な課題への気づきを促し、課題解決や社会的な提案を創出する市民の主体的な取り組みを可能にする。

本研究がめざす公共図書館の〈文化活動〉の可能性とは、プログラムの楽しさや体験の魅力を交流・交換しあう場であると同時に、困難な社会課題への気づき、検討、改善、解決、提案への力を涵養するため、自己教育から相互教育までを享受する、そのことを念頭に置きながら、意義と有効なプログラムを検討する。

## 2. 研究の方法

本研究を遂行するにあたっては、以下の6項目にわたる調査研究を随時実施し、知見を集積していった。

### (1) 文献調査

近代化の装置としての図書館および、図書館の歴史的経緯について、全般を文献調査するとともに、特にその利用者が一部のリテラシーのある人であることに関しては、各作家の著作を調査し、時期と内容、著者の図書館利用がどのようなもので、どのような思いを持っているのかについて、関連資料を調べた。

### (2) 記録映像に関する資料調査

戦後のCIE図書館については、文献調査をするとともに、当時の図書館の映像記録を通して、日本図書館協会製作DVD『映像でみる戦後日本図書館のあゆみ<sup>13</sup>』から『格子なき図書館』を発掘し、内容を分析・評価した。さらに1960年代からの図書館の貸出中心の政策については、文献調査をするとともに、管見するところからDVD『図書館とこどもたち』が有効であることを抽出し、とりわけ貸出政策が成功した背景、利用者はどのように拡大していったのか、2点を中心に分析・評価した。

### (3) 基礎情報集調査

全国各地の公共図書館が実施してきた〈文化活動〉について紹介された文献調査をもとに、管見するところから注目すべき事例調査を実施した。さらに、日本図書館協会ホームページ（以下、HP）が実施したインターネット調査を通して、同目的の情報収集調査を行った。

### (4) 参与調査

司書資格を有する筆者自身が、実際の公共図書館の臨時職員ならびに嘱託職員としての実務勤務を通じた参与調査を実施した。この参与調査を通じた公共図書館実務経験は、注目すべき公立図書館抽出後に実施した現場訪問調査の際の聞き取り調査時に、司書体験を共有した立場からインフォーマント（聞き取り調査対象者）の本音を引き出すうえで派生的な効果を生み出したと言える。

一方、2014年度から2016年度にかけ2年間にわたり福岡市総合図書館運営審議会運営委員をつとめた体験知も本研究に大きく貢献しており参与調査の意味合いを生み出すものである。

### (5) 聞き取りインタビュー調査

全国各地の公共図書館が実施する〈文化活動〉を網羅的に把握する事前調査を経て、管見する中、注目すべき公共図書館を選抜した。そのうえで実際の現場を訪ね、図書館側の協力を得ながら〈文化活動〉の実態調査を実施した。その際、企画を担いアウトリーチを行った館長や職員への主たる質問項目を設定した上での半構造化インタビューを実施した。さらに実際の〈文化活動〉への参与調査、さらには〈文化活動〉に参加・参画した市民へ向けた聞き取りインタビュー調査を実施した。

### (6) アンケート調査＋補足調査

さらに〈文化活動〉に主眼を置きながら、全国各地の公共図書館から関係事例を抽出し、担当スタッフへ対するアンケート調査を行った。アンケート調査の分析を進める過程で必要に応じ電話やメールによる補足調査ならびに付帯調査を随時行った。

### 3. 本研究の構成

#### 本研究の構成

序章		
第1章 前史～日本近代期、戦後占領下までの 公的図書館における文化活動の黎明と課題		
第2章 戦後1960年代以降の市民 社会が導く公共図書館に おける〈文化活動〉の台頭	第3章 「市民の図書館」としての 公共図書館が誘発する 〈文化活動〉	第4章 公共図書館の〈文化活動〉 における市民参加の醸成
第5章 公共図書館における〈文化活動〉の展開		
第6章 公共図書館サービスによる 発展的〈文化活動〉が導く市民社会醸成		
第7章 結論		

#### 4. 先行研究

管見するところ、本研究が参考にしうる先行研究は、主として以下の3領域に関する知見から構成される。

- (1) 近代日本の公的図書館が運営手法の一環として文化的活動を提供：近代日本における公的図書館の成立と展開を跡付けてきた図書館史研究に関する通史ならびに各論
- (2) 戦後の公共図書館が運営手法の一環として文化活動を提供：戦後日本における占領下時代を端緒とする民主化過程を市民自治や行政への市民参画の観点から分析したうえで、公共施設としての図書館が提供した市民参加型プログラムの有無や意義を論じたもの
- (3) 市民主体による公共図書館〈文化活動〉創出：市民がみずからの自己実現や自己表現の一環として公共図書館における〈文化活動〉を創出したもの

##### (1) に関して

伊東は『近代日本公共図書館利用史の研究：自立のための勉強空間の成立』を通して、公共空間としての図書館が果たしてきた社会的機能について検討した。そこから近代公共図書館制度が日本社会の中に位置づけられていく過程<sup>14</sup>を明らかにした。明治期は近世期の封建社会を脱し、殖産興業と富国強兵を標榜する国として、近代化のため開明的な思想をもって図書館は導入されたという。ここで示された殖産興業と富国強兵や近代化のため開明的な思想という国家的な使命（ミッション）に対して、本研究が課題と設定した〈文化活動〉は許容されにくく、顕在化しにくいものであったと言えよう。すなわち、国家的な近代化をめざす明治期における公的図書館の〈文化活動〉は著しく限定されたものであったと考えられ、市民や個人の成長を支え見守る〈文化活動〉の受容にはほど遠い困難さがあったことを知らねばならない。

石井、岩猿、竹林、永末<sup>15</sup>は、明治期同時代の英国図書館をモデルとした書籍館が導入された背景と経緯を跡付けながら、管理運営や管轄の変遷を明らかにした。すなわち明治期の書籍館は、国民全体の識字率の低さにより利用者が限られており、

また、読書の仕方も現代とは異なっていたことを指摘した。そこから、書籍館が特権的な国民に供せられたものであり、市井の図書館とは言えなかったと批判した。永嶺<sup>16</sup>は当時の庶民の書物の読み方が音読であり、現代で行われている黙読とは異なっていることが人々を書籍館ではなく、貸本屋の利用にとどまらせたという。

(2) に関して

石井<sup>17</sup>は、第二次世界大戦中は、戦前期の日本において公的な図書館が思想善導や教化の機関の一つとなっていたことを批判的に述べている。終戦後、アメリカによって運営されていた CIE 図書館については、渡辺と今が具体的な〈文化活動<sup>18</sup>〉の内容を述べている。

1950年代～60年代にかけて、全国の図書館は不振のまま推移する中、1963（昭和38）年に日本図書館協会による『中小都市における公共図書館の運営』が刊行され、奉仕の概念、資料の提供が図書館の本質であり、市町村立図書館が市民サービスの最前線と位置付けられた。

その後、具体的図書館運営の方法として同協会から1970年に『市民の図書館』が出版され、汎用され、それまで煩雑だった貸出の手続きが簡略化されていくことで、公共図書館そのものに近づきやすい環境が整えられていく。

これ以降は、資料提供と本の貸出は同意義であると認識され、資料提供の方法論である貸出が公共図書館の主たる普及目的として実行されていく。

1980（昭和55）年の図書館白書には、これが図書館運営における「コペルニクスの回転」と評される<sup>19</sup>。その後、図書館における文化活動については、1980年墨田区立八広図書館のちばが「本のある広場」として、区民による「交流・談話・集会・発表」のための場としての図書館の位置づけをしている<sup>20</sup>。「資料だけにとどまらず、このいろいろな場があると、たとえば、卓球の本があると同時に卓球をやる場もある。そういうふうに、この本と出会うだけではなくて、人と出会い、人との交流ができるというのが最大の特徴だというふうに私は考えます。いわば、『本のあるひろば』という、ある意味では、その地域の文化とかそういうものの拠点というふうに図書館を捉えて<sup>21</sup>」いるとした。

塩見は、1990年代に集会活動を「資料提供機能の展開として、図書館は展示、講座、講演会、その他の行事を行う」とし「共有の本があり、それが媒介となって、人と資料の出会いがあり、人と人が出会ったり、話したり、交流したり、そして、何かを作り出したりする所である<sup>22</sup>」とし、そういうあり方を期待を込めて「文化創造」のひろばとしている。

西村<sup>23</sup>は図書館の〈文化活動〉の役割として、①読書活動を推進するもの ②館が主催する事業で直接的には資料と関係ないと思われるもの ③住民の自主的な集会 これら三つを挙げ、①は、本や資料を利用したもので、読書会、読書講演会、資料展示会であり、ほとんどの図書館で行われている。②は映画会、レコードコンサート、絵画展といった図書館資料を使うものに加えて、一人芝居、パントマイム、弦楽四重奏など市民の文化活動への参加を保障するもので、身近な施設で気軽に演劇が見られたり、音楽が聴けるということによりそれぞれの地域の文化振興に大きな影響を与えることは間違いないとしている。

### (3) に関して

西村が言う③住民の自主的な集会は住民自身が自らの要求で図書館の集会施設を使い、様々に広く〈文化活動〉を展開しているもので、写真や生け花などのサークル活動発表会、学習会である。集会施設の提供により、これらの活動を保障することで地域の自主的な〈文化活動〉を援助することであり、地域文化育成の役割を担っているとした。

1980年の図書館問題研究会の大会における「ひろば」の論議で、「文庫活動の話し合いのなかで、図書館に地域の〈文化活動〉を創造していくセンターのような場を求める意見が出てきている。図書館員も頭を柔軟にして資料提供したらいいんだというだけでなく、地域の文化を創っていくんだという姿勢をもってほしい。市民のひろばのような図書館がものすごく現実感をもって感じられる。集会機能というようなものではない」という意見があった。しかし、西村も塩見も〈文化活動〉は、資料の提供の下位に位置付けられるものという認識を示しており、『中小都市における公共図書館の運営』（1963）、『市民の図書館』（1970）の示した価値基

準からは離れられなかった。「十分な貸出冊数がない中で文化活動だけが華々しいのもやはりおかしい<sup>24</sup>」としたり、〈文化活動〉は、住民からの要望を聞いて職員が〈文化活動〉を企画・立案するとしており、協働の発想が見受けられなかったりする。

現代の図書館における〈文化活動〉は、「社会的な変化と地域の事情に即して図書館の資料をより豊かに活用し、個々人の自由な学習を支援し自主的は集会や交流の場を提供」と定義され、その意義として「地域の文化活動の拠点として地域と地域の文化に積極的な役割を果たす<sup>25</sup>」ことにその意義があるとされる。一方、市民の公共図書館〈文化活動〉への参加にどのような意味があるのか自省しながら問うものは管見のかぎりみあたらない。

図書館における〈文化活動〉を集客イベントの位置づけで捉えるもの、図書館の活性化の意味が集客を行うこととして位置づけられることもある。そこでは図書館はイベントの受給者という位置づけになり、市民が参加することでその意味をつけていく公共図書館とは存在意義の異なったものになる。

#### 5. 先行研究を通じた公共図書館における〈文化活動〉への視座

もとより、明治期に成立した公的な図書館以来、現在に至るまでの公共図書館は、その文化活動の多くが、主に「行事・集会活動」として企画・運営されることが常であった。実態としては「市民の文化活動のために公共図書館が施設や資料を提供して、読書会、研究会、映画会、資料展示会などを開催すること。集会活動は、図書館の利用に直接結び付く、読書会、ストーリーテリングといった活動と、直接には図書館利用に結びつかないが、図書館への関心を高めるきっかけになりうる講演会、映画会、コンサート、展示会、講座、講習会などの開催の二つに分けることができる<sup>26</sup>」とされていた。

そのうえで、図書館における市民の利用を促すものと、図書館施設内の会議室等を貸すことで間接的に図書館の利用を促すものがあるとされてきた。

一方、「行事・集会活動」の実際に関して、1963年発行の『中小都市における公共図書館の運営』は、以下の通り3点に整理した。

- 1) 集会活動委の目的は資料の活用促進
- 2) 地域の文化活動そのものの発展
- 3) 個人の知識教養技能をのぼすこと

さらに、その種類を①図書館が主唱するもの、②図書館が側面から援助するもの、③図書館の施設を貸すだけのもの、の3パターンに分けている。

ここではさらに、集会は図書館本来の仕事ではないと図書館員自体が軽視する向きがあったこと、が報告されている。

同時に同書では、地方自治体は住民自身の要求、期待が行政面に反映されやすいところから「その活動が住民の生活の中に根をおろし、大衆的な支えを得ているならば、図書館の発展も容易であろう」と示す。ここでは集会活動が、住民から図書館への支持を得るためのもとと位置付けられており、1960年代の公共図書館発展途上の時代にあって、公共図書館の意義を、集会活動を通じて知ってもらうこと自体に価値が置かれていたことがわかる。

図書館の直接的利用を促す図書館行事は、「地域の人々が図書館を自分たちの図書館として利用する楽しみを覚え、地域の誰もが文化に触れる喜びを受けられるようさまざまに工夫された活動<sup>27)</sup>」であり、お話し会、工作、七夕会、クリスマス会、老人ホーム等施設へ出張しての貸出に伴う紙芝居、自然観察会や講座、図書館まつり等があげられ、間接的な集会活動としては、図書館の集会施設や設備を地域にある自主活動団体に無料で貸出すことが挙げられる。

一方、河原正実は「文化活動」と「集会・行事」が異なったものである、としている。「読書会や句会などの開催は、集会・行事だと思えます。概して読書への関心や、集うことへの喜びなどを体験している人たちがメイン<sup>28)</sup>」とし、一方、「独り暮らしの高齢者や入院患者にとって読書や図書館に出かけることが必ずしも楽しいことだとは自覚されていません。その人たちを積極的に図書館へ向かわせるもの…。それは文化活動しかない<sup>29)</sup>」と指摘した。

さらにここで河原は、行事・集会活動を包括する概念としての〈文化活動〉を次のように提案する。「社会的な変化と地域の実情に即して図書館の資料をより豊かに活用し、個々人の自由な学習を支援し、自主的な集会や交流の場を提供するなど



地域の文化活動の拠点として地域と地域の文化に積極的な役割を果たす<sup>30</sup>」ものであり、その〈文化活動〉の具体的な方策として、行事・集会活動を位置付ける。

以上のように、1960年代より公共図書館が醸成してきた〈文化活動〉は、制度や実際の内容を通して活動の基盤を育てながら、語義や定義を存分に論じてきたことがわかる。その後も成長展開を募らせながら、プログラム・メニューの幅も格段に広がってきている。

以上の経緯から、本研究では、先人たちの定義を援用しつつ、本研究がめざす目標へ向け公共図書館の〈文化活動〉を、以下のように4つ定義づける。

- 【1】 図書館利用者の市民が発する希望や要求や意志がわかりやすく反映された文化的事業であり、誰もが参加しやすいプログラムである。
- 【2】 図書館利用者の市民が地域固有の文化資源をみずから発掘し（自己教育）、みずから評価し（自己教育）ともに活用し（相互教育）お互いを育み合う（相互教育）活動である。
- 【3】 地域文化を育て、地域を活性化し、図書館利用者と地域との呼応関係をさらに高め、持続可能な地域を発展させる循環プログラムである。
- 【4】 市民を公共図書館へ向かわせる文化的かつ魅力的な活動・プログラムであり、文化活動が本来有する使命・目的に加え、さらなる付加的な企画・事業として組み立てられたものである。

## 6. 本研究で用いる「公共図書館」について

1950（昭和25）年制定の図書館法では、図書館を「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館」と「日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館」としており、公共図書館という表現はない。公共図書館とは慣用的な表現であり、塩見は、「慣用的には地域住民に開かれた図書館を『公共図書館』と称することが多い<sup>31</sup>」とした。

川崎は「公共図書館とは公開性と共に、その利用が無料であり、地域住民の税金である公費によって運営され、明確な法的根拠（図書館法）を有する図書館が公共図書館として理解されている<sup>32</sup>」としている。

吉田は「公共図書館は図書を中心とするメディアを介し自発的学習のための空間を提供することにより、人々の知る権利と表現を受け取る自由を保障する文化機関<sup>34</sup>」としており、厳密な定義はない。今日では地方公共団体が運営する図書館の運営形態について、指定管理制度などの議論はある一方で、これまでも家庭文庫や私設図書館は全国につくられ、利用されてきた。

近年では、私設図書館であるマイクロライブラリー<sup>35</sup>や有料会員制図書館<sup>36</sup>も出現しており、図書館法に含まれていない図書館・図書施設でも知へのアクセスができたり、交流が楽しめる。これは利用する側からみると、選択肢が増えたことであり、今後の民間による多様な図書館・図書施設のあり方への布石ともいえる。

まちライブラリーの提唱者である磯井は、マイクロライブラリーの定義として「(1) 個人の私的蔵書を基本の一部、またはその全部を他者に開放し閲覧提供ないし貸出を行っている。(2) 図書を通じて自己表現し、活動拠点の活性化、参加者の交流を目途として活用されている。(3) 運営主体が、個人または小規模な団体によるものであり、法的な規制や制度にしばられない運営がなされている<sup>37</sup>」と三点を挙げている。公共図書館という言葉の持つ内容は時代が進むとともに多様化し変化していくことは否めない。本研究においては、誰に対しても開かれている、無料で利用できることを公共性の担保とし、これら二つを併せ持つ図書館および図書施設を公共図書館として取り上げた。

## 第1章 前史～日本近代期、戦後占領下までの公的図書館における文化活動の黎明と課題

### 第1節 日本近代の公的図書館にみられる文化活動の黎明

わが国の近世期における図書館相当施設としては、江戸幕府開府直前の慶長7（1602）年、徳川家康が江戸城内の富士見の亭に創設した将軍のための「御文庫<sup>38</sup>」があり、国内外からの有用な文献を積極的に収集し、学術参考図書館、文書館の役割を担っていた。その後、寛永16（1639）年に城内紅葉山へ移されたことから紅葉山文庫と称されるようになった。これは書物奉行により管理され、主として将軍が所有する貴重書を収蔵・保管し、将軍の図書館として制度的な運用がされていた。しかし利用者は将軍や一部の人間に限られていたため、保存の良好な状態で現代に伝えられている。厳格な収蔵・保存を旨としたため、将軍以外の大名家・武家階級はおろか大衆にも預かり知られない閉じた管理施設であった。

その後、幕末になると、より公開的な目的に従った文庫が出現したことや、必要な読み書き算術を武士の嗜みとしながら節約を旨とした経済活動や厳重な階級制度に立った社会管理に力を発揮する武家社会が台頭する中、書物の貸し借りや仲間うちでの趣味の集まりを楽しんでいた大衆がいた<sup>39</sup>ことが伝えられている。しかしそれらはいくまで藩や寺社などが所有する書籍をコレクションした文庫に過ぎず、身分に関係のない公開を前提とした図書館が成立する前段階の状況であったと言えよう。

明治になり、明治5（1872）年8月、海外の図書館を翻訳した形での書籍館が政府文部省によって創出された。本施設は文部省が構想した黎明期博物館構想の実現へ向け、動物園・植物園を包含した総合博物館の一環として計画されたもので、湯島聖堂の大講堂の中に設けられた。当該施設は、その後、国立国会図書館支部上野図書館の前身となっていったが、あくまで書籍館と名しており、図書館の名称の出現は明治10（1877）年を待たねばならない。

これは、封建社会を脱し、近代化をめざす殖産興業の一環として、担い手づくりを目標に設立されたものである。しかし徐々に台頭する市民社会の曙には未だ至らずと言え、大衆の学びを深め、意志を尊び、楽しみをすくいあげる、または、これらを促進するものではなかった。

書籍館という施設名は、万延元年遣米使節に参加した森田岡太郎が初めて使ったとされる<sup>40</sup>。明治5（1872）年、文部省書籍館が設立された。その後、明治8（1875）年に日本初のフリー・パブリック・ライブラリーと称された東京書籍館が設立された。これは官営の無料公開図書館であった。

大衆のための図書館が成立するには、図書館を必要とする社会的・文化的・教育的条件があり、大衆が図書館をつくろうとする意志が必要である。こうした意志を育みつつ、文部省十一等出仕で、英国の博物館視察経験のある市川清流が、初期の図書館相当施設の制度導入にあたり書籍館建白書を提出した<sup>41</sup>。市川清流が構想した書籍館は、ロンドンの大英博物館の図書部門をモデルにしたもので、この時、文部省は博物館と書籍館を一体のものとして解釈していた。明治5（1872）年3月10日から湯島で開かれていた博覧会が終わる4月28日、文部大丞町田久成が文部卿大木喬任に上申していた「博物局博物園博物館書籍館建設之案」が決済され、これに基づいて博物局では明治5（1872）年8月1日に書籍館を湯島旧聖堂内の大講堂に開館<sup>42</sup>した。建設之案は一般には「博物館之所務」と呼ばれ、冒頭部には、「又書籍館ヲ開キテ有志ノ者ニ珍書奇籍ヲ訪観セシムル等ノ務メアリ 文部省」とあり、その後、博物館、博物園、書籍館、博物局に分けて各部門の役割が書かれている。書籍館は「古今和漢洋書籍ノ各其部門ヲ持チ之ヲ陳列シ有志輩ノ来観ヲ許シ寒生ヲシテ珍書ヲ観ルヲ得サシム<sup>43</sup>」とあり、これらのことから、書籍館の当初の役割が、博物館を構成する一部門として、珍書奇書を見せることであったことと、同時に、「訪観セシム」「有志輩ノ来観ヲ許シ…観ルヲ得サシム」と、封建社会の身分に関係のない公開性を示したものであるものの、下賜されたものとして伝えられている。館内では、閲覧者の守るべき心得として入館年齢・閲覧券・閲覧冊数・静粛保持を内容とする利用規則・閲覧人心得が制定<sup>44</sup>され、閲覧室の壁に貼られてその厳守が励行されていた。利用規則においては、当時の風俗を規制し、図書館がつくったルールに順応させることにより大衆を近代化をさせていくことも目論まれたと考えられる。蔵書は、徳川幕府の文教委機関である昌平坂学問所、和学講談所、開成所、医学館の和漢洋書を新政府が接收して継承し、書籍館1か所に集めて公開するもので、建

物は、旧大学講堂を仮書籍館と出納・閲覧等の場所とし、旧大学寮の書庫等を得て、本省内の博物局の隣室を書籍の調べ所とした。

時代が進み自由民権運動が盛んになると、政府はこれを統制するようになり、図書館においても明治初期の殖産興業に基づく文明開化のコンセプトよりも、戦時へ向かう時局に迎合する方向での思想統制が始まる。教育令改正によって教育の国家統制が強化され、政府の干渉を基本方針とした国家主義に転換していく<sup>45</sup>。図書館政策としては、明治 15（1882）年、文部少輔九鬼隆一による示諭事項があり、その中で、様々な書籍を集めて学士や著述家が参考に使う図書館や、通俗図書を集めて読書を大衆に味わわせるのも図書館とする一方で、「善良ノ書籍ハ乃チ善良ノ思想ヲ伝搬シ不良ノ書籍ハ乃チ不良ノ思想ヲ伝搬スレバ則チ不良ナルモノヲ排棄シ<sup>46</sup>」と書籍の内容に介入する姿勢がみてとれる。

東京図書館は、明治 18（1885）年に上野に移転した頃から国内の出版物を保存する参考図書館としての性格を強める。そして、その利用者を「学士著述者」、「大衆」ないし「下流人民」、「教員生徒」のための三つに分け、東京図書館を「学士著述者」のための図書館<sup>47</sup>とし、ここを「高尚なる参考書籍を備えた」図書館とした。利用者として多いのが学生で、次が、官吏、教員、軍人、実業家といった中産知識階級の知識人層であり、この状況を、片山潜は「我帝国図書館は貴族的にして一般人民には不便極まり唯僅かに学生の参考に充つるのみ<sup>48</sup>」と評している。そして、東京図書館の蔵書の中で通俗を扱った図書を、教育普及を目的とし、明治 20（1887）年設立された大日本教育会書籍館に貸与した。義務教育の普及とともに、本を読み、考える力をもった大衆が育成されていく。彼等が成人になり労働運動や農民運動などを自らで組織し、中央政府や地主などに対抗するようになり、社会背景として普通選挙運動がおこり、封建制の身分に関係なく彼らが政治への参加を求めようになったことなどを通して、国家の統制ではないところで、社会が形成されていった。つまり、国が近代化を目的としてつくった図書館がそれだけで存在するのではなく、教育の普及により、翻訳型図書館と大衆との間に大衆が考え行動する社会運動が存在するようになり、翻訳型から大衆のものになっていったことが大きな変化と言える。

大衆を教育するための社会教育は「通俗教育」と呼ばれるようになる。明治 15 (1882) 年文部省が地方学務官に対して述べた中に「通俗近易ノ図書ヲ備存シテ大衆ノ展覧ニ供センメモ以ッテ読書修業ノ気味ヲ下流人民ニ配與セントスル<sup>49</sup>」とあり、大衆を対象とした教育観が述べられている。

「明治初期における「通俗教育」の用例について」を論じた倉知典弘<sup>50</sup>によれば、杉浦重剛が明治 18 (1885) 年から 21 (1888) 年の間に積極的に通俗教育論を展開したという。ここで示された杉浦の通俗教育論は「此通俗教育と称すべき範囲内には演劇, 軍談, 講釈, 浄瑠璃, 俚歌, 新聞, 雑誌, 角力, 玩具等ありて, 是等は夫の学校に於ける御儀式通りの徳育杯とは違ひ, 面白半分にて見聞する所なれば人の精神に浸潤すること極めて深く, 随つて若し有益とせんかその益たる尤も大なれども, 若し有害とせんか其害とせんか其害も亦随つて大なるべきは理当に然るべき所なり」と明治期の大衆育成へ向け功罪あい半ばする通俗性が指摘しており注目される。いわば学校教育の道德教育と対比する形で「通俗教育」に基づいた道德教育を示したものであるが、この場合の「通俗教育」とは学校教育以外の人間形成作用を指したものである。さらに通俗教育という言葉は、実際の活動の名称として使用されることも多かったというが、その場合は幻灯機の使用や平易な文での表記などを通し、伝えやすさを旨としたものであった。いわば通俗教育とは、教育内容を平易な言葉、世間で一般的に使われている言葉で説明することであり、学校教育的な方法ではない、平易な方法による教育を指すものとして用いられていたと言う。さらに図書館にも「通俗教育」という言葉が用いられ「通俗教育書籍館」という施設も展開されたことが指摘されている。一方、明治 25 (1892) 年わが国最初の社会教育論といわれる山名次郎による『社会教育論』では、貧富の差の広がりによる階級対立を解消するため、社会教育によって、「博愛慈悲の心に富み国家の消長を以て念と為すの人は自個の為め社会の為に適當の方法を案出し、細民の体力を強健にし、徳操を高め智識を得せしむるの方法を講ずる<sup>51</sup>」ことが急務とし、書籍館は、「下流人民をして智識を得せしめ、世間の用為さしむるの趣考に掛るもの<sup>52</sup>」とし、社会教育の役に立つものを標榜している。その後の通俗教育活動は主に教育会がその役割を果たし、教育会図書館<sup>53</sup>を開設して一般大衆に開放した。明治 33 (1900) 年の図書館管理法では、参

考図書館と通俗図書館のそれぞれの管理について目録の整理、書架の配置、図書室の平面図等、が具体的に述べられたにとどまるが、明治43（1910）年、いわゆる小松原訓令と称される『図書館施設ニ関スル訓令』においては行政機関へ「健全有益ノ図書ヲ選択スルコト最肝要」という「命令」を意味する訓令が出されると、図書館への国家の思想介入が大きくなっていった。

明治後期に書籍館は帝国図書館へ改組のうえ発展したものの、図書館利用者への向き合い方は、本を通して大衆の知的向上を図るものではなく、「貴族的にして一般人民には不便極まり唯僅かに学生の参考に充のみ<sup>54</sup>」であり、帝国図書館における大衆の扱い方は、その利用者によって、建物のづくりから、職員の不親切な言動や態度、目録や本の書架排列の不備が粗野な風俗として非難されている<sup>55</sup>。片山潜は、図書館に関しては「各市町村が公費を以て図書館を設け、市民をして自由に而も無代価にて有益なる書物を読ましめ、彼等の知識を開発するに努むるを刻下の急務<sup>56</sup>」と評した。

大正時代になると、戦時下においては図書館は国策に順応していく。文部省『道府県国民精神総動員実施状況』では、公共図書館が行う文化活動としてはそれぞれの地域で差があるものの、時局に関する本を集めた文庫を作る、時局談話会・講演会をする、戦争版画展をする、時局に関係した図書目録を作成する、図書を戦地に送ることで慰問する、読書会を行う等の実施が見られる。特に時局関係目録はそれぞれの図書館で簡易なものであったが作成された<sup>57</sup>。徳島県中央図書館では、「華道、茶道、詩吟会、剣舞会を催して古典精神を昂揚する」という活動が行われた。

## 第2節 図書館利用における限定的文化活動の課題

明治中頃、農村から都会、三大都市圏への人口移動は、我が国の人口配置を急激に変化<sup>58</sup>させた。明治後期は、中央政府主導であるものの、大衆の層は一様ではなく、様々な大衆の存在そのものが社会の動きをつくっていく。また、その大衆が政府に対抗する思想を持たない仕組みが整えられていく過程で、図書館の整備も行われていく。特に、東京に集まった大衆に新たに労働者層、都市下層、新中間層などが生まれ、無視できなくなった。

明治の初頭から明治 30 年代に至る間の社会教育に関する施策<sup>59</sup>は、主として図書館、博物館などの社会教育施設の整備を中心に行われてきたが、日露戦争以後、明治 40 年代初頭における社会情勢の新たな変化や流動化に対処しつつ、国家の発展に向け通俗教育の整備を行なった。

先に見たように通俗教育は「演戯, 軍談, 講釈, 浄瑠璃, 俚歌, 新聞, 雑誌, 角力, 玩具等」等を道德教育へ持ち込むことを端緒としながら、さらに「書籍および図書館・文庫・展覧会のような観覧施設に属するもの」、「幻燈・活動写真のような娯楽施設の指導に関すること」、「講演会に関すること<sup>60</sup>」の観覧、娯楽、講演会、といった構成へ発展していった。さらに通俗講演会や幻灯会も盛んに行われたと言う。いわば当時における黎明的な文化活動が、以上の内容を伴って生み出されたことを知ることができる。それは戦前期までの文化活動のあり方に対しても大きな影響を残したと考えられる。

続く大正期、都市部の図書館においてはデモクラシー思潮の影響を受けて、都市市民の要求を積極的に図書館活動に取り入れる動きが始まる。東京市立図書館では、「1906 年の日比谷図書館以降、1921 年までに 19 の分館を設置するとともに、無料性（日比谷図書館は有料）開架制の導入、児童へのサービス、端緒的なレファレンスサービスの実施、都市生活者にかかわる参考文献目録の作成など、市民の要求に対応するサービスを積極的に展開<sup>61</sup>」している。日比谷図書館の館長を務めた今沢慈海や東京帝国大学図書館長であった和田萬吉は、大正 12（1923）年、アメリカの図書館学を吸収しながら、公共図書館が陶冶や訓練の場ではなく、生活や文化の場であることを主張した。今沢慈海は「市民生活の要素としての図書館<sup>62</sup>」を通して、図書館は「大工、左官、商人、農夫等の職業、日常生活を改善指導するような図書も備付け」ることでその実生活を改善指導することを標榜していたとした。他方、和田萬吉は「地方文化の中心としての図書館<sup>63</sup>」で、「社会文化の中心たらしめるのは人間が多数に集合する上でのことであって、其集会を快くなさしめるには怡楽を目的とした仕事ではなくてはならぬ。（中略）更に重大なる使命としては、社会全部の向上を図り、大衆一般の共通善に寄与することである」とした。すなわち農村部においても時代の潮流とも言えたデモクラシー機運を背景に公共図書館が増えてい



く中、そこに収蔵される書籍には修養以外の実生活に有用な本を増やす必要や大衆が楽しく集まることを促す役割が求められ、それが大衆一般の共通善を高めていくために貢献しうる、とした考えが示唆されていた。こうした指導的主張を受けながら、政府は、デモクラシー思想や出版物を消極的に取り締まるだけでは思想善導は困難であると認識する中、逆に積極的に政府が善とする読み物を巡回文庫を通じ大衆へ多く供給しながら大衆がこれに接する機会を増やすことで大衆の思想を統御する方が統治上有益であると判断した<sup>64</sup>。

一方、明治期の大衆の識字率向上は日露戦争が契機になって向上した。この時まで「新兵たちの多くは、文章の全体を読むことができず、ただ重要と思った言葉を拾えるだけ<sup>65</sup>」であったが、小学校令の改正による就学率増加、民力向上、ナショナリズム浸透といった教育制度拡大と戦争へ向けての人心収攬の結果、フリガナがあれば読むことができる読者層が増えていった。通俗図書館は、その後、1890年代から全国的に普及する町村立の公共図書館へ継承されていくが、建物を設置したものの、図書館の意義や活用が地域社会に理解されないまま十分な役割を發揮できないままであることも多かった<sup>66</sup>。

他方、村落にある青年たちの自治組織である青年団は自主的な勉強会や文庫活動を行っていった。そこで文部省と内務省は、青年団が地方改良運動の担い手として重要であることを認識し、これらの組織に働きかけながら地方改良を進めるため、組織を再編成し官製化してゆくことになった。こうして青年団には政府から修養機関として資金がわずかながらも提供されることとなり、同時に小学校に附設するように簡易図書館がつくられたることになった。政府の制御下にある簡易図書館は大衆に開放される中、地域の公的図書館の役割を担っていった。このような青年団活動は1920年代半ばには全国町村の96%にも達し、その結果、大量の簡易図書館が生み出されたことになった（表1）。

しかしながら、その蔵書数においては、大正12（1923）年の1館あたりの蔵書数は平均で2,058冊、蔵書数1,000冊未満が2,015館でこの内500冊未満が1,508館であった。いわば蔵書に関しては零細なままの図書館が半分以上であった。またせつかく設立されたにもかかわらず、当時の町村図書館の担当者の仕事は「退職官

吏の隠居仕事」と揶揄的に表現されたような消極的な内容であったことが想像される。公的な町村図書館は大量につくられたものの、政府の思想善導や教化の機能を果たすものにはほど遠く、公的補助金が打ち切られると程なくして閉鎖されるどころ<sup>67</sup>が出現したという。こうした消極的な管理運営上の結果からか、図書館は大衆にとって日常生活とかかわりのない「あっても無くてもいいような存在<sup>68</sup>」に捉えられた。

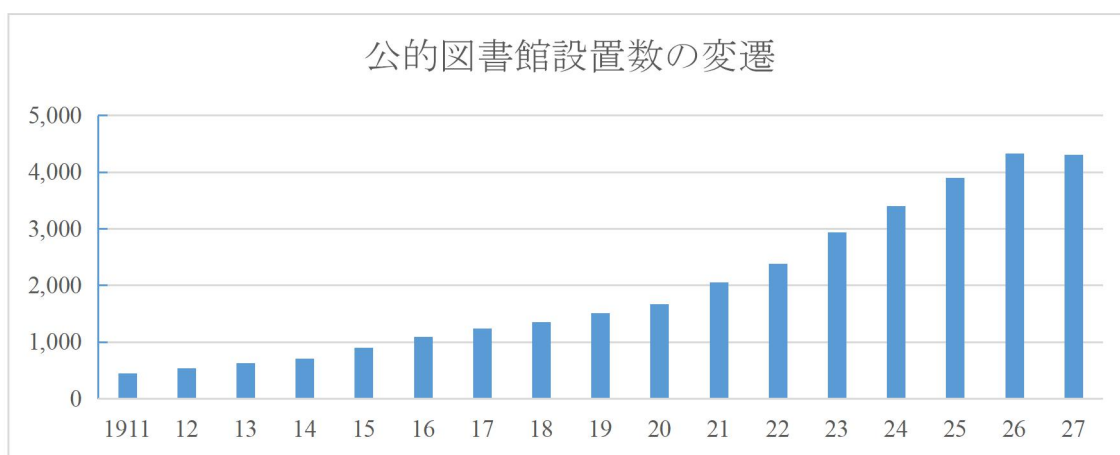


表1 明治44（1911）年～昭和2（1927）年にかけての公的図書館の設立推移 『公共図書館サービス・運動の歴史』（小川徹・奥泉和久・小黑浩司、2006、p112）及び『日本近代公共図書館史の研究』（石井敦 1972、p252）より筆者作成<sup>69</sup> 2021

一方、明治初期の日本人の識字率は男子 40～50%、女子 15%<sup>70</sup>であったと推定される。こうした識字率は、そのまま図書館の利用者概況を反映していく。当時、漢字で記された新政府の布達・法令を解読する能力の社会必要が高まっていたが、大衆による図書館利用者は識字率よりさらに低い状態であったと考えられる。この識字率の低さを背景に、黙読ではなく音読であった明治期の「読み方」が大衆への読書を助けていった。

前田は「『当世書生気質』の芸妓田の次が朋輩の投げ出す『いろは新聞』を小声ながらに読んでいるように教育程度の低い婦女子がひとりでもものを読むときには、小声の拾い読みがふつうであるが、この読書能力の貧しさは、他人が読むのを耳から聞く、安易で間接的な享受方法に馴化させることになる」<sup>71</sup>とし、他人が読むのを

耳から聞くというこの当時の耳学問とも言えるリテラシーのない層の文字への対応の仕方があったことを批判的に述べている。とりわけこの層の大衆が好んだのが人情本であり「人情本の読者は歌舞伎・音曲、噺子、講談等、大衆演芸の複製・縮刷・再現を紙上に求める読者<sup>72</sup>」であったことを指摘している。そして個人個人が行う音読という読み方は、人が多く集まり閉鎖された空間である書籍館には馴染まなかったと指摘した。大衆が読み書き能力に乏しい状況では、政府が西洋の翻訳ともいえる本の集積所を導入し、大学の書籍の集め、空間を限定し、これを書籍館と称したとしても、実際の大衆のリテラシーや好み・習慣との乖離があったため、いつまでたっても利用が大衆には広がらず、一部の大衆の利用にとどまっていたと考えられる。

明治20年代後半の図書館の利用状況については、樋口一葉が「女子は男子と異にして家事の繁累も多く殊に妙齡の処女たちなどは下婢を伴ふか朋友を誘ふかの必要ありて到底男子の如く自由に同館へ往きて閲覧するの便宜なきにも依るべけれど左りとて余りに其数の少に過ぎるにはあらずや」と指摘、すなわち図書館はできたものの女性の社会的地位からくる利用の少なさを嘆いている<sup>73</sup>。

書籍館は、明治6年には<sup>74</sup>、官営書籍館1館に蔵書12,626冊だったものが、表2にあるように明治17(1884)年には国立・公立・私立をあわせて25館となり、蔵書数は1,568,787冊、閲覧人数は189,905人となり、明治45(1912)年には541館、3,050,602冊、3,954,148人に、大正9(1920)年には1670館、5,161,530冊、10,911,323人に増加した。教育の普及により識字率が高まり、図書館数と入館者数が増えていき、閲覧室が定着することで、ようやく大衆の中に「図書館は席に座って静かに本を読むところ」という認識が広まっていった。大衆にとっての図書館像がある程度固まるようになり、さまざまな層の見知らぬ者たちが一堂に会するようになってはじめて図書館は公共空間として大衆を引き寄せる場として意味を持つようになる。そして明治維新に引き続く四半世紀を通し、日本人の読書生活は、

[1段階] 明治初期：均一的な読書から多元的な読書へ（非個人的な読書から個人的な読書へ）

[2段階] 明治後半期～大正期：共同的な読書から個人的な読書へ

[3段階] 大正期～昭和戦前期：音読による享受から黙読による享受へ  
 といった大きな変革を段階的に生み出していったと言える。

その後、昭和戦前期には、時局に対応する政策と事業が行われるようになり、図書館は大衆の思想に介入する事業を行うようになっていった。終戦近くには、思想に関連した図書を決める権限をもつ法律をつくった。1943（昭和18）年、戦時中に、図書館の読書統制機関化としての位置づけを求めるため、衆議員議員金井正夫によって「図書館ノ戦時体制確立ニ関スル建議」が出され、この中で

- ① 図書推薦機構を整備強化して国民必読図書群を制定刊行し、
- ② 優秀なる図書館員を配置して前項図書館群の運用に当たらしめ、
- ③ 地方知識人を組織して読書委員を設け、読書指導並に国策滲透にあたらしめること

が述べられた。昭和19（1944）年以降は、県立図書館は軍需工場や軍事施設になり閲覧が中止になっていった。1940（昭和15）年の公立及び私立図書館数は4,776館であったが、1948（昭和23）年には1,549館になり、約68%が消滅した<sup>75</sup>。

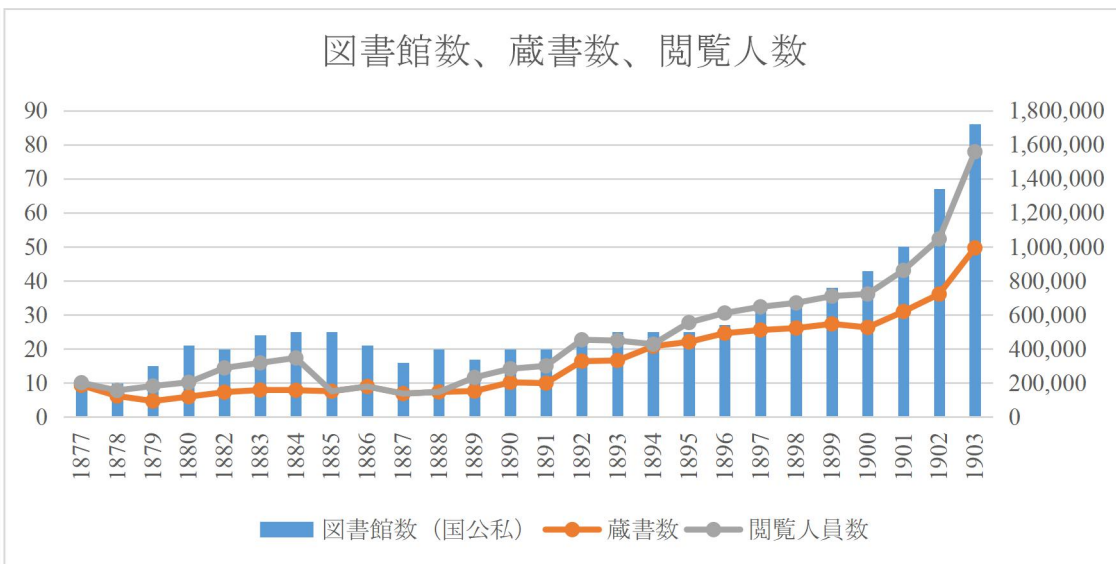


表2 田代元弥「わが国社会教育制度の改革について」『横浜国立大学教育紀要』

1966(5)p6 - 7より筆者作成 2021

### 第3節 戦後占領下 CIE 指導がもたらした公的図書館文化活動の評価と課題

戦後の図書館は、それまでの思想善導の一機関としての位置づけを否定することから始まる。アメリカは日本の降伏前から「『軍国主義・超国家主義から民主主義へ日本人の思想を切り換えさせる計画』というマスタープランを作成し、教育、宗教、マスコミなどの分野における政策を準備<sup>76</sup>」していた。GHQ のもとで始まった占領の目的は、「日本国が再び米国の脅威となり、または世界の平和および安全の脅威とならない」ようできるだけ大きな措置を講ずることであった<sup>77</sup>。その際、非軍事化だけではなく、今後、日本が脅威とならないように民主化政策が採られ、ポツダム宣言の基本方針に基づき、CIE(civil information and education section:民間情報教育局)<sup>78</sup>が発足し、民主主義思想の普及と軍国主義の排除が行われ、さらに「美術品、古器物、文化財、宗教上の作品、図書館、博物館、公文書保管庫、宗教建築物および史的記念物の保護、保存、救出あるいはその処分に関する事項について、総司令官に勧告を作成<sup>79</sup>」することが実施された。GHQ の求めで米国教育使節団が来日し、『米国対日教育使節団報告書』（1946）により日本の公共図書館改革は始まる。これは、アメリカからの調査団による日本教育の改善点の主張<sup>80</sup>であり、成人教育において、公共図書館が民主主義思想の普及を助長する公的機関<sup>81</sup>であるとされ、あらゆる者の自由な利用が可能で、論争的な問題について多くの観点からの資料を所蔵すべきとされた。具体的には、

- 1) 思想の普及を培養する施設
- 2) どんな利用者でもどんな内容の図書でも受け入れる
- 3) 文化的慰安を与える
- 4) 公費負担・利用料を無料とする
- 5) 中央図書館と分館制度
- 6) 多くの国民が初等学校卒なのでこれを補うための教育映画をみせる
- 7) 文部省の所管とし、公費分配、基準、目録をつくる
- 8) 地方の行政が任命した図書館長をおく
- 9) 分館を用いた地域内ネットワーク
- 10) 児童への図書の提供

1 1) これらを東京で実験的におこなうこと<sup>82</sup>

以上のことが勧告され、これにもとづく改革を実施する専門家が来日する。

2代目の図書館担当官であるバーネットは、実際の図書館の姿として、サービスの概念を挙げている。「サービスという主旨を持たなければ図書館は単に受動的な文化の表象<sup>83</sup>」であり、「無関心な大衆には気づかれない」とし、アメリカの図書館はサービス概念の導入前は受動的な教育機関であったが、サービスにより能動的な教育機関に変わり、文化の中心となったとした。特に行っていることとして、フィルムライブラリーからの団体や個人への貸出、音楽室で音楽を聴くこと、レコードや楽譜の貸出、児童室でのお話プログラム、実業家のための資料設置、電話による質疑応答サービス<sup>84</sup>を挙げている。このようにアメリカ人の図書館員がいて親切にサービスをし、図書、映画、講演会、レコード・コンサートなどを通じて、アメリカ文化、民主主義の原則の普及に努めた<sup>85</sup>。

CIE 図書館では、このような資料提供と同じくらい文化活動をしていた。それは、『米国対日教育使節団報告書』が、大衆が自らで考えることの広がり育成し、文化的に元気になる源となるような公共図書館システム組織することを想定<sup>86</sup>していたからである。表3に示す内容をみると、全国のCIE 図書館では、必ず文化活動が行われており、共通する活動内容として、レコード・コンサート、映画鑑賞会、スクウェアダンス、アメリカを紹介する講演会、英語教室が挙げられる。この他にもペンパルクラブの活動やこれをプラットフォームとした演劇、出張レコードコンサートなどが実施された。

今まど子は、当時は珍しかったLPレコードを使用したレコードコンサートと、その内容としてのアメリカの音楽やジャズ、「アメリカの国立公園」「オーストラリアの首都」といった15分から20分の教育映画、子ども向けのディズニーアニメ、「アメリカの民主主義」といった講演内容、戦争中は禁止されており且つ占領軍の進駐により必要になった英語を学ぶ教室、アメリカの学生とのペンパル、戦争中は自由ではなかった男女の交流が一転して自由になったことを象徴するスクウェアダンス、子どもが自由に読みたい本を読むといったことを文化活動<sup>87</sup>として挙げ、「女性誌の編集者や新聞や雑誌を毎日読みに来る人、地方から上京して資料を借りて帰

りたいと要望する人など利用者が引きも切らない<sup>88</sup>」状況であり、「講演会、レコードコンサート、映画会、英語教室、ペンパルクラブ、スクエア・ダンスなどの文化活動も頻繁に行って、市民が図書館に来る道を付けた。<sup>89</sup>」とした。

薬師院は、「都市の知識層に対しては英文図書や定期刊行物を提供し、庶民層には視聴覚教材を用いた成人教育を行った」とし、「占領統治期においては、このCIE図書館こそが、文化的側面での民主化や非軍事化の一環として、都市部の一市民に対する成人教育を行う役割<sup>90</sup>」を担っていたとした。

CIE図書館が広められたのは、もとより軍国主義を排除し、民主化を広めることが重要だったからである。ひとりひとりが主体的に物事を考え、自らの意志をもって行動することが民主主義の基本であり、そのための広い知識と情報に接し判断するために無料で誰でも使え、幅広い情報源がある図書館が必要とされる。加えて、リテラシーに関係なく、多くの大衆が文字以外でも民主的な図書館資料に接する機会の創出が最も重要であった。

CIE図書館の利用者内訳をみると、全般的に20歳以下の利用者が2割、20～30歳が5割、30歳以上が3割であり、利用者の7割が30歳以下である。多くの若者が戦争がなくなった社会で図書館を通じた新しいアメリカ文化や、アメリカ方式の図書館運営で、表3にあるような資料提供以外の文化活動を享受していることがわかる。占領自体は、喪失感や劣等感等を感じさせるものであったが、進んで多くの若者がアメリカ文化を進んで受け入れた理由について、猿谷要は「農地の解放、財閥の解体、女性の参政権、平和憲法の制定、どれも日本人だけではそのとき実現することは不可能だったろう<sup>91</sup>」としている。また、「戦後はアメリカ文化解禁の時代」であり、「英会話から映画、音楽、服装、食事、家具、住居、恋愛、家族関係に至るまで、＜アメリカン・ウェイ・オブ・ライフ（アメリカ式生活様式）＞は、＜豊かさ＞と戦後の＜解放感＞の象徴<sup>92</sup>」であったこと、そして、CIE図書館の資料やダンス等を含む文化活動という新しい図書館像の提示が、30歳以下の若い大衆の考え方に合致したとしている。CIE図書館が旧来からある図書館ではなく、文化センターとしての役割を担ったことが、若者の支持を得たと考えられる。

一方、日本の図書館関係者は、「著名な図書館人といえば、ほとんどが分類や目録の玄人ばかり<sup>93</sup>」であり、図書館がその資料を通じて大衆に民主主義の考え方を普及したり、文化機関としての自負を持ってCIE図書館のように大衆に生きがいの場を提供することはこの時はできなかった。

戦後、GHQによる民主主義の普及は公民館が担うのに比較して、この時の日本の図書館がしてきたことは、民主主義の思想自体の普及というより、民主主義を広めるための道具を扱う技術の受け入れである。特に、映画は日本を再教育する上で使われた。1948（昭和23）年、CIEから文部省に映写機1300台、幻灯機650台の無償貸与が伝えられ、その後、全国14か所で視聴覚教育の講習会が開かれた。各都道府県教育委員会に視覚教育係がつくられ、受け入れ先として視聴覚ライブラリーの設置が指示された。

1949（昭和24）年以降、CIE映画が各地を移動する形式で上映されるようになる。映画館が少なかったため、娯楽のひとつとして歓待されるようになる。上映の場の一つが図書館で、視聴覚ライブラリーが原則として県立図書館内に設置され、図書館のサービスとして活用された。1951年のCIE映画観覧者は総数で4億7200万人で国民一人当たり5.5回観ていることになる。

内容に関しては、アメリカの生活様式を紹介したり、日本人に民主主義や生活改善を教えるものが主流であり、アメリカの生活が幸せでありこうした社会の優位性や、近代合理性を適えてゆくことが示唆された。また、CIE映画には一作品ごとに研究と討議の葉があり、それには、ねらいや討議の進め方などが書かれており、娯楽映画を通して日本人への再教育が計られた。民主主義の考えは上からおしつけても成功するものではないが、戦争を知る青年層や一般の国民には歓迎された<sup>94</sup>。公共図書館は、館内に設置した視聴覚ライブラリーで、当時、貴重な娯楽であった映画を上映するというを通してアメリカによってもたらされた民主主義の浸透に寄与した。



## 小 結 公的図書館における文化活動の黎明期がもたらした課題に関する考察

戦前は、国全体が封建社会から脱却し、近代化することが必要だったことから英国の翻訳ともいえる公共図書館を新生国家のもとに制度として取り入れた。公開性があり、身分による差別はないが、実質的にはごく一部の限られた大衆が使うものであった。

その原因は、読者そのものによるものと、施設利用に関するものの2つがあり、前者は大衆の識字率が低かったこと、その識字率の低さを原因とする本の読み方が他者に本を読んでもらう音読という読み方であったこと、その音読が静粛を求める図書館に馴染まなかったこと、後者は、図書館利用には煩雑な手続きが必要だったり、厳しい規則があったりしたことが挙げられる。このため、大衆の中に一般的な公共図書館像が浸透していかず、その利用は一部の大衆に限られてしまった。

その後、教育制度の普及、自由民権の思想及び運動、通俗図書館の図書館数の増加があり、図書館を利用する人は増加した。戦時中は、公共図書館の蔵書や活動においても国家による介入が行われ、図書館はこれに従ってきた。人々が自らの主体性をもって文化活動を行うようになるには戦後を待つ必要があった。

戦後は、占領下の日本ではGHQによる日本の非軍事化、民主主義政策がとられる。『米国対日教育使節団報告書』で「大衆が自らで考えることの広がり育成し、文化的に大衆を元気にする源となるような公共図書館システム組織すること」と勧告された中、アメリカによって運営されたCIE図書館がわが国に広がってゆく。この図書館では、自らで考えることを推奨するため新しい本や雑誌を常に見ることができ、アメリカ文化との出会いが企画された。そこでは英会話教室やスクウェアダンス教室が行われ、レコードを聞き、映画鑑賞をした。このように文化的な慰安や人々の回復になるプログラムが実施された。日本の図書館が目録偏重であり、技術の修得に力を入れている一方で、CIE図書館は、新しい本や、文化活動を各地で展開していくことで、大衆の図書館への興味・関心を引き起こした。特に多彩な文化活動を展開することで大衆の中に新しい図書館像を結ぶことに寄与した。

	センター名	文化活動	特徴的なもの	利用者	個人貸出
1947年に出された指令に記された図書館設置					
1	日比谷センター 1947-1951 (利用者数1,371,572名)	アメリカを紹介する講演会	レコードコンサート1950年 8月26日第9交響曲コン サート聴衆1,363人、9月 825人、	職業別：学生40% 技術者10% 教育者・医師5% デザイナー3.5%	個人貸出 図書：76,205冊 雑誌：43,658冊 ILL：446冊
2	京都センター(1948-	展示が多い。アメリカの生活 の写真展。(CIE図書館・デ パートでも)	ティーンエイジグループに よるペンパルクラブ、ブック クラブ、アートクラブ、映画 クラブ、音楽グループ、ス クエアダンス、English Reading ※アートクラブの 展覧会での作品はアメリカ 人の購入された	年令別：20歳以下28.4%、20-30歳 46.4% 30歳以上25.2%	個人貸出 図書：89,472冊 雑誌：90,167冊 ILL：238冊
3	名古屋センター 1947-1950 (利用者数332,622名)	講演会、映画会、レコードコン サート(1回100人くらい) 英語教室 スクエアダンス		年令別：20歳以下22%、30歳以下31% 職業別：学生54% 教師10% 事務系職員7% エンジニア公務員4% 医師4% 男女別：男71% 女29%	個人貸出 図書：32,273冊 雑誌：57,028冊 ILL：1,061冊
4	大阪センター 1948-	アメリカを紹介する講演会 レコードコンサート50-60人 西宮球場でのモデル図書館 開館	児童サービス お話会 ディズニー絵本 孤児院 や少年矯正施設での出張 講演 子どもフェア	年令別：20歳以下26%、30歳以下44% 職業別：学生40% サラリーマン15% 大学教員4% 公務員4% 男女別：男94% 女6%	個人貸出 図書：47,786冊 雑誌：45,366冊 ILL：408冊
5	福岡センター 1948- (利用者数391,554名)	映画会(短編、教育)、レコー ドコンサート(クラシック フォーク ジャズ) 講演会 スクエアダンスパーティー	映画会306回(47,336人) レコードコンサート204回 (14,617人)九州大学教授 による解説 講演会140回 (16,182人：1回平均115 人)講演会後に問題点を 議論	分室(分担した資料整備)：小倉は工学 大分は農業と商業 大牟田は石炭と炭 鉱 佐賀は農業と教育	個人貸出 図書：30,430冊 雑誌：37,152冊 ILL：892冊
6	新潟センター1948- (利用者235,231人)	レコードコンサート・映画会 200名の参加		施設貸出：日東紡績工場女性従業員 1,000人の有志による図書館クラブ1か月 ごとに新しい図・雑	個人貸出 図書：36,921冊 雑誌：34,230冊 ILL：754冊
7	札幌センター1948- (利用者333,481名)	英会話、コンサート、映画会、 スクエアダンス 講演会 集 会 見学ツアー	英会話102回2,156人、コンサート201回19,244人、 映画会109回9,089人、スクエアダンス38回2,986人 講演会112回7,548人 集会113回4,738人 見学ツアー46回1,412人		個人貸出 図書：22,648冊 雑誌：17,053冊 レコード：1,764冊 幻燈フィルム192本 写真1,595枚
8	仙台センター1948- (利用者155,850人)	レコードコンサート・映画会		年令別：20歳以下32%、30歳以下48% 職業別：学生65% 医師8% 教育者8% 公務員8% 男女別：男80% 女20%	個人貸出1949-1951 図書：15,040冊 雑誌：16,569冊 ILL：711冊
9	金沢センター1948- (利用者282,296人)	英語教室(上級中級児童) スクエアダンス	洋裁学校でのファッション ショウへの参考図書による 貢献と館長がモデル出演	雑誌利用者：ビジネスマン25% 学生生 徒27% 医師13% 教授教諭13% 図書利用者：学生生徒39% ビジネスマン25% 教授教諭20% 男女別：雑誌 男性70% 女性30% 図書 男性84% 女性16%	個人貸出1949-1951 図書：31,964冊 雑誌：108,466冊 ILL：1,133冊
10	神戸センター1948- (利用者359,406人)	童話幻燈唱歌等による子ども の集まり 教育映画上映 英 語クラス 映画討論会 英 語討論会 アメリカ事情講演 会 レコードコンサート(アメリ カ現代音楽 クラシック) ニューストデーシリーズ(講 話会)	『Kobe SCAP CIE Information Center BULLETIN』を発行。日本 語、司書・学者・評論家の エッセイ	年令別：20歳以下21%、20歳~30歳 50% 30歳以上29% 職業別：学生34% ビジネスマン22% 事務員10% エンジニア4% 医師1% 男女別：男76% 女24%	個人貸出1948-1951 図書：27,186冊 雑誌：49,022冊 ILL：428冊
11	長崎センター1948- (利用者386,429人)	映画会(952回11万人) レ コードコンサート 英語教室 施設貸出：高校 専門学校 図書館 刑務所 企業等13 か所、刑務所はデザインの参 考雑誌	「うちの本だな」プロジェ クト永井博博士著書に感 激して送られた児童書の 活用		個人貸出1948-1951 図書：24,159冊 雑誌：58,610冊 ILL：468冊

12	静岡センター1948ー (利用者175,622人)	スクエアダンス(日本に広めたニプロ民事部教育課長来て指導。56回20,609人参加)	児童サービス おはなし会 人形劇73回8,340人	年令別:20歳以下55%、20歳~30歳 38% 30歳以上27% 職業別:学生65% 無職11% エンジニア7% 公務員5% ビジネスマン2% 事務員2% 医師1% 男女別:男70% 女30%	個人貸出1948ー1951 図書:21,729冊 雑誌:10,900冊 ILL:262冊
13	高松センター1948 (利用者164,162人)	レギュラーコンサート 出前コンサート 小豆島でCIEコンサートでは400人聴衆 映画会とディスカッション 大学でのスポーツ映画上映1000人の学生集	子ども祭への出前展示 (児童雑誌、ポスター、写真) 来館者7万人	年令別:20歳以下42%、20歳~30歳 37% 30歳以上21% 職業別:学生45% 公務員13% 無職10% 教育者7% 事務員4% ビジネスマン4% 医師歯科医師3% 男女別:男65% 女35%	個人貸出1948ー1951 図書:20,246冊 雑誌:10,289冊 ILL:172冊
14	横浜センター1948ー (利用者455,089人)	レコードコンサート(ヴィクターレコードとの交流・解説) 映画会 映画作成 英語教室 ペンバルクラブ 講演会 スクエアダンス 俳句会	ペンバルクラブでの英語劇、コーラス会 蔵書・映画フィルム、レコード、楽譜、フィルム・ストリップ(教育用静止画像)、スライド	年令別:20歳以下23%、20歳~30歳 58% 30歳以上19% 職業別:学生55% ビジネスマン12% 科学技術者7% 公務員7% 男女別:男74% 女26%	個人貸出1948ー1951 図書:30,235冊 雑誌:15,023冊 ILL:204冊
15	函館センター1948ー (利用者327,698人)	レコードコンサート(Meet your neighborシリーズ)出前コンサートによる人々との交流 英語教室 研究グループ	おはなし会198回7,045人 レコードコンサート197回10,870人 文化研究団体設置(美術・フォーク&スクエアダンス、演劇、写真、音楽鑑賞、野外撮影コンテスト)	職業別:学生生徒81.3% 無職6.1% サラリーマン3.6% 教員2.3% 公務員1.2% 漁業関係者0.5% 男女別:男65% 女35%	個人貸出1948ー1951 図書:9,892冊 雑誌:23,273冊 ILL:215冊
16	熊本センター1948ー (利用者292,823人)	レコードコンサート 英語教室	施設貸出 ハンセン病児童施設 少年更生施設 聖フランシスコ女子修道院 孤児院 YMCA	年令別:20歳以下40.5%、20歳~30歳 49.3% 30歳以上10.1% 職業別:学生66.8% 事務職員12.3% 無職5% 教育者5% 技術者0.92% 医師歯科医師0.92% 男女別:男70% 女30%	個人貸出1948ー1951 図書:30,292冊 雑誌:24,919冊 ILL:340冊
17	広島センター1948ー (利用者168,700人)	広島図書(株)と「朝日アメリカ博覧会」、「広島子ども博覧会」"Make friends with Books"	子ども図書館のモデルルームを開設し終了後は寄贈	年令別:20歳以下36.7%、20歳~30歳 43.4% 30歳以上19.2% 職業別:学生46.7% 事務職員9.2% 教育者8.3% 公務員8.3% エンジニア5% 無職5% ビジネスマン3.3% 男女別:男77% 女23%	個人貸出1948ー1951 図書:28,990冊 雑誌:17,374冊 ILL:862冊
以下は自治体からのセンター設置要望陳情書によってつくられた(新宿センター以外)※1952年4月28日に占領終了					
18	新宿センター1950ー (利用者:51年までで 91,887人)	近隣の大学では学生デモがあり、地方から出てきた学生には居場所がなかった。"Things American"プログラムでセンター内に学生を集め英語レコードを聞かせたり、ドキュメンタリーフィルムを見せた。1,700人集まる。スクエアダンス、フォークダンス、ペンバルクラブ	教育改革により、新制大学図書館から図書館の設計や分類・目録作業についての質問やアドバイスが求められた。	学生50.8% 会社員11% 教育者10.2% 公務員6% 無職6% 医師4.3%	個人貸出1950ー1951 図書:5,674冊 雑誌:373冊 ILL:96冊
19	長野センター1950ー (利用者119,792人)	レコードコンサート(クラシック・現代音楽)84回、8,138人、女性参加者が男性を上回った。映画会は97回で18,170人	おはなし会は冬に人気。魚屋の仲沢さんは有名な語り部で「ブレメンの音楽隊」を語った。300人程の子どもたちが集まった。	年令別:20歳以下61%、30歳以下21% 30歳以上14% 職業別:学生60% ビジネスマン15% 教育者9% 公務員5% 男女別:男94% 女6%	個人貸出1950ー1951 図書:5,523冊 雑誌:1,001冊
20	松山センター1950ー (利用者113,011人)	レコードコンサート(コンピアレコードとの共同プログラム初めてのLPレコードコンサート等91回4,128人) 映画会、英会話 スクエアダンス	図書館見学ツアー156回 参加生徒数11,652人		個人貸出1950ー1951 図書:6,268冊 雑誌:1,689冊 ILL74冊
21	岡山センター1950ー	クリスマスツリーがセンター内に飾られる。映画会、音楽会。5月5日の子どもの日には語りと音楽プログラム 子ども博覧会でのライブラリーサービス実演	「図書館がこんなに楽しいところとは想像もしませんでしたよ」	施設貸出:倉敷レイコン社資料室 平田洋裁学校、川崎外科病院 岡山銀行 県庁、市庁、映画館、デパート	個人貸出1950ー1951 図書:6,268冊 雑誌:1,689冊 ILL74冊
22	秋田センター1950ー	映画鑑賞、講演会、演劇会、レコードコンサート			
23	北九州センター1951ー	映画会、レコードコンサート、幻燈会、英語会話講習会、スクエアダンス講習会			

表3 今まどり・高山正也『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』p98-154より著者作成 2021

## 第2章 戦後の市民社会が導く公共図書館〈文化活動〉の台頭

### 第1節 公共図書館〈文化活動〉における自己教育と公民館活動における相互教育の同異

戦後直後の日本では、いち早く非軍事化と民主主義が実行されていった。同時に国内各地における空襲による戦争被災で荒廃した地域社会や人の営みや人心を元どおりに戻していくことが最優先事項であった。そんな中、米国教育使節団による『米国教育使節団報告書』が、戦後のわが国の教育を方向づけるために決定的な役割を果たしていったことが先行研究により明らかにされている。

1945（昭和20）年7月26日に発された「ポツダム宣言」には、全か13条の中に以下の2項目が含まれていた。

9. 日本軍は武装解除された後、各自の家庭に帰り平和・生産的に生活出来る機会を与えられる。

10. 我々の意志は日本人を民族として奴隷化し、また日本国民を滅亡させようとするものではないが、日本における捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人は処罰されるべきである。日本政府は日本国国民における民主主義的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである。

さらに同年8月15日の終戦後、9月22日のマッカーサーに伝達された「降伏後二於ケル米國ノ初期ノ對日方針」が、連合軍側の対日教育政策の基本文書となった。

ポツダム宣言では、わが国の非軍事化と民主主義化が定められ、「降伏後二於ケル米國ノ初期ノ對日方針」では、教育制度から軍国主義と超国家主義を排除することが目的とされた。そして、この基本方針を履行するために連合軍最高司令官総司令部（GHQ）と教育問題を扱う民間情報教育局（CIE）が設置された。CIEはアメリカから専門家集団として教育使節団を招聘し、1946（昭和21）年3月初旬から約26日間滞在、その結果、1946（昭和21）年3月30日に連合軍最高司令官マッカーサーに『米国教育使節団報告書』が提出された。

ここでは、主に個々人の発達を奨励するような教育システムの組織化、農業・工業、商業、現代社会における様々な職業、そして、職業訓練と、生徒の能力や興味

に応じた職業を支えるための教育機関を責任をもってつくっていくこと、教育システムは、生徒たちの中で知育のみならず、実際教育や感性教育といった創り出していくものであることが主張された<sup>95</sup>。

この時、成人教育に関しては「日本国民の直面する現下の危機において、成人教育は極めて重大な意義を有する。民主主義国家は個々の国民に大なる責任を持たせるからである。<sup>96</sup>」とされたが、その教育施設として、公立図書館が挙げられており、都道府県の図書館の準備と図書館長の任命、科学・芸術および産業博物館も教育目的の役に立つとされた。

つまりこの時点では、図書館が成人教育の具体的な場として指定されていた。しかし、その後、同年『第一次米国教育使節団報告書』を踏まえて文部省から出された「新教育指針<sup>97</sup>」には「なにか事を決めるのに、代表者を選んで討議させ、討議の仕方を訓練し、とくに多数決の原理をよく理解させることが望ましい。すなわち、多数者が少数者の意見を無視することなく、少数者は多数者の意見にしたがふという民主的な態度を養ふことが、社会教育における公民教育のたいせつな一面である」と民主主義の考え方が提示され、これと文部省社会教育課長であった寺中作雄の公民館構想が結びついていった。1946年に文部次官通牒「公民館の設置運営について<sup>98</sup>」が出された。公民館は寺中の考えによるものであり、その通牒には、「国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築く」とされ、「民主主義の実際的訓練の場」の位置づけが明記されている。また、郷土振興の基礎を作る機関でもあり、戦後の地域づくりと民主主義の学びの場が、初期の公民館に与えられた役割であった。機能としては、公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ね備えたものであり、住民の主体性と努力による設置と運営という、民主主義を支える主体性が明示された。公民館を発案した寺中は、その特徴として以下を挙げている。

1) 社会教育を人と施設と事業の三位一体のものにする。

2) 社会教育は学校教育の延長ではなく、生活と経済と職業にまたがる生きた実践教育とする。

3) 社会教育の中に公民的自覚、地方自治精神の体得を内容とする政治教育の要素を多分に取り入れる必要がある。

4) 市町村に対する行政指導は公民館が窓口になる。

5) 講演より相互教育の意味で討論を奨励する<sup>99</sup>。

黎明期における公民館は、教育行政下の社会教育施設ではなく一般行政<sup>100</sup>であり、知識や教養の伝達という意味の教育ではなく、人々実生活そのものを向上させるための教育・学術・文化事業を行う拠点として位置<sup>101</sup>づけられていた。その後、1949（昭和 24）年の社会教育法の制定で教育委員会に組み込まれることとなり、新しい社会づくりの中核機関となっていく。

その後、経済発展を背景に地域は復興していき、当初の平和で民主的な社会をつくるための中核施設としての公民館の性格は変わっていく。

社会全体が都市化していく中で、牧野<sup>102</sup>は、「会社で一生懸命働くことで、会社が大きくなり、賃金が上昇し、自分の生活も豊かになり、それが国の税収を増やし、社会サービスを拡充し、それがまた自分の生活を豊かにしてくれるし、安心を保障してくれるという好循環」があったことを指摘している。政府による所得倍増計画が国民を鼓舞する中、経済至上とも言える高度成長期を経ながら金銭的な豊かさと消費を享楽する経済活動が個人のものになればなるほど、初期の寺中構想にあった民主主義実践や公民館を通しての地域経営は消失し、これにとってかわって仕事に忙しい人々に、心の豊かさとして個人の趣味・娯楽の場を提供する市民サービス機関へとその姿を変え<sup>103</sup>ていくこととなった。本来は国民ひとりひとりが物心両面からの豊かさを享受すべき成長発展が期待されていたにもかかわらず、「住民の『学び』という営みが、その本来もっていた生産や地域づくりとのかかわりを失い、いわゆる文化教養という高踏文化に限定され<sup>104</sup>」た。

その後、2008（平成 20）年に社会教育法は改正され、「生涯学習の振興に寄与する」ことが盛り込まれ、学習機会の提供が明示された。

一方、図書館に関して、薬師院は「GHQ は民主主義を普及する機関として“public library”を重く見ていた。ただし、それは“公共”の利用に供する図書館を重視していたということであり、日本の公立図書館を重く見ていたわけではない<sup>105</sup>」としてい

る。戦争直後の図書館は民主主義を広めるには未成熟であったため、復興と民主化、人々の実生活そのものを向上させる拠点は公民館とされ、法律としては、地域づくりや人づくりを包含する公民館を司る社会教育法が上位法であり、図書館と博物館は、知識や教養の伝達・普及機関と位置付けられた。

図書館法自体は、教育基本法に示された教育理念を実践するために社会教育という分野において、公共図書館施設を通じて果たす役割を個別具体的に規定している<sup>106</sup>。その新しい規定として以下が創出された。

- (1) 図書館協議会という市民参画、
- (2) 人々への奉仕の精神の明示
- (3) レクリエーション思想の導入、
- (4) 資料の活用

(1) は、館長による諮問機関としての位置づけであり、協議会は教育関係者による構成とされ、設置そのものは義務ではないものの、図書館の運営に関して、市民が唯一その考えを表明できる場であり、(2) は旧来の図書館ではなかったサービス概念の導入であり、戦前の図書館に関係した法律ではサービスの概念はない。(3) と(4) に関しては、図書館法第3条において、具体的に述べられている。美術品やレコードを含めた広範囲の資料収集と一般公衆への利用促進、資料の組織化と目録整備、職員が十分な知識を持つことと利用相談に応じること、相互貸借、移動図書館などの巡回、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催と奨励とであり、幅広い内容をもって運用することが可能であることが示されている。図書館法制定時の文部省社会教育局長・西川恵は、レクリエーションに関して、

1. 生活を向上せしめるものであること
2. 楽しいものであること
3. 誰でも参加できるものであること
4. 仕事の能率を高めるものであること

としている。そして、レクリエーション思想が内包された図書館法では、図書館は本と知識のサービス・センターであり、欧米にならって映画フィルム、レコードの保管などという仕事も加わって、<楽しみながら知識をうる<sup>107</sup>>というレクリエーシ

ョン・センターとしての使命を与えられた。更にその利用が全く無料であり、ここで新たな図書館像が提示されたと言えよう。

公共図書館は、実際には貸出を中心とした業務を行っており、この情報提供をもって教育に資する内容を実施している。公共図書館の場合、利用者を直接教えることはない。公共図書館は、自己教育の場であり、図書館職員は教師ではない。レクリエーションを市民に教えることはしないため、この分野は図書館として育ちにくいと言える。また、司書課程では、情報の組織化や情報サービス論などは学ぶものの、文化的な活動やレクリエーション、そのためのファシリテーター論などは学ばない。この為、地域づくりに必要なこれらの力は個人の能力や経験値に委ねられているのが現状である。

公民館においては、もともと民主主義普及の機関としてつくられたものが、経済発展を背景に人々の実生活そのものが変わった結果として、生涯学習を主にする機関となった。公民館には社会教育主事がいて、職務として教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施をはじめとして、管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言、社会教育関係団体の活動に対する助言・指導、管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施等を行う。公民館は、その特有の文化事業を実施するにあたり、社会教育機関としての事業の企画・立案・実施・協働のための学びの機会がある。公民館と公共図書館の違いを表4にあらわした。

公民館は地方公共団体の任務として文化教養を高め得るような環境醸成が法律として謳われ、更にそれを担う者が社会教育主事である。公共図書館は、図書館法の目的として、レクリエーションが設定されているがそれ以外の具体的な指示はなく、自由な解釈と活動が可能である。

また、公共図書館自体は戦後は個人の自由な利用が促進されてきた機関であり自由な参加が可能である。〈文化活動〉の企画についても特に専門性が求められる資格等は必要なく、市民による企画からの参加が可能である。



	公民館	公共図書館
文化に関する活動	国と地方公共団体が任務として国民が自らの実際生活に即する文化的養を高め得るような環境を醸成する（社会教育法）	図書館法の目的としてのレクリエーションの設定
利用者の特徴	団体登録が基本	個人の自由参加
文化活動企画者	主に社会教育主事	特に規定はない
施設の主な業務	企画・立案・実施・指導	教養、調査研究、レクリエーション等 1960 年代以降は資料提供

表 4 公民館文化事業と図書館文化活動 筆者作成 2021

## 第 2 節 貸出型図書館における図書館主導型〈文化活動〉の成立

1950 年代の日本の図書館は、市民が本を読んだり貸出を求めたりするのに煩雑な手続きがかかる経営方法が続けており、図書の管理自体も整理中心でしかも厳密で精緻な整理事務が求められ、閉架式書架で、館外貸出には保証人や住居証明書が必要など戦前と変わらないものであった。

戦前から戦後直後の図書館では、入館する人は閲覧者と呼ばれ、本を読む時には、受付で渡された閲覧票に書名を記入して必ずカウンターの閲覧係に提出する必要があった。利用者は目録から本を選ぶので、間接的で時間がかかり、しかも自らの目的に合わない本が提供される場合もあった。また、その利用者は学生が占め、市民にとっては使いづらい場所であった。

図書館法は全国一律に図書館の設置を義務づけてはおらず、各地方公共団体が図書館を設置したい場合に、自らで条例を定め建物を建て設置するものである。しかし、図書法制定後の 1950 年代後半になっても利用が停滞したままであり、学会からも公共図書館の発展は新しい時代の担い手である民衆の支持を受けてのみ可能であるとされた。不景気や地方財政悪化の中、日本図書館協会事務局長有山崧が、「図書館の発展を『地方或は中小図書館』から始める」、「個別の図書館の設置や活性

化を通じて、いわば積み上げ式に『図書館網の拡充運動』を進めよう」とした時に、国からの補助金<sup>108</sup>がでて調査団ができ、報告書がつくられた。薬師院はこれを「目指すべき結論も用意されていた<sup>109</sup>」としている。結果的に、有山は後の日野市立図書館長になる前川恒雄を含め若手図書館員を集め、3年をかけて全国で合計71館の図書館を7人の委員の実地調査と49人<sup>110</sup>の地方委員によって研究・討論され、報告書にまとめられた。これが1963（昭和38）年に日本図書館協会から出版された『中小都市における公共図書館の運営』、略して『中小レポート』である。

この報告書は、公共図書館における本質的機能を提示したことと、その位置づけを宣言したことにおいてその意義があり、その後の図書館界に大きな影響を及ぼした。前者は、公共図書館の機能を資料提供と住民の資料要求の増大とし、特に資料提供が「本質的、基本的、核心的なものであり、その他の図書館機能のいずれにも優先する<sup>111</sup>」とし、市民に対して公共図書館が行う最も重要なことは何かを掲げた。後者に関しては、それまでの府県立図書館（大図書館）の認識を「事大主義の反映<sup>112</sup>」とし、「中小図書館こそ公共図書館の全てである」とし、市町村立図書館が市民に資料提供をする最前線の公共図書館であるとした。その後の図書館界では、この資料提供の部分が貸出そのものと解釈され、貸出に重点を置かれた計画や評価が行われ、貸出冊数が図書館の評価軸になっていく。前者は、本来、貸出冊数増加が目的ではなく、貸本屋と競合しない、商業主義では行き届かない部分への奉仕であった。一方、後者は、「中小図書館の自立をうながし、自信をつけ、主役に祭り上げること」<sup>113</sup>が目的であったといえよう。薬師院は日本図書館協会事務局長の有山崧が中小図書館と大図書館の立場の一発逆転を企図<sup>114</sup>したもの、または、中小図書館職員の大図書館への羨望や対抗意識を変革のエネルギーにするものであるとした。

ここで示された内容は法律ではないため、罰則規定もなく、従う必要はないものの、全国の図書館はその理論を尊重してきた。公共図書館の理念を「無料の資料提供」と「市民の資料要求を増大」とし、図書館法の文脈にある「奉仕の概念」をこの2つの概念で再解釈した。図1は、この奉仕再解釈を表したものである。市民への直接奉仕というよりも、無料の資料提供をあらゆる場所でしていくことで、市民が図書館資料に接し、活用する機会が増え、図書館資料が役に立つことがわかり、

役に立つことがわかると更に市民が公共図書館に資料を要求するようになり、奉仕の考え方が深まるという循環である。この循環が確立すると、市民にとって公立図書館は不可欠なものになり、地方自治体におけるその意義が高まる。

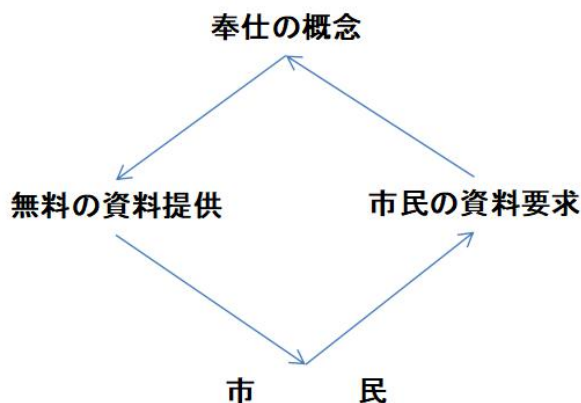


図1 奉仕概念の循環 筆者作成 2021

この報告書で強調されている「資料の提供」からは、図書館員による市民の学習指導介入への批判的立場を読み取ることができる。これは戦前の「国民思想善導」への反省からくるもので、山口らは「特にわが国の図書館界は、戦前においては、『国民思想善導』に取り組んできたが、そのことが、国民の知的自由を抑圧し、図書館を自滅に追い込んだという教訓」があるとし、「戦後においても読書運動の名の下に、読書指導や読書会の組織化に取り組み、住民の読書過程に図書館員が積極的に関与し、『おくれた民衆』を『民主的主体』に育て上げること」や、「不良化防止のための『青少年読書指導』」については、決して図書館の発展につながるものではなかったとし、「図書館員は指導者意識をぬぐいさって、資料提供の専門家としての奉仕者に徹するべきである」とした。山口は、図書館員による学習指導ではなく、「草の根をわけても求められた資料を提供するという資料提供」こそが「知る権利<sup>115)</sup>」の保障であり、「読書指導」ではなく「資料提供」こそが図書館の本質的機能であるとしている。

この『中小レポート』は、理論として捉えられ、実践は有山の地元である日野市立図書館の移動図書館を通して行われた。建物ができる前から、ブックモービルと呼ばれる移動図書館を使い、高度経済成長途上の東京のベッドタウンとして人口が

増えていた日野市の団地に住む子どもや主婦層の間をめぐり、方法としての多くの貸出を行うことで公共図書館の存在を知らしめた。これまで公共図書館の利用者ではなかった「主婦」や「子どもたち」が利用者としてその層を形成した。『中小レポート』の理論をもとに日野市立図書館での貸出に重点をおいたサービス、児童も一人の大人と認めて行う児童サービス、移動図書館での全域サービスは、実証の結果として、日本図書館協会から 1973（昭和 48）年に『市民の図書館』として出版された。市民サービスの最前線は県立図書館（大図書館）ではなく、市町村立図書館であるとされたことで職員の現状変革への意識が高まったと思われる。新書版サイズの本の中では、公立図書館の意義、課題、サービス、管理・運営の実施方法などが平易に解説され、図書館を始めるにあたって、その運営の具体的なノウハウが示された。貸出手続きや手順、予約カード、図書の選択、台帳の書き方、NDC 分類をするかしないか、目録カードの書き方、蔵書管理の考え方、図書館費の根拠となる評価方法、条例の作り方、年間計画まで、本の中に図書館運営にかかわることがほぼすべて書かれていた。

図書館運営において重要とされた貸出、全域サービス、児童サービスの考え方と方法論として簡便な貸出は、職員を変革し、図書館サービスを受けた市民も、「学生の勉強部屋」「インテリの書斎」という旧来のイメージを変えた。この『市民の図書館』は、自治体の首長や議員にも頒布され、図書館のあるべき姿への理解に役立ち、首長選挙や地方議員選挙では多くの候補者が図書館設置やサービス充実を公約するといった事態<sup>116</sup>が起こった。この「奉仕」「サービス」への視点の大転換により、貸出数が増えてゆく。1965（昭和 40）年には全国の図書館数 773 館、貸出冊数 876 万冊で、1 館当たり約 11,000 冊であったものが、1983 年には、1487 館、貸出冊数が約 2 億 9,000 万冊になり 1 館あたり約 20 万冊の貸出冊数になっている。

特に、『中小都市における公共図書館の運営』および『市民の図書館』の作成にかかわり、貸出中心の図書館の実践を行った日野市立図書館では、1979（昭和 54）年は一般会計約 180 億円のうち 1%の 1 億 8,000 万円を図書館行政に当てており、これは一人当たり 330 円の投資になるが、本の貸出冊数を金額にすると一人 7,900 円の均霑になることから、福祉行政にもなった<sup>117</sup>。

1963年の『中小都市における公共図書館の運営』および1970年『市民の図書館』のそれぞれが発行された効果は以下のとおりである。

1. 戦後直後の指導者たちが戦前・戦中の県立図書館の有力館長だったのに比べて若手の図書館員による図書館現地調査の内容で『中小都市における公共図書館の運営』は、当時の求められる図書館像に即していた。
2. 戦後20年近く、図書館法成立後10年以上経過してもなお確立していなかった新しい図書館理論とそれに基づく実践のあり方が具体的な文言で示された。
3. 公共図書館の本質的機能が資料の提供とされた。
4. 市民の資料要求を増やすことが掲げられた。
5. 全ての人に対する奉仕・サービスの概念が導入された。
6. 方法論としての貸出が提示された。
7. 誰にどのような方法で本を貸出すか、評価は何になるかが提示された。
8. 『中小都市における公共図書館の運営』の内容に関して各地で討論会等<sup>118</sup>が行われ、そこから普及し、全国の公共図書館で指針となった。
9. 県立図書館ではなく、市町村立図書館が市民サービスの最前線とされ、その職員の意識が向上した。
10. 具体的には『市民の図書館』に沿って図書館を運営していくことが『中小都市における公共図書館の運営』を具現化することにつながった。

しかしながら、公共図書館普及そのものに関しては、この2冊の本は影響力があったものの、ここでは図書館の普及が目的であったため、集会活動はその方便の位置づけであった。『中小都市における公共図書館の運営』では、文化活動は、集会・行事とよばれ、①図書館資料の活用を促進するため、②地域の文化活動を活発にし、発展させるため、③個人の知識を広め、教養を高め、技能を伸ばすためとされ、まず、図書館への認識の普及とその活用、または資料の活用の枠組みの内に捉えられた。

日野市立図書館の実践後の1970（昭和45）年6月には、東京都が『図書館政策の課題と対策－東京都の公共図書館の振興施策』を発表した。この政策の中では、『中

小レポート』で位置付けられた公共図書館を普及させるものとしての集会活動から、住民の要求としての集会活動に意義があることが述べられている。「共同学習や経験交流、日常生活における問題解決のための市民の語り合いのための場と機会の提供」や「連帯活動を深め自主的な文化活動の推進を促す」ことが集会活動であると再解釈された。これは、1963（昭和 38）年刊行『中小都市における公共図書館の運営』で、理念として、打ち出された集会活動の 3 つの目的に関して、政策として実施していくことを決めたと捉えることができる。（添付資料 2）

そして、この政策としての〈文化活動〉は、図書館資料の活用や個人の技能の修得を通して、公共図書館を増設するための支持獲得が目的なのではなく、交流や語り合いの場、自主的な〈文化活動〉の推進という、〈文化活動〉自体が目的の政策であった。つまり、公共図書館を知ってもらうための方法としての〈文化活動〉から、図書館での〈文化活動〉としての実践が目的となったのである。ここに集会活動の包括概念である〈文化活動〉が成立したとみることができる。

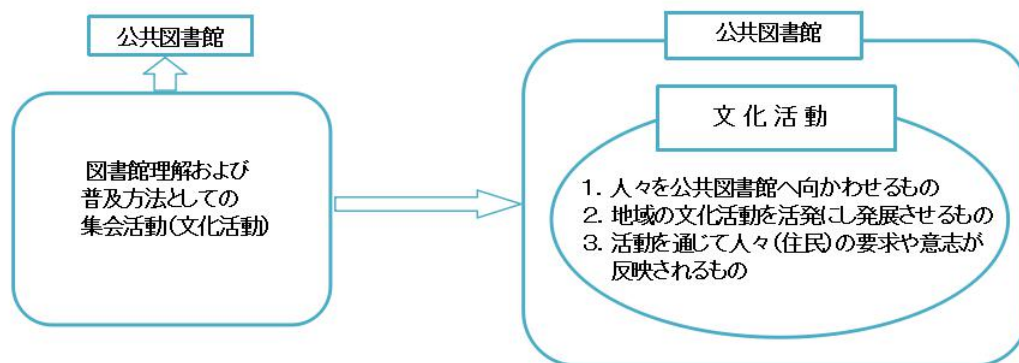


図 2 方法としての文化活動から実践としての文化活動 筆者作成 2021

### 第3節 貸出サービスのアポリア克服をめざした市民主導型〈文化活動〉の発展

『中小都市における公共図書館の運営』および『市民の図書館』による貸出概念の拡大は、初めて図書館運営にあたる職員にとってその運営方法や新しい利用者開拓への方法を提示したということでの役割は大きいですが、一方で運営に慣れてきた後の評価の検討や、時代の変化に沿った図書館サービスのあり方の検討については述べられていない。

藤谷は、「『貸出冊数』は、日本の公共図書館界にとって、まさに打出の小鍬といえるものであった。1960年代以降、この小鍬を振ることによって、利用者が増え、蔵書冊数が増え、図書館数やBMが増えてきた。もちろんそれらの増加にともなって、図書館職員数も増加した<sup>119</sup>」とした一方で、「この『急激な増加』を手放しで喜んでいてよいのであろうか。この急激な変化の裏に、置き忘れられたり、ねじ曲げられたり、変質してしまった重要な問題が隠されていないだろうか」としている。前章で挙げた占領下のCIE図書館での多彩なプログラムと若者の参加者が多い文化活動は、1950年代のわが国の公共図書館には直接的には引き継がれないものの、長野県立図書館では、1950年に不読者層を開拓する目的でPTA母親文庫運動が展開され、子どもではなく母親の教養向上が図られたり、鹿児島県立図書館では、1960年に館長の椋鳩十の発案で母と子の20分間読書運動が実施されたりした。これは読書運動であり、CIE図書館の文化プログラムのような多様性はみいだせないものの、市民を巻き込んだ読書の関する活動として発展した。そんな中、1963(昭和38)年に刊行された『中小都市における公共図書館の運営』は、「公共図書館の本質的機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供するとともに、住民の要求を増大させるのが目的」とし、一定量の質的水準をもった資料を整備し、これを資料提供という基本的コンセプトのもとに貸し出すことと、読書相談・参考業務、展示や集会活動も資料提供と結びつく、又は、資料提供の手段としてあることが謳われている。

資料提供は必ずしも、貸出を意味するものではないが、貸出という一本化されたコンセプトが支配的機能となり、他のすべての機能はこの貸出のために存在するという理解がされ、一般的には図書館といえば、業務の多くを個人や団体への貸出作

業に費やし、利用者からみれば、本の無料貸出機関という認識が広がり、これは現在までも続く。

1970（昭和 45）年に刊行された『市民の図書館』には「住民によってそのサービスが評価されなければならない」とあり、図書館サービスの結果は、住民がその評価を行うことが書かれている。1970年代から 80年代にかけて日本社会に公共図書館を増やし、定着させるためには貸出が必要であったが、その後はこのコンセプトを中心とした図書館の価値観が、「貸出冊数が多ければよい」、「貸出業務が全ての業務の中心」といった弊害をよんだ。

貸出重視の結果としての貸出冊数は、明確な計量化ができるため、図書館サービスを評価する際の説得力ある数値となり、統計として、過年度や他の市に比べて何倍多いとか、全国の図書館で何番目という比較が容易にできるようになった。さらに、貸出冊数に数値目標をつくれれば、達成度といった目標もたてやすくなる。そして、貸出重視の結果の貸出冊数という数値は、市民によって構成される図書館協議会や、市町村議会での説得の数値となり、予算増額の理由にもなる。『中小都市における公共図書館の運営』の調査事務局にあたった前川恒雄は資料提供に関して「資料提供という機能を梃子にして方向転換はして、成功したのはいいのですけれども、『資料提供だけ』という考えが強く出てきているのではないか、あるいはそれを浅薄にとらえて言っている向きがあるのではないか<sup>120</sup>」と述べている。

前川自身は、図書館の目的を「『市民の可能性の発見・拡大』つまり市民自身によって、市民自身が自分の可能性を発見する、図書館において発見する。そして、可能性を拡大してゆく<sup>121</sup>」としている。これは、市民が個人としての価値を高めることや成長を重視するものであり「自己修養」の考えに近い。自己修養とは「自己探究力と自己形成力の助けを得て、目的のある成長と拡大を目標とする<sup>122</sup>」もので、アメリカの図書館史学者・シドニー・ディツィオン（1908-1975）は、「図書館は自己修養の過程を助ける補助機関として最適である<sup>123</sup>」としている。

前川が『中小都市における公共図書館の運営』で打ち出した資料提供とその一つとしての貸出は、個人の成長への社会教育機関としての図書館の援助であり、図書館としての貸出冊数の数値ではなかったと思われる。根本は前川の貸出に対する考



えを「自己教育の場所としての図書館の目的を実現する手段<sup>124</sup>」としている。しかし、手段が目的化され、消費社会の到来とともに商品としての本と社会教育機関の蔵書としての本とが同一視され、また、人々に図書館が利用されるようになったことから、明確な数値が現れる貸出冊数が図書館サービスの尺度であり目的の一つとなったことが貸出の弊害である。

貸出サービスは、時に「図書館の存在目的のごとく言及され、時に自己目的化<sup>125</sup>」されて、2000年代に入り「無料貸本屋」と揶揄され、貸出作業自体が定型的で反復作業・単純作業とみなされることもある。さらに、公立図書館における人気本の複本購入<sup>126</sup>は、市民の要求に応えることとともに、貸出冊数をのばすことでもあり、貸出が引き起こす問題ともいえよう。

鈴木は、貸出は「資料提供」の柱の一つであると同時に、プロパガンダであるとした。「利用者の要求充足を本質的な価値観として発展」することは市民が自らの要求を通すことが受け入れられたことであり、この点が本質的な図書館の価値として働くことが支持されたとしている。また、「児童サービス」「全域サービス」はコミュニティへの関与であり、公立図書館普及の原動力であるとした。さらに、資料提供を、本と情報そのものと捉えると、その根底にあるのは、「自立した市民」の「自己責任・自己判断」であり、鈴木は資料提供を「自立した市民」とコミュニティでの「つながりあう市民」の双方向に有効としている。

そして、現在までも課題として残されているのは、『市民の図書館』で提案されたモデルが現在でも同じように有効であるという考え方<sup>127</sup>であり、相対的に、他の図書館サービスや活動の可能性を小さくしてしまったことである。

他方、1980年代は集会・学習活動が活発になる。調布市図書館は、1960年代は貸出に追われたものの、1960年代後半から地域文庫の育成、利用者懇談会、講演会、図書館見学会などを通して、潜在的利用者の顕在化を図った。

1973（昭和48）年には図書館を核として活動している市民の自主的な読書会や研究会などのサークルの連合体である「調布ブッククラブ」が誕生した。調布市図書館の黒沢は図書館での集会活動の意義として、第一に不読者層の開拓、第二に潜在的利用者の発掘、第三に図書館を身近なものとして感じさせることを挙げている。集

会活動は読書のみならず、幅広い目的のために実施された。つまり、読書によって生まれた学習意欲のプラットフォームにのみならず、市民の文化的要求を育てる文化創造の拠点となることを志向していた。

「調布市ブッククラブ」の目的は、「開かれた市民の学習・創造の場の拠点となって、自主的な各サークルの連繋と生活に定着した活動を展開し、情報の交換、相互研修、実践活動を通して個々を育み、知的共同体を実現すること」であり、当時、読むこと、書くこと、どう生きるかをテーマに、数多くのサークルをもち、会員は700名いた。

調布市図書館司書の黒沢は、急激な都市化により形成された調布市では、「市民意識の形成の場として図書館の使命がある」としている。図書館も急激な都市化に合わせシステムの機械化されていくが、そんな中で図書館が、市民意識の形成の場として機能したと言えよう。

図書館がコミュニティへ関与し、コミュニティの反映としての図書館の存在を見ることができる。そして、資料提供は図書館側から市民の判断や自己決定を支えるものであり、一方の文化活動は市民意識の形成とともに、市民から図書館へ働きかけることができる場であるといえよう。

調布ブッククラブ	
俳句	火曜句会、水曜句会、にずい句会、木曜句会、二木句会、金曜句会、みずき句会 煌ら句会、たつくり句会、つつじが丘句会、風舎句会、
短歌	青條歌会、径歌会、水嶺歌会、福寿草歌会、からすうり歌会
小説・随筆・詩	随想を書く会、綴り方サークル、たきおん、童話創作の会、みちくさ
読書グループ	あすなる読書会、SFの会、柏読書会、こだま読書会、古典文学を読む会、七宝読書会、針布読書会、つくし読書会、読書をたのしむ会、白鳥読書会、ふたば読書会、芙蓉読書会、緑ヶ丘読書会、宮ノ下読書会、名作読書会、読書会夜行列車、やまなみ読書会、若菜読書会、
研究グループ	グリム童話を読む会、赤彦・茂吉を読む会、互葉読書会、万葉集を読む会、三島由紀夫を読む会、聖書を読む会、仏典に親しむ会、枕草子を読む会、論語を読む会、朗読奉仕語りの会、私の昭和史を読む会、
芸術グループ	朱彩会、碧彩会、彩雅会、彩燿会
放送番組	古典購読の会
その他	文学散歩同好会

表6 調布ブッククラブ活動内容 出典：黒沢克朗「調布市立図書館：市民文化活動の拠点に」『調査季報88』1988、2月 p33 より筆者作成 2021

小結 市民社会が導く公共図書館における〈文化活動〉の台頭に関する考察

戦後、GHQにより非軍事化および民主主義、郷土復興の役割を担ったのは、公民館であった。公民館は戦後に誕生した新しい施設であるものの、その役割は戦後の民主化を背景とし、社会教育そのものとして扱われた。その後、わが国の高度経済成長とともに、扱う内容を変え、文化事業中心になった。

一方、図書館は、1950（昭和25）年に成立した図書館法においてレクリエーション思想が内包され、目的として〈文化活動〉をするよう位置付けられた。

1960年代に入ると『中小都市における公共図書館の運営』で、資料提供と市民の資料要求増大の概念が打ち出され、前者が貸出と読み替えられながら、方法論として拡大し、それに伴い図書館への認識も広がっていった。高度経済成長を背景として、都市近郊に住む母と子どもといったこれまでは新たな利用者層を獲得しながら公共図書館の増加は続いた。新たな貸出対象の獲得とそこへの貸出がさらなる資料の要求をうみだし、公共図書館は本の循環を生み出し、住民に必要なものとして強く認識されていく。

しかし、全国に図書館利用者を増加させていくシステムとしての「貸出」は、日本の経済発展期には、都市周辺において新たな利用開拓の時には機能として働いたが、全国に3,300館以上の図書館ができ成熟期に入った現在では、図書館サービスの評価を限定されたものにし、本来ある図書館の可能性を小さくしてしまった。

### 第3章 「市民の図書館」としての公共図書館が誘発する〈文化活動〉

#### 第1節 「市民の図書館」としての公共図書館が拓く〈文化活動〉

日本の公立図書館は地方自治体が税金で運営している図書館であり、戦後は公開制と利用料の無料が原則となった。人々が民主的な社会をつくり営むには、自らで考え判断し行動できることが求められ、そのために必要な情報や考え方を得るためには、公的な成人教育の機会と場所が保障されることが必要である。

地方自治体が図書館をつくる際には開館準備室を設けるが、その仕事には次のようなものがある<sup>128</sup>。

①準備室の設置とスタッフの採用・編成 ②新設館の用途の選定、利用者と地域の調査 ③予算編成（企画・財政・管財・職員・建築などの関係課との交渉）④建設審議会、建設専門委員会などの設営。市民・地域文庫・家庭文庫の人々との懇談、交渉 ⑤奉仕計画の作成 ⑥建築計画書の作成 ⑦設計（監理）事務所の選択と契約の打ち合わせ ⑧蔵書プランの作成、図書館資料の予算化と選択、契約、収集 ⑨開館時の職員体制の立案と交渉 ⑩次年度の予算の見積もりと予算の確保 ⑪設置条例、運営規則および処務規則の作成、⑫議会への予算、契約、条例案などの提出、審議への対応、根回し ⑬各種契約締結と発注 ⑭開館前の住民へのPR である。

公立図書館は、社会教育を担う機関・施設であり、その運営においては、図書館を構成する三つの要素、第一に施設も含めた機関の運営に関する事、第二に蔵書、第三に職員に公共性が備わっていなければならない。そして、実際に図書館をつくる際の最も重要なものとして、図書館設置条例がある。条例自体は、地方自治法244条2項により、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供する公の施設として、設置目的、設置場所、実施業務を住民に公示するものであり、同時に、実際の業務内容に関しては多様で幅広い選択肢が可能である<sup>129</sup>。また「自治体の固有事務であるという法制度的基礎がある上で、それぞれの自治体が地域の実情に見合った創造的な図書館政策を展開し、市民参加型の図書館行政を展開<sup>130</sup>」することができる。

設置条例は、地方自治体が運営する図書館と地域住民との約束ともいえるもので、その自治体が図書館をどのように位置づけているのかを示しており、文化振興や住民自治といった、当該自治団体が図書館の位置づけをどのように考えているかを現

わしているのです、自治体間の違いが出てくる。つまり、地方自治法上の公の施設および図書館法上の図書館としては、どのような施設を、どのような目的で、どこに設置するか、どのようなサービスを提供するかを住民に明示することになり、そこには地域の人々との約束ともいえるへのメッセージをよみとることができる。設置条例の多くは図書館法一条、第二条の転用であるが、特徴ある設置目的を規定する地方公共団体としては以下のものがある。

東京都国立市は、「市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供によって、市民の自己教育と文化活動に資するため」、台東区では「区民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、豊かな生涯学習環境を整備することを目的」、福岡県水巻町は、「町民の生涯にわたっての自己学習を保障し、すべての町民の暮らしに役立ち、暮らしを高め、暮らしに根ざす文化のまちづくりに資するため、複合施設、水巻町図書館・歴史資料館を設置する」、佐賀県伊万里市民図書館は「伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する」である。

図書館設置条例は明文化されることにより、法的に根拠づけられ、対外的にその設置を明らかにするものであると同時に、特徴あるサービスの提供や独自の政策をアピールすることができる。そこで、表 8 にあるように東京 23 区の図書館設置条例をあげ、その内容を検討した。ここでは図書館法第 2 条図書館の定義である「図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする施設」の部分を使っている図書館が多く、一方で第 10 条を挙げている館もある。しかし、これは設置の手続きを定めたもので、「(設置) 第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」であり、設置と運営に関する条例制定の義務づけを述べたものであるため、これらを採用した自治体は、事務的な手続きとして条例を捉えたことが推察できる。

図書館設置条例に関して、筆者が踏査した特徴のある図書館を含む 36 館を選び、表 7 にあるように、独自の分類を行った。東京都 23 区と同じく図書館法の第十条を

設置根拠とした館が多い中、慰安や楽しむ場として図書館を違う視点から捉えているものがあることが分かった。1950（昭和 25）年に施行された図書館法の特徴は、レクリエーションの概念の導入である。旧図書館令が「図書記録の類を蒐集保存して公衆の閲覧に供しその教養及び学術研究に資する」ことを目的としているが、1950年の図書館法にはレクリエーションが加わり、これを反映させたものであると考えられる。

		独自の文言		
		個人楽しみ型	文化追求型	
暮らしと個人の発展志向		<p>・岐阜市立図書館「その知りたい、学びたい、楽しみたいという欲求に応え、もって心豊かな市民生活の実現及び文化の発展に寄与する」</p> <p>・石狩市民図書館「その公平な提供を行い、すべての市民の図書館資料に対する要求に応えることにより、市民に生涯にわたる自己学習の機会を保障し、もって文化の薫り高いまちづくりに寄与する」</p>	<p>・伊万里市民図書館「文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため」</p> <p>・くまもと森都心プラザ図書館(指定管理)「多様な情報の収集及び蓄積を基礎として、本市の魅力創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成することにより、人、情報及び文化の交流の促進を図り、豊かさ活力を生み出すための拠点施設」</p> <p>・高知市民図書館「個人の完成と市民社会の発展に貢献することを目的」</p> <p>・田原市図書館「自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ、人々の交流とコミュニティ活動の推進に寄与するため」</p> <p>・水巻町立図書館「すべての町民の暮らしに役立ち、暮らしを高め暮らしに根ざす文化のまちづくりに資するため」</p>	地方自治発展・コミュニティ発展志向
		図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小布施町立図書館</li> <li>・東京都武蔵野プレイス(公益財団法人指定管理)</li> <li>・岩手県紫波町図書館</li> <li>・横浜市立図書館</li> <li>・浦安市立図書館</li> <li>・札幌市立図書館</li> <li>・美唄市立図書館</li> <li>・飛騨市立図書館</li> <li>・海老名市図書館(CCC指定管理)</li> <li>・那珂川町立図書館(複合施設として)</li> <li>・宮崎市立図書館(NPO指定管理)</li> <li>・泗水図書館(NPO指定管理)</li> <li>・指宿図書館(NPO指定管理)</li> <li>・大牟田市立図書館(TRC指定管理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市総合図書館</li> <li>・基山町立図書館</li> <li>・小郡市立図書館</li> <li>・下関市立図書館</li> <li>・日野市立図書館</li> <li>・幕別町立図書館</li> <li>・熊本市立図書館</li> <li>・佐賀市立図書館</li> <li>・筑紫野市民立図書館</li> <li>・春日市民図書館</li> <li>・太宰府市民図書館</li> <li>・武雄市立図書館(CCC指定管理)</li> <li>・遠賀町立図書館(TRC指定管理)</li> <li>・久留米市立図書館</li> <li>・長崎市立図書館(TRC指定管理)</li> </ul>	
		図書館法の文言のまま		

表7 図書館設置条例における性格づけ 筆者作成 2021



図書館名	設立年	条 例
墨田区立図書館	昭和55年	第1条 図書その他必要な資料を収集整理し、区民の利用に供することにより、その教養と文化の発展に寄与するため、墨田区立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (名称及び位置)
足立区立図書館	昭和44年	第2条 図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。
荒川区	昭和44年	第2条 図書館は、図書、記録、音声、映像その他必要な資料を収集、整理、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査、研究等に資することを目的とする。
板橋区	昭和51年	図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、東京都板橋区立図書館(以下「館」という。)を設置する
江戸川区		第二条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の定めるところにより、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、区民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。
大田区	昭和34年	大田区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書館を設置する
葛飾区	昭和42年	第1条 葛飾区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、葛飾区立図書館(以下「館」という。)を設置する
北区	昭和54年	東京都北区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十條の規定に基づき、図書館を設置する。
江東区	昭和40年	第1条 江東区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、江東区立図書館を設置する。
品川	昭和45年	図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、品川区立図書館(以下「館」という。)を別表のとおり設置する。
渋谷	昭和45年	区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十條の規定に基づき、渋谷区立図書館(以下「図書館」という。)を別表のとおり設置する。
新宿	昭和44年	区民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、新宿区立図書館(以下「館」という。)を設置する
杉並	昭和57年	第1条 杉並区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十條の規定に基づき、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)を次のとおり設置する。
世田谷区	昭和41年	世田谷区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。
台東区生涯学習センター	平成13年	第1条 区民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、豊かな生涯学習環境を整備することを目的として、東京都台東区生涯学習センター(以下「センター」という。)を東京都台東区西浅草三丁目25番16号に設置する。
中央区	昭和39年	第一条 中央区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十條の規定に基づき、中央区立図書館を設置する。
千代田区	昭和61年	第1条 千代田区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、千代田区立図書館(以下「館」という。)を設置する。
中野区	昭和39年	第1条 中野区もみじ山文化の森施設条例(平成4年中野区条例第27号)第16条に規定する中野区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)のほかに、中野区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、中野区立図書館を次のとおり設置する。
豊島区	昭和39年	第1条 豊島区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、豊島区立図書館(以下「館」という。)を設置する。
練馬区	平成5年	第1条 練馬区に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、練馬区立図書館(以下「館」という。)を設置する。
文京区	有料だった	第一条 文京区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)に基づき、文京区立図書館(以下「館」という。)を次のように設置する。
港区	昭和34年	第一条 この条例は、区民の教育と文化の発展に寄与するため、港区立図書館(以下「館」という。)及び港区立図書館分室(以下「分室」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
目黒区	昭和39年	第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、目黒区立図書館を設置する。

表8 東京23区の図書館設置条例に関する設置年および内容概観 筆者作成 2021

運営の方法については、1950（昭和 25）年の図書館法制定後は教育委員会が主幹であったが、その後は首長部局も担えるようになった。2003（平成 15）年以降は、地方自治法の改正により、各地方自治体が直接運営する直営、業務委託の他に、指定管理者を選ぶことができるようになった。「民にできることは民で」とする行政改革の一環として、地方自治法 244 条の 2 の規定が公の施設の管理についての民間（企業・団体）参入を阻害しているとされ、自治体の財政難と経営効率化の観点から、民間活力の導入を進めるために制度改正が求められてきた。その背景としては以下がある。

1. 公的機関以外にも住民ニーズを担える企業と団体が増えたこと、
2. 多様なニーズに効率的に対応するためには民間のノウハウを活用することが有効であること
3. 2002 年度の構造改革特区構想の第一次提案に、複数の自治体から「第 3 セクター（公共団体や自治体の出資法人等）以外に、民間企業が地方公共団体の設置した公の施設を管理できるようにして欲しい」との提案があったこと。
4. PFI 法（民間資金等を活用して公共施設等の整備をはかる法律）が成立していたこと。
5. 1990 年代以降の地方分権や自治の市民主権化の流れがあったこと
6. 2000 年、文化庁と財団法人地域創造（総務省外郭団体）の調査により公施設に関して以下の指摘があったこと
  - 1) 地域特性、施設特性に応じた事業の実施と機動的な運営体制
  - 2) 地域・住民に積極的に働き掛け、地域文化の中核的な役割を担う
  - 3) 文化会館の芸術文化創造機能や運営能力の高度化を図る

このような背景のもと、設置者は地域の状況や運営費を踏まえ、ミッションを明確にしながら、状況の変化に対応して見直していくことが求められた。2002 年『地域文化施設における財団運営に関する調査』報告では、「時代・環境を認識せよ」「すべては『ミッション』からはじまる」「活力ある財団運営は内部改革から」「施設を有効に活かせ」「財団の活性化はわが国文化行政の緊急課題」「地域や市民に

求められる財団であれ」という提言がなされる。これらの経緯を経て、2003（平成15）年には地方自治法が改正され、指定管理者制度が生み出され、その後3年間の制度移行時期を経て、旧来の公共施設の管理運営に導入されるようになった。

1980年代以降、新自由主義が導入され、当時の中曽根康弘首相の下、「増税なき構造改革」が検討され、教育と福祉にあっては市場化、受益者負担の強化を基本的な政策理念とし、国民の権利保障としての公共性の矮小化をもたらす国家政策が方向づけられた。公共サービスへの民間事業の参入は、民間セクターの活用であり、雇用の創出につながるとされ、民間の企業や団体が、公的機関に代わって生涯学習センターや博物館、図書館などの委託先として登場した。しかし、公共性ある機関で、利益を上げようと不正な購入が行われた事例<sup>131</sup>がある。「図書館・博物館等への指定管理者導入に関する調査研究報告書」（文部科学省委託事業、三菱総合研究所2011年）では、指定管理の導入・非導入にあたっての留意点として、「できるだけ多くの文献を読む機会を市民に提供する」「地域の生活やビジネスに必要な情報インフラとして機能する」など、図書館が目指すべき姿を明確にすることが重要であるとしている。指定管理者制度の導入にあたっての留意点として、市の施策全体における図書館の設置目的にあっていること、サービスの質の向上及び維持、コスト縮減効果、人材育成が挙げられている。山中湖情報創造館における指定管理者の導入判断事例として、「司書の採用が難しいという状況があった、厳しい財政状況で、村としては、新卒で採用して育てていくことも難しい状況であった。図書館運営に関する知識を持ち合わせておらず、村では指定管理者に関する勉強を開催し、検討してきた結果、指定管理で司書を雇用するのが現実的であると判断した<sup>132</sup>」という理由がある。指定管理を導入するか否かについては、表8にあるように首長部局や教育委員会、図書館の判断の他に市民で構成されている図書館協議会の意見が反映されることがみとれる。

1	図書館協議会の答申・意見書	33
2	図書館友の会など住民団体による陳情、要請に対する回答	2
3	議会による導入の条例不採択または導入再検討の意見書採択	3
4	首長部局、教育委員会、社会教育委員等の判断	175
5	図書館の判断	62
6	その他(①～⑤に該当しないが導入しないとしている場合を含む)	230
	合計	505
出典：日本図書館協会 図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2009 年調査(報告)		

表 9 全国の市町村の図書館において指定管理を導入しない自治体回答 筆者作成 2021

指定管理者制度は入札制度ではなく、条例で定められた指定の手続きに則り、議会の議決を経た後、3年、5年といった期間で指定され、期間の中では評価を行う。仕様書で業務内容が決まっており、決められた運営予算の中で民間のノウハウが期待されるが一方で、企業にとっては無料原則の図書館での利潤追求という矛盾した業務を負うこととなり、このための弊害が指摘される。また、直営の図書館とは異なり、別の運営体による運営のため現場の図書館長は議会での直接発言権はなく、市の職員を介してとなる。2017年で指定管理を導入しているのは245自治体、638館である<sup>133</sup>が、指定管理を導入したのち、直営に戻した図書館もあり、継続して契約をしない場合もある。

図書館運営を担う場合、利用者への資料提供を基本とし、その要求に応えることが最優先である。しかし、住民からの様々な資料や地域の情報についての相談であるレファレンスサービスに応えるには、当該地域に何が課題として存在しているかを把握したうえで、その地域の事情に明るい職員が専門的知識を持ち情報提供を行うのが前提であるが、指定管理者のような数年という短期間の契約では、地域の事情を知り、地域課題や地域産業の発展に取り組む、その際の必要となる資料の選書や収集および蔵書構成、またこれらを適切に使いこなせる職員の存在、これらを鑑みてどのような本が保存・管理の対象外である除籍本なるのかの価値判断など、地域の再生やまちづくりを考えると困難になることが考えられる。そして、地域の図書館は多様な市民が参加し、形成していく場づくりを自治体として行っていくこ

とが責務であるが、費用対効果や成果を求められる指定管理の場合、図書館自体の活性化のため、集客イベントや賑わいへの来客数をもってその成果と評価されることもある。公立図書館においては、貸出冊数の他にさまざまな行事を行い、その実施回数や参加人数をアウトカム（成果）とし、より多くの人々に参加の機会を与えたとすることを評価することがある。図書館におけるホールの活性化など部分的な指定管理を担う場合は、集客のためのイベントがその評価となる。

筆者は佐賀県武雄市図書館に、2012年直営の時から調査に入り、2013年の指定管理者を運営者として開館した時からも継続的に調査を実施した。その後、指定管理者を導入した後の著名人を講師に招いた講演会で、このような講演会をどのように思うかと市民数名へのインタビューした。その結果、「実施されているイベントに有名人がきてくれてうれしい」「武雄市図書館のことを知ってもらえる機会ができてうれしい」といった肯定的な意見をきくことができた。市民の中には地域活性化の起爆剤としての図書館を肯定的に捉える見方もあり、まちの活性化の装置としての位置づけとして機能しているとみることができる。指定管理者の下での開館当初は話題性があり、訪れる人々の車は市外・県外のナンバーを持つものが多く、観光の位置づけが強かった。公共図書館の発展というよりは、魅力ある施設の一つと位置づけ、地域の活性化が主目的であったと思われる。しかし一方で、図書館の基本機能である資料提供の前提である選書と購入に関して、10年前の資格試験対策本やすでに生産されていない古いパソコンの入門書など、市場価値が極端に低くなった本をあえて買っていたことが発覚している。新刊本との価値の差が、どのように市民への資料提供に影響を与えるのかは今後の図書館機能としての課題となる。

区分	事業者名（共同事業体の構成企業を含む）	新たな導入図書館数		2017年度時点の 総導入図書館数	
		2016年度	2017年度	図書館数	構成比
書籍 流通系	(株)図書館流通センター	51	24	333	65.5%
	丸善雄松堂(株)	0	0	10	2.0%
	(株)紀伊國屋書店	1	0	10	2.0%
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	1	1	7	1.4%
	(株)有隣堂	0	0	6	1.2%
	(株)リブネット	0	0	5	1.0%
	(株)啓文社	0	0	5	1.0%
	(株)ヒバリヤ書店	5	0	5	1.0%
	(株)すばる	0	0	3	0.6%
	その他	0	0	1	0.2%
施設 管理系	(株)日本施設協会	0	0	8	1.6%
	その他	4	3	49	9.6%
人材 派遣系	(株)ヴィアックス	3	2	43	8.4%
	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	1	0	17	3.3%
	その他	0	0	6	1.2%
合 計		67	30	508	100.0%

表 10 民間企業を指定管理者としている図書館：事業者別図書館数 出典：桑原芳哉  
「公立図書館の指定管理者制度導入状況」

## 第 2 節 公共図書館運営への市民参画がもたらす持続的な〈文化活動〉

全国各地の公共図書館を訪問調査し比較検討してみた場合、福岡近隣では伊万里市民図書館が卓越した成果を挙げている。伊万里市民図書館は、人口 57,313 人、面積 225.02 km<sup>2</sup> の伊万里市にある図書館で、伊万里は有田焼などの陶磁器の貿易基地として発展した地域である。伊万里市民図書館は 1995（平成 7）年にリニューアルされた。伊万里市民図書館の設置条例は「第 1 条 伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する。」という独自の文言を使用し、「民主的な地方自治」が第一で、そのための情報提供であり、民主主義のための図書館という位置づけが明確である。また、図書館の目標として「伊万里をつくり 市民とともにそだつ 市民の図書館」をあげ、何のための図書館かということを明確にしている。

現在の館は 1995(平成 7)年 7 月 7 日に開館した。平成 31 年 4 月現在の職員体制は、全体で 18 名（司書 11 名）、そのうち、嘱託館長 1 名、嘱託司書 7 名、臨時 4 名で構成され、蔵書は約 38 万冊（本館）で、この他に自動車図書館に 3 万 8 千点がある。

平成 31 年度の予算 1 億 1400 万円のうち資料費は 1800 万円である。市域の広い伊万里市では移動図書館（ブック・モバイル）を 2 台所有しており、全貸出の 3 割を占める。

伊万里市の図書館は、1967（昭和 42）年に起こった水害により、図書館も本も使えなくなり、1970（昭和 45）年に市民センターの狭い図書室に移転し、そのまま昭和 61 年までそこを使っていた。1986（昭和 61）年に本を読むことが好きな子育て市民が自主的に集まり生まれた「母と子の読書会」から、かつて江戸時代には世界へ向けて有田焼を輸出していた誇りある伊万里にもかかわらず近年は何もなにもない地方都市に陥ってしまった状況を憂えながら「こんなところでは子育てができない」という声が出て、新しい図書館を求める市民運動が起こった。

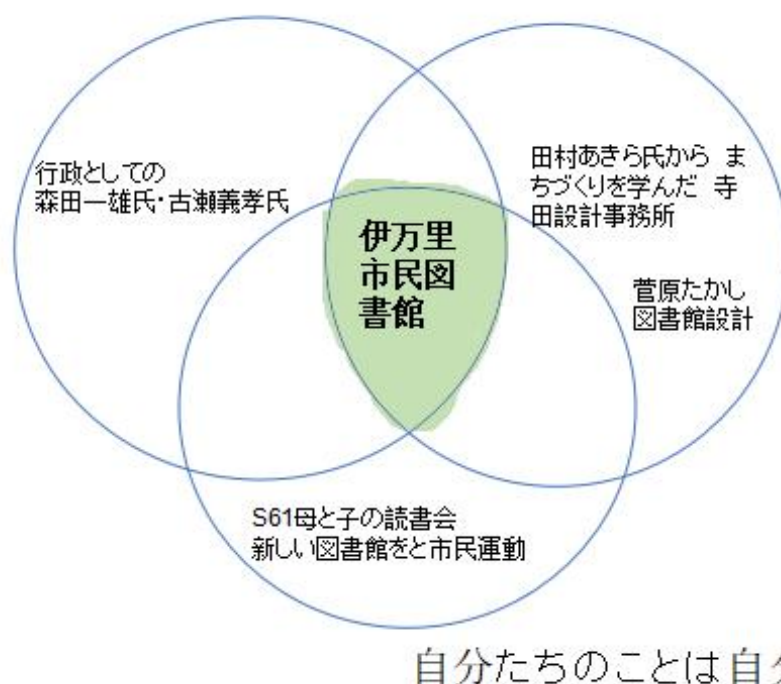


図 3 伊万里市民図書館構築要素 筆者作成 2021

伊万里市としても、これまでも文化施設がなく、また、図書館を建てることは市長の公約でもあったことから、元朝日新聞の森田一雄が招聘され、建設へ向けて計画が進められた。特に森田は「自分たちのことは自分たちで決める」という「伊万

里学」を提唱し、美しい生活者を提案した。教育委員会も含め、文化都市を目指す動きがあった。人口の自然減少社会に入り、地方都市として、自ら進路を定め得る知的活力をもたない自治体は衰えるしかないとの考えのもとで、伊万里市は文化都市を標榜したのだ。地域に知的活力がみなぎるためには、「市民の学習活動が活発で、同時に、行政の側にも自治革新への情熱がなければならない」との考えのもと、伊万里学はその仕掛けであり旗印であった。

一時的なイベントではなく、住民個々の知的水準を高めるための文化運動であり、市役所職員を含む市民が学習意欲を持って取り組める協働の考え方があって成り立つものが求められた。ここに市民を含む市職員が図書館を求める上での歩調が合ったといえる。

図書館の建築に関しては、基本設計は菅原峻氏、設計者は寺田設計事務所の寺田芳朗であり、寺田は「伊万里を引き受けたのは、市民運動があったから」と断言している。基本計画を担当した菅原峻は設計協議に加わり、高齢化を見据え滞在型図書館を提案した。寺田は「図書館建設懇話会」を開催し、市民の感覚を直接伝える機会を設け、以下の勉強会を実施した。

第1回「図書館は必要なのか」図書館施設研究所主幹・菅原峻

第2回「岡山の学校図書館はいま」岡山市学校図書館問題研究所

加藤容子

第3回「貸出日本一を記録するまで」荻田町立図書館長・増田浩次

第4回「いま学校図書館に新しい波が」長崎純心短期大学教授

平湯文夫

第5回「ぶっくんは期待に込めているか」自動車図書館関係者を中心に

第6回「歩き始めよう 学校図書館」 学校図書館関係者や学校長

第7回「図書館の成長に市民が何が出来るか」びぶりおの会

中古賀洋子

第8回「変えるべきこと変えるべからざること」伊万里市民図書館長

森田一雄



この市民運動と勉強会によって、図書館をつくる以前に、この地域での学びへの欲求が醸成されたと言える。図書館は建物や蔵書をつくること自体が目的ではない。これらを使う市民の要求を知り、潜在的な学習要求を引き出すことで、図書館が完成したのちの市民の活動や学びになるのだ。伊万里市民図書館は、この「学習要求の醸成」が図書館建設前に建築家によって引き出され、市民が方向性を明確にできたことから、図書館建設後も伊万里市民図書館は活用される。

勉強会の中から、布絵本をつくる団体から、作品をいれる納戸とミシンが使えるようにコンセントが沢山ほしいとリクエストがあり、設計段階で、図面を少し変更して布絵本団体が使いやすいようにした。すると、この団体は「自分たちの図書館」という意識を持つようになった。

1994（平成6）年2月26日起工式が行われ、設計者の説明に市民200人が参加、「伊万里の図書館づくりを進める会」から、ぜんざい200食がふるまわれ、この日を伊万里図書館はめばえの日として、現在までぜんざいがふるまわれている。図書館にあまり来ない人でも、ぜんざいを食べると「じゃまた来るか」ということになる。元館長の古瀬は「市民に使ってもらわないと意味がない」という考えの元に図書館への市民参画をよびかけた。市民による図書館支援は、アメリカの「図書館友の会」があり、伊万里市でも参考にし、実際に市民をアメリカまで視察に行かせ、市民の会は「図書館フレンズいまり」として協力と提言を行うということをした。

そして、利用者の中からは、図書館資料を使った発明がうまれる。利用者の一人は退職後に伊万里市民図書館の資料を読み、学ぶことで、水力発電機を制作し、それにより会社を起こした。彼は元は技師で、「退職後に毎日図書館に通って自然科学系の本を読み学んだ」という。また、佐賀ダンボール商会の石川慶蔵は、自らの入院時に出会った万華鏡を有田焼でつくることを試み、図書館から年間1000冊の本を借り、世界的万華鏡作家や、支援事業を調査した。その結果できあがった万華鏡は、アートとして高く評価され、海外でも販売され、北海道洞爺湖サミットで日本政府から各国首脳へ、日本を代表する品として贈呈された。

伊万里市民が新図書館をつくるにあたりしたことをまとめると、子育て母親の会が母体となり図書館づくり推進の会をつくり、勉強会をしたり、他の図書館を視察に

行ったりしていた。同時期に伊万里学を基礎として図書館づくりをしていく職員が伊万里市に招聘され、まちづくりに造詣の深い建築家が新図書館建設を担うことになった。推進の会は、お話の会などを通して活動を広げ、行政もブックモバイルを走らせ、読書習慣の定着と広報の役割を果たした。設計側から市民グループや司書等専門家へのヒアリングが行われ、連続講座や市民フォーラムも開催された。図書館建設中には見学会が行われ、市民グループの側がぜんざいをふるまうなどして、自分たちの図書館記念日をつくった。開館後は、推進母体は図書館友の会・図書館フレンズいまりとなり、伊万里市民図書館を守り育てることを目指す会として、〈協力と提言〉を旗印に図書館とはパートナーシップをもって活動している。

北岡は、開館後から現在までも続く、伊万里市民の図書館への継続的な利用や活発さについて、フレンズの存在が大きいとしながらも、「図書館づくり伊万里塾」と「おはなしキャラバン」出前お話し会の意義が大きいとしている。前者は、図書館開館前に、市民とともに開館後の活動を考えており、ここで土壌がつくられ、10年後にも再度「図書館伊万里塾」を開いて取り組みを続けている。「おはなしキャラバン」の活動は、図書館の主要行事である「ほしまつり」を担い、活動の継続性が認められていることで、図書館活性化の機運や一般市民にとっても図書館利用の醸成が続いているといえよう。つまり、図書館建設を最終目的としない、図書館を舞台に活躍したり、図書館活動に期待を持ち、学ぶ市民の育成と、図書館開館後の市民による運営への参加や活動の活発化の継続的な取り組みが必要であることがわかった。



写真1 布絵本ボランティア作品と古瀬元館長



写真2 フレンズ伊万里のブース



写真3 伊万里市民図書館全体



写真4 伊万里学の部屋

写真1～4 伊万里市民図書館現地調査 筆者撮影 2015

### 第3節 公共図書館施設計画と利活用にみる〈文化活動〉としての可能性

図書館の利用者は、その時代につくられた図書館の建物をそのコンセプトによって使ってきた。いわば、建物が主で利用者が従であった。図書館は1950年代には学生に自習の場を提供する「学生の勉強部屋<sup>134</sup>」と表現され、1960年代には『中小都市における公共図書館運営』（1963）を契機として、資料提供、貸出サービスが中心となり、『市民の図書館』が刊行された1970年代以降は、貸出型図書館が広まる。この図書館の特徴は、世代や性別に関係なく、本を借りて帰って読んでもらうことであった。

公共図書館の館内環境と利用形態の変遷			
年代	注目された図書館のタイプ	主な館内環境	利用形態の特徴
1950年代	勉強部屋型	静かな閲覧室・自習室	学生の自習環境
1960-70年代	貸出型	学生向け自習室を少数設置	自宅での読書
1980-90年代	大規模貸出型(中央館で滞在型の萌芽)	サービスの多様・高機能化による館内施設の大規模化	多様な資料の利用
2000年代以降	滞在型	居住性を重視した館内の機能拡張	長時間の滞在利用

表 11 小室祐樹ほか「日本の公共図書館における館内環境要素」日本図書館研究会『図書館界』70(4)、2018、p540<sup>135</sup> 筆者作成 2021

藤谷は、1970年代以降の中小都市における公共図書館に関して、開架閲覧スペースが少しずつ拡大していること、貸出がより円滑にいくようにするため、他の機能を少しずつ巻き込んでいったことを指摘している。すなわち、休憩のためのスペース、雑誌・新聞閲覧スペース、児童閲覧スペース、キャレルコーナーなどが一体化されて、巨大なワンルームの空間としての図書館が見られるようになる。大空間は、設計者にとってデザイン力を見せる絶好の機会であり、デザイン性のある空間は、貸出冊数を増やしたい図書館側にとっても都合がよかった。しかし、このような空間内は、床面積が広くなるのにつれて空間も大きくなるため、運営としては、空調のランニングコストがかかり、さらに天井が高いため、図書館内にある閲覧机までの照明にも工夫が必要であり、エネルギーコストもかかる。また、一つの大きな空間のため、会話が可能な場所でも声が館内にひびくことがある。図書館を建てるにあたり、何を優先事項にするかを定めることが求められる。

人口 28 万人の福島市にある福島市立図書館は、昭和 33 (1958) 年 10 月に福島県立図書館として新しく建てられ、その後、昭和 60 (1985) 年に無償で県から譲渡され、再開設した図書館である。鉄筋コンクリート 3 階建て、延床面積 2,694 m<sup>2</sup>で、書庫は大きい閲覧室は小さい。特別な学習室や学習スペースはなく、3 階の会議室を開放している。

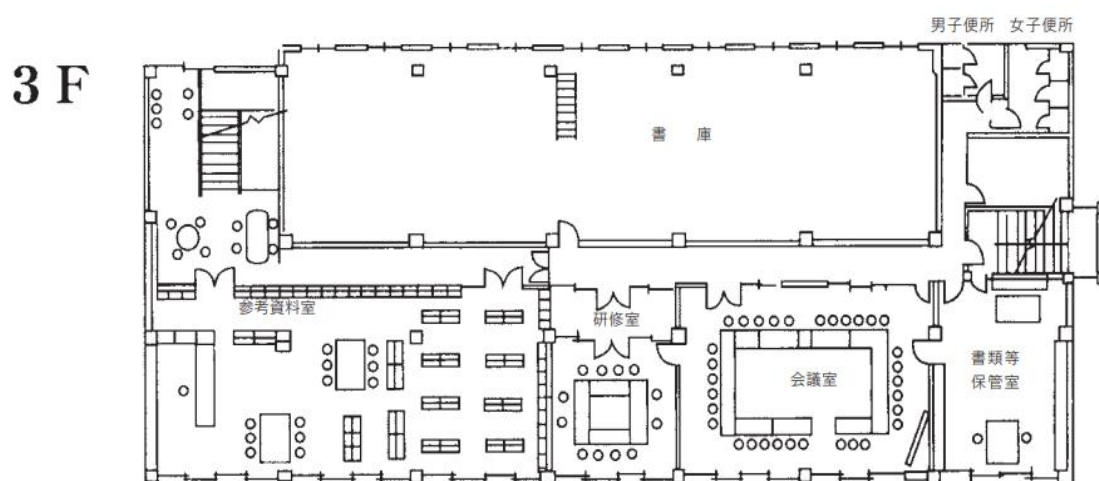
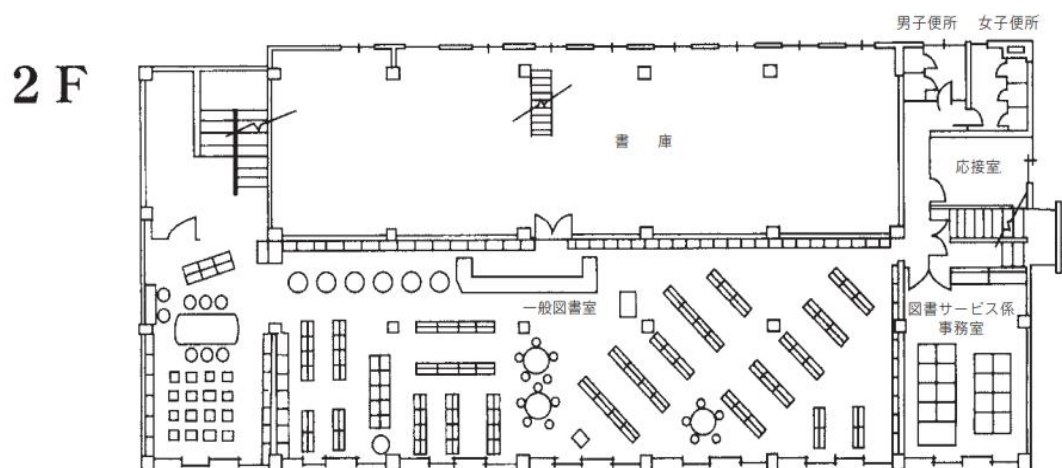
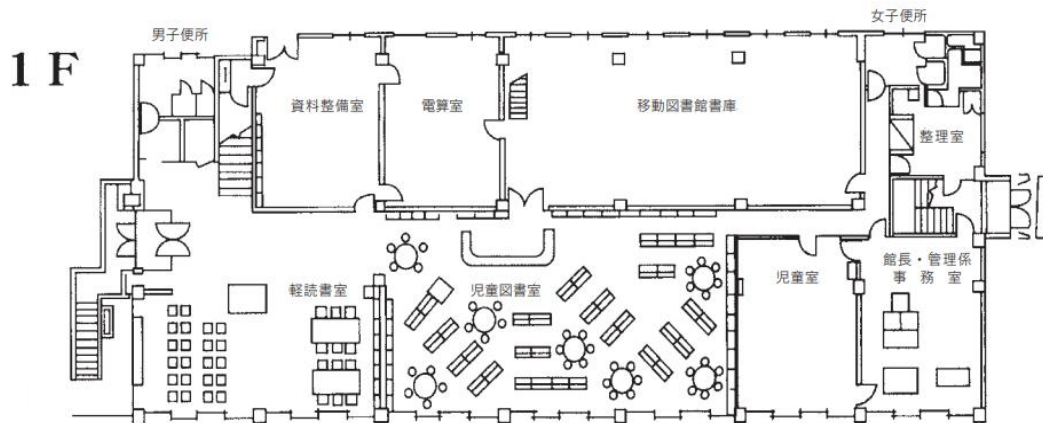


図4 福島市立図書館平面図 出典：福島市立図書館要覧平成21年度

1階は児童室、閲覧スペース、移動図書館用書庫、資料整備室、事務室になっており、2階は一般閲覧室、応接室、事務室、3階が地域資料室と会議室・研修室等になっている。閲覧室では書架とブックトラックに本を置いている。筆者は短期大学の司書課程の授業を担当しており、当該図書館を授業の演習先としている。毎年、十数名の学生とともに館内見学をしたのち、担当司書から講話をしてもらっている。十数名の人間が館内で移動すると、狭いため、どうしても縦一列での動きとなり、司書の説明が聞こえなかったり、同じものが見えなかったり、かたまって話を聞くことができなかつたりする。これは利用する市民でも同じで、滞在するには居場所が少なく、〈文化活動〉を行うにもスペースが狭いという問題がある。書庫は十分な大きさを持っているが、60年間でいっぱいになり、現在では目的の図書を探す際は技術を要する。図書館資料に関しては図書館運営として資料を除籍する方法があるため、本の保管庫としてのみの図書館ではなく、地域の人々が、〈文化活動〉に接する機会を持てる図書館の役割も必要とされる<sup>136</sup>。

熊本県菊池市は、現在の図書館が2017年に完成するまでは、中央公民館に附帯した図書室であった。2013年に菊池市が菊池市庁舎等整備基本構想基本計画（案）を公表した時は、1階事務室、2階図書館、3階公民館とされていたので、市民有志が、図書館を1階にするよう設計変更を求めて議会請願し、3月本会議で請願が採択されたという経緯を持つ。同年4月に市長が交代したのをきっかけに10月「菊池の図書館を考える会」が設立され、筆者も関わった市民勉強会や市民フォーラムを開催していった。市側が「庁舎等整備市民検討委員会」を立ち上げると、これに「考える会」も参加し、ワークショップを重ねて市民の意見を吸い上げる過程を経て、建物は1階が図書館、2階が公民館の生涯学習センターとして完成した。

その後、「考える会」は、「友の会」となり、図書館が誰もが自由に利用できる学びの場、交流の場、情報発信の場となるよう支援している。具体的には、情報紙発行、文化講演会等の開催、図書館ボランティア活動、図書館利用者拡大に資する活動（古本販売交換会、出前図書館）に取り組んでいる。菊池市立図書館内には、地元のアイデンティティともいえる菊池川がモチーフとなった巨大な書架が曲線で配置され、トンネルのような穴があり、そこにとどまり本を読んだり、そこからの

人の行き来ができる。これは、菊池市民にとって図書館内に親しみのあるモチーフが導入されたといえる。さらに、菊池市立図書館では、窓際の大きな階段スペースでは小さな音楽会ができるなど、社会教育機関としての資料提供のみならず、文化施設としての役割も果たすことができる空間がつけられた。ワンルームの大空間ではないが、各エリアで個人のスペースが守られながらも他者とのコミュニケーションを生み出すことも可能にしている。



写真5 菊池川をイメージした書架



写真6 コミュニケーション書架



写真7 文化活動もできる館内



写真8 「菊池の図書館を考える市民の会」主催

によるフォーラム 2013 筆者はシンポジウム司会

写真5～8 菊池市立図書館現地調査 全て筆者撮影（写真8以外は2017年）

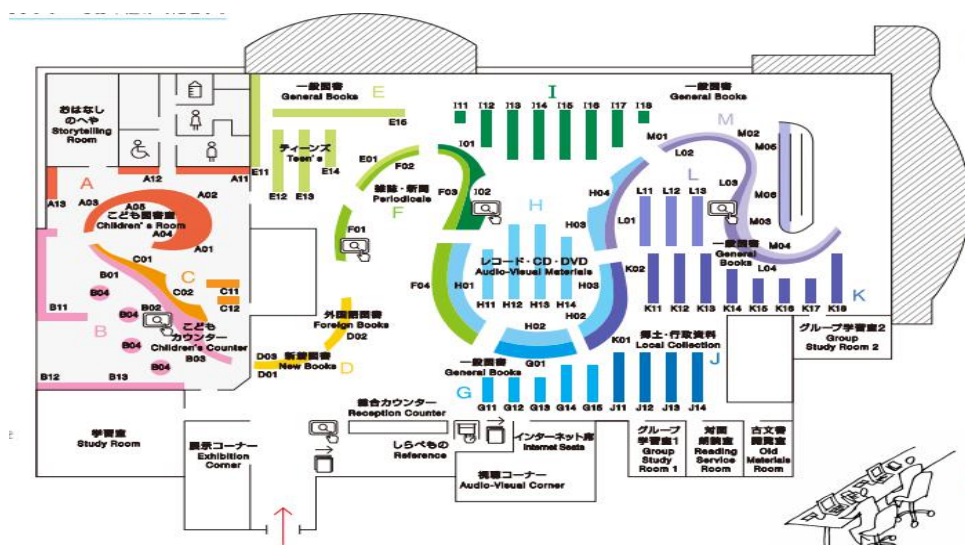


図5 菊池市立図書館フロアマップ 出典：菊池市立図書館配布資料

小 結 公共図書館の市民参加型運営が市民主導型〈文化活動〉の展開へ、もたらず相乗効果に関する考察

1970年代の福祉社会から、1990年以降の新自由主義の社会への移行の中で、公共図書館も運営の方法を変えてゆかなければならなくなった。それは、公共図書館としての理念や政策を示す、方法論の確立といったことから、効率的な運営を行っていくために何を合理化してゆくのかということに転換していった。行政の限界に直面し、図書館はコスト削減や民間のノウハウの活用を求められるようになった。

地方自治体は、非正規雇用による人件費削減、契約期限のある担当企業による合理的・効率的な運営へと変わっていく場合もでてきた。図書館の現場では即戦力が求められ、地域が民主的に営まれるために必要な「人育て」や、将来にわたる「まち育て」に関わる図書館づくりは、行わなくなってきたとみることができる。

このような中であって、1995年に開館した伊万里市民図書館は、地方での子育て環境に問題意識をもった母親グループが、図書館建設を働きかけ、それに応じて、行政も先進的な考えをもつ館長を招聘し、また、まちづくりに造詣の深い建築家を採用したことで、図書館利用者である市民が主役の公共図書館を誕生させた。図書館建設の前に、地元学（伊万里学）を発案しこれが勉強会となって実行され、普及され、学びが好きな市民の育成が行われ、さらに、利用が想定されるボランティア



団体から具体的にあっという間に思われるものを聞くなど、建物の建築以前に人育てが行われた。これは、市民の中に〈文化活動〉が生まれ、それが育まれてきたと言えよう。そのあとに図書館が建設されたことから、市民はその文化や民主性を祝い、記念の祭りが行われるようになった。

菊池市立図書館では、市民が行政による図書館建設の仕方に異議をとない、市民の活動として、勉強会を重ね、活動をし、フォーラムで市民全体に呼びかけるなど、市民全体を巻き込む、図書館についての学びを実行していった。これも図書館建設以前にまち全体で〈文化活動〉が行われたと言える。その結果、市民が主役であり、〈文化活動〉が行われやすい図書館が誕生した。

このように公共図書館は、図書館建設自体が目標ではなく、学びが好きな住民を先につくり、図書館への理解やなぜ図書館が必要なのかを勉強会や講座などで学んでから図書館の建物をつくる必要があると考えられる。あわせて持続的な利用者、お客様ではない主体性を持つ利用者を生み出してゆくことが、まちをつくっていくと考えられる。

## 第4章 公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の醸成

### 第1節 公共図書館における市民参加の意義の検討

地域住民同士は、特別な関係性があるわけではない。個人個人の仕事や社会的立場、視野、価値観、ライフステージ等において、地域社会と多様な接点を持ちながら暮らしている。世古は「人々は個人主義的な意味で自らのライフステージに見合ったライフスタイルを模索し、そのうえで自助努力では克服しがたい課題を、自治体に処理してもらおうと考えている<sup>137</sup>」としている。ここでは地方自治における構成者としての公共図書館への参画および参加を検討する。

市民の主体性をもった介在としては、(1) 制度的参加、(2) 社会参加 (3) 文化的参加<sup>138</sup> が挙げられる。制度的参加は、義務と権利に基づくもので、国家を構成する際の国民としての参加や制度として存在しているものへの参加、または、経済的な参加である。社会的参加は、市民社会への参加で国家や経済とは区別される領域への参加、文化的参加は、社会における文化の領域での参加で、感情や感性、情動といったその人らしさへの理解や共感を通してなされる。1976年ユネスコにおいて採択された「大衆の文化生活への参加及び寄与を促進する勧告」では、(a) 文化が社会生活に不可欠な一部であり、本質的には、個人が創造活動に参加し及び協力することによって生ずる社会的現象であること、(b) 文化が人間生活の重要な要素及び人類の進歩の主要な要因の一となりつつあること、(c) 文化は、選ばれた者が大衆に利用させるために生産し、収集し若しくは保存するものではないこと、文化が芸術作品及び人文学への接近に限定されるものでなく、知識の取得、生活様式上の要求及び伝達の必要でもあることが述べられている。

個人または団体が公共図書館の活動や運営に参加できるものが制度として存在している。図書館運営協議会は図書館法に定められた協議会で、ここでは市民の参画が可能になる。これは、図書館法第14条の規定に基づき地方公共団体が設置する図書館、つまり公立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べるため設けられる機関であり、図書館の運営に関して図書館長の諮問に対して答申を行い、公立図書館の提供するサービスについて意見を述べる機関である。図書館法第14条には「公立図書館に図書館協議会を置くことができる。」とあり、図書館協議会の委

員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会により任命され、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」任命される。ただし、この図書館協議会の設置は、義務ではないので、すべての公立図書館がこの制度を活用しているわけではない。しかし、協議会では公募をしている自治体もあり、この公募には一般市民が応募することができるので、任期が限られていたとしても市民参加の制度的保障といえる。公募は一般的に1～2名であり、その応募にあたっては、作文や面接などがある。制度としての保障はあるものの、実際には仕事があり、日中の会議には参加できなかつたり、図書館の運営をある程度理解していないと適切な発言ができなかつたりする。図書館協議会への参加の課題として以下のことが考えられる。

- 1) 会議の開催時間が平日の日中であり、日中の仕事を持っている市民が参加するには職場の理解が求められる。
- 2) 参加市民はある程度、図書館のこれまでの取り組みや運営自体について知識および課題について知っておく必要がある。
- 3) 市民の意見を1年に数回の会議で明確に伝えることが求められる。

会議は公開で傍聴は可能で手続きをとって見ることはできるが、発言権はなく、会議の内容によっては、途中で退席を求められることもある。

市民の側にある問題として、経済環境が豊かになるにつれてコミュニティへの帰属意識や参加への意欲が欠落する、一般市民が公的な問題に貢献する余地はほとんど残されていないという認識があるといったことが考えられる。前者に関しては、今日の物質的な環境改善があり、過去において求められていた相互扶助や地域への善行は現在では求められなくなっているため、共同社会の感情が現れにくくなっており、後者に関しては、一般市民が影響を与える可能性が低くなるほど公的参加への意識も薄れる。

公共図書館は、情報提供のみならず、地域文化の場であると同時に、地方自治体としての参画の場である。情報提供は、図書館からの一方的な流れで保障されるが、地域住民の参画については、図書館側に選ばれた人々による「図書館運営協議会」の他は、利用者からの「要求」である「本のリクエスト」「パブリックコメント」

があるものの、メッセージを残すという形で終わる。この為、今後の図書館のあるべき姿として、筆者は市民による〈文化活動〉への参加を挙げる。これは、図書館法の上位法である社会教育法の観点からみても、地域住民が主役であるということに基づくものである<sup>139</sup>。

## 第2節 公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の現状と課題

各地域の公共図書館において、現在は、貸出以外にもさまざまな〈文化活動〉が行われている。どのような〈文化活動〉が行われているかについて、日本図書館協会が調査し、2017年1月10日に「自治体総合計画等における図書館政策の位置づけについて」と題し、調査結果を公表している。2016年8月に実施したアンケート調査で、全国の各自治体の中央図書館を対象に実施したものである。回答のあった1,049自治体のうち、まちづくりや地域振興に役立つ目的で事業を行っていると考えた図書館は、497自治体あり、事業として597事業についての回答があった。

筆者はこの597事業を独自に分類し、どのような傾向があるか、〈文化活動〉でどのようなことが具体的に行われているのかを検討した。この事業の中で最も多かったのが、地域づくりに関係したもので165件、次に子育て支援に関係したもので161件、文化活動が89件、図書館まつりが39件、ビジネス支援30件、ボランティア養成・生涯学習25件、顕彰事業14件、行政支援5件、この他は図書館の日常業務である調べ学習や課題解決、読書推進、雑誌スポンサー制度を合わせて66件であった。

調査の結果、最も多い「地域づくり」として分類されているものとしては、北海道幕別町図書館で行われている「知る・読む・笑う落語会～図書館と落語でストレス解消」と題したもので、ストレスを計測するシステムを導入し、ストレスケアのための書籍をそろえ、落語会や落語DVDを鑑賞会を催し、地域住民の健康維持をはかるというものや、埼玉県入間市立図書館が博物館と共同で行い、記録に残らないような思い出を収集し、公開することで地域の魅力を再発見することを目的としている「思い出のこしプロジェクト」、ダンス・リトミック・軽音楽・邦楽演奏・英語読解講座・短編小説作成等を行う兵庫県伊丹市立図書館の「ことば蔵交流事業」

があった。また、全国の公立図書館で年間行事の一つとして行われている「図書館まつり」では、日常業務と並行してはできない図書館施設にこの時に併せて地域団体や機関の協力を得て行うマルシェ、図書館からの除籍本や雑誌のリサイクルなどがあり、市民にとっては出店側と参加者側のどちらにもなれる環境をつくりだしている。これは、各地の地域性を反映したものがあり、子どもの参加も容易である。福島県南相馬市立中央図書館では、2019年の図書館まつりで、地元の相馬野馬追に因んだ甲冑の試着や、ミニSLなどの体験型イベント、オカリナや合唱などのステージイベント、おしるこの振る舞いやカレー、コーヒーなどの販売、ハンドメイド雑貨の販売など、地元の展示場としての役割をも果たしている。地元の人々も気づかなかった地元の魅力や、人々が集う機会があること自体が地域の人々の復興につながる。

これらは市民の生涯学習活動の成果発表であり、市民が公共図書館を通して行う地域貢献であり、図書館にとっては、市民が図書館に介在することで、その利用となり、市民が活躍できる場の担保というミッションの証明になる。

地域づくりに関したものはこの他に、図書館整備やネットワーク、まちじゅう図書館、本の貸出出張サービスに関するもので、ここには、秋田県由利本荘市図書館の「大人の社会科」と題した教育委員会生涯学習課事業「まちづくり宅配講座」と連携し、市役所各部・課等の事業や取組等について、それぞれの担当職員を講師として行う講座といったものが含まれる。この調査には掲載されていないが、福岡県小郡市立図書館では「読書のまちづくり日本一」を目指し、市内のすべての学校を対象に読書・学習支援を行い、言語力の育成につながる読書環境の整備・充実を図り、年間80回のメール便を運行し、1万冊以上の物流を支える事業をしている。子育て支援事業は、ブックスタートやお話し会、妊婦さんのための絵本作りなど子どもを育ちを支える内容が多かった。ボランティア養成は、読み聞かせ養成を行っているところが多く、ビジネス支援は、地域活性化、地産地消などを含む幅広いビジネス資料を設置したり、図書館セミナーで関連機関と連携して、ビジネスセミナーを開催するものである。また、ビジネス支援の農業版として、農業が盛んな地域では、図書館で農業支援があり、企画展示、トークイベントなどを通じて、農業者と

消費者、関係団体等が情報交換を行なう場を設けたり、産直での販売体験への協力、農業資料の提供、データベースの利活用促進のための操作講習会が実施されている。更に14館では、顕彰事業が行われており、ウイスキーを製造した竹鶴政孝氏に関連する資料展示、詩人の大滝清雄氏の功績を称え詩集を発行する事業、童話作家森三郎を称え、年に1度全国から童話を募集する事業などをして、地元の文化振興や創作発表の場を作り出している。

〈文化活動〉としては、地域の名人を図書館に招き、参加者を募って体験型の講義を行なうワークショップ、夜の図書館での宿泊体験、演奏会や朗読会、地域の歴史や文化に関わる講座、地域にゆかりのある郷土紙芝居、近江弁講座、地元の人々のお話を聞く会、子どもたちからお気に入りのぬいぐるみを預かり、夜の図書館で様子を撮影し、アルバムにまとめたものをプレゼントするぬいぐるみお泊り会、学んだ知識を実践するきっかけづくりとして「米粉のベーカリー」や「米粉のレシピ集」の貸出し、町史研究会のメンバーが作った簡易本を使って町内フィールドワーク、司書資格取得講習・講座費用の一部補助などがあった。これ以外にも瀬戸内市民図書館におけるアマチュア人形劇団による定期公演、山陽小野田市中央図書館でのポエムカフェ、フォトコンテスト、武雄市図書館での朝ヨガ、マルシェ、歴史ウォーキング、英会話教室、石狩市市民図書館でのサイエンスカフェといったものもあり、図書館の資料の貸出のみならず、地域の人々の暮らしに文化的な参加をもたらす仕組みを生み出している。

しかしながら、全国の自治体数は1,724であり、回答のあった自治体は1,049で、このうち、まちづくりや地域振興に役立つ目的で事業を行っていると感じた図書館が497館であったことを考えると、貸出以外の活動に重要性を見出していない図書館の方が多いと考えられる。これはこれまで作られ、人々に共有されてきた図書館像が、貸出中心であり、貸出冊数を増やすことが図書館の評価を高めることであったため、それ以外の活動に取り組むことが困難であったと考えられる。

### 第3節 公共図書館の〈文化活動〉における市民参加がもたらすまちそだて人材育成

公共図書館は図書館法にもとづいて日々の運営をしている。図書館法第2条では、図書館の目的として、教養、調査研究、レクリエーションの三つが挙げられている。

「レクリエーション」自体は、ダーキン (R. Dakin) は「レクリエーションとは、仲間と共にする遊戯活動である。(中略)交友を助け、親和の精神を発達させ、緊張を解きほぐす機会を与えて、誰もが快適な気分と幸福感を取り戻すように図るものである<sup>140)</sup>」と定義している。占領下の日本にあったCIE図書館で行われていた文化活動は、新しいプログラムであり、非軍事化、民主主義の普及の一環である。連合国最高司令官総司令部 (GHQ) の民間情報教育官として来日したニブロ (Winfield P. Niblo) は、長崎軍政府教育官として赴任中の1946年12月アメリカで発祥した「スクエアダンス」の指導を行い、広まっていった。CIE図書館の文化活動で行われていたスクエアダンスはこれである。レクリエーションは、遊びを中心とした展開として進められ、生活に密着した自発的な活動である。

図書館法第3条では、その奉仕として、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」と、役割の規定をしている。これは、本来、図書館に割り当てられた義務ともいえるものである。そして、「六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。」と、これらを良いこととして、人々に強く勧め、「八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動、その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。」と、社会活動の成果の活用や、その他の活動の機会を提供したり、提供すること自体を勧めている。つまり、図書館の目的の一つであるレクリエーションは、自発性を前提とし、遊びを中心にした展開であり、生活に密着し、楽しく、自らで行動する機会の提供であり、市民が民主主義の社会の中でどのように生きて、その自己実現をどのように図書館が包摂していけるかという観点で捉える必要がある。

公共図書館は、貸出機能の他に、〈文化活動〉という市民が芸術・文化を体現できる領域を持っていて、「集会活動」「行事」「ひろば」とも言う。図書館における〈文化活動〉とは、図書館法第3条において「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと」とあり、「社会的な変化と地域の事情に即して図書館の資料を豊かに活用し、個々人の自由な学習を支援し、自主的な集会や交流の場を提供するなど、地域の〈文化活動〉拠点として地域と地域の文化に積極的な役割を果たすこと」と見なすことができる。1963年刊行『中小都市における公共図書館の運営』では、集会活動の目的を、資料の活用促進、地域の〈文化活動〉そのものの発展、個人の知識教養技能をのばすこととし、その種類を図書館が主唱するもの、図書館が側面から援助するもの、図書館の施設を貸すだけのものに分けている。集会活動は図書館本来の仕事ではないと図書館員自体が軽視する向きがあったことが報告されているが、同時に住民自身の要求、期待が行政面に反映されやすい地方自治体では、その活動が住民の生活の中に根をおろし、大衆的な支えを得ているならば、図書館の発展も容易であろうとされた。

図書館普及のため、人々から支持を得ることが優先されていた1960年代の公共図書館発展途上の時代では、公共図書館の普及の方便としての集会・行事に価値があった。塩見は、図書館が基本的に「ひろば」の機能を持つとし、「図書館というのは共有の本があり、それが媒介となって人と資料の出会いがあり、人と人が出会ったり、話したり、交流したり、そして、何かを作りだしたりするところである<sup>141</sup>」とし、これを「文化創造のひろば」として提案した。西村は〈文化活動〉を「地域住民と図書館の交流の場であって、第一に、住民の個人の感情、意見を発表すること、表明することを基礎として相互学習、集団学習へと発展していく過程を保障するものであり、第二にそのような営みの中から、公の機関が地域住民のものになっていく過程を保障するもの<sup>142</sup>」としている。

どちらも公共図書館がコミュニティへ関与し、文化活動を実施し、コミュニティからの評価を通して、再び公共図書館にその意義と価値がかえされると考えることができる。そうして、公共図書館の文化活動は地域の人々のものになっていく。墨田区立八広図書館館長ちばおさむが実践してきた「卓球、映画会、展示会、各種会



合、囲碁、将棋、チェス、踊りなどそれこそなんでもできる場<sup>143</sup>」としての図書館は、更に具体的に、日常の図書館活動の中に組み入れることができる文化活動を示すことによって図書館を人々のものにしていく意図を捉えることができる。

個人の読書により個別化された「利用」に留まるのではなく、〈文化活動〉に「参加」して、個々の人間が自己実現すること、また、協働化することで、公共性が生まれ、閉鎖的・秩序の遵守にはとらわれない、開かれた関係性が獲得できる。

主体性を持った利用者の育成は、社会教育の分野で必要とされる。社会の中で生きていくためのリテラシー能力を身につけ、自らの可能性を問い続けることとなり、地域を育てる人材になる。個人による学習から集団への学びを経て、個人の向上心と成長へ還元され、まちを育てる人材の育成につながる活動がある。まち育て人材の育成であると同時に、図書館からみるとボランティアと捉えられる。

宮崎県の宮崎市立図書館は、2000（平成 12）年 4 月に特定非営利法人MCL ボランティアに業務を委託した。もとより宮崎市を九州一のボランティアの場にするという施策に基づき、図書館運営における NPO の導入が実現している。当時の市長らがアメリカの姉妹都市バージニアビーチ市における図書館運営ボランティアを研修視察したことが発端であった。図書館の目的とミッションに「ボランティア活動等の公益的な市民の活動を広く支援していく場として、だれもが気軽に身近に利用でき、直接運営に参画できる施設として市立図書館が考えられた。市とボランティア団体とが対等なパートナーシップに基づいた協働関係をつくり、市民の良質なサービスを提供して、市民に開かれた親しみやすい図書館を目指す」を挙げている。

MCL ボランティアは「市民に対して市民主導による新しい時代に応じた図書館サービスを通じて豊かな地域文化の創造に寄与する」と謳っている。具体的には、無償の市民ボランティアが図書館の窓口業務を行う。一般的な市民ボランティアの役割は読み聞かせやイベント支援、書架整理作業等であるが、宮崎市立図書館では、市民ボランティア登録後、『窓口業務専門研修ステップ 6』までの本格的な研修を経て窓口業務に入る。

NPO 事務局は、業務主任、司書、コーディネーターを置き、3 者で図書館業務にあたる。貸出、返却、配架、図書整理、雑誌受入、選書、本の修理、障害者への対

応、行事への対応、情報発信等である。ボランティア市民は『窓口業務基本研修資料（ステップ1～3）』、『窓口業務専門研修ステップ4・5資料』、『窓口業務専門研修ステップ6資料』を受講しつつ、窓口業務を行う。この20年近くの実績で『窓口業務専門研修ステップ6』まで到達できたのは2人だけであった。現在窓口業務への登録者は294人、行事・イベントは383人を数える。後者は、土曜シアター、日曜映画会、月水土お話し会、クラシック音楽鑑賞会、点訳、選書、図書館まつり、工作教室等を支援する。地元へUターンした人や主婦、退職者等が含まれている。調査実施時に複数の市民ボランティアの感想を聞き取ったので以下に示す。

- ・ A氏（今年初参加） 自営なので時間があり、想いがあったのでやってみた。研修をしてくれるので自信ややりがいを感じる。
- ・ B氏（ボランティア歴10年） 生活の彩りになる知らないことが多く、こんなに本があったのかと配架をしながら発見する。
- ・ C氏（ボランティア歴5年） 以前から図書館の仕事をしてみたいと思っていた。このボランティアは刺激になるし、行く場所があるというのがうれしい。接遇が好きである。
- ・ D氏（ステップ6まで到達） ボランティア仲間で食事に行ったりする。退職後の仲間ができた。

管見の限り無償市民ボランティアが図書館カウンター業務に携わるのは宮崎市立図書館のみであった。このボランティア活動の価値は、地域にある人材を活性化し、今までつながりのなかった人々に参加と学習の場を提供することであろう。地域の人材を生かし、市民の活躍の場を図書館自身がつくっていくことは可能であり、求められている。

市民の自己実現を図書館が包摂し、研修の下に実施していくことが、まちのミッションの実行でもある。これは、1. 人々を公共図書館へ向かわせ、2. 地域の〈文化活動〉を活発にし発展させ、3. 活動を通じて人々（住民）の要求や意志が反映されるものと言えよう。

## 小 結 公共図書館の〈文化活動〉における市民参加の醸成に関する考察

公共図書館とそこを利用する地域住民とは、地縁や特別な関係性があるわけではない。個人個人の仕事や社会的立場、視野、価値観、ライフステージ等において、地域社会と多様な接点を持ちながら暮らしている。人々は個人主義的な意味で自らのライフステージに見合ったライフスタイルを模索し、そのうえで自助努力では克服しがたい課題を、自治体に処理してもらおうと考えており、参加の仕方においては、社会における文化の領域での参加があり、感情や感性、情動といったその人らしさへの理解や共感を通しての参加がある。公共図書館が行う貸出以外の活動である〈文化活動〉について「自治体総合計画等における図書館政策の位置づけについて」の調査がある。この中では、地域づくりに関する活動が最も多かった。宮崎市は、ボランティア日本一を目指すまちであり、宮崎市立図書館で行われる市民にとっての〈文化活動〉が、従来の行政としての公共図書館から与えられた機能を問い直し、どのように市民をまち育て人材として位置付けるか、また、市民の可能性を切り開くかという転換を〈文化活動〉の中にみてとることができる。

## 第5章 公共図書館における〈文化活動〉の展開

### 第1節 公共図書館における〈文化活動〉の課題

前章までは、戦後の図書館における〈文化活動〉のはじまり、公立図書館における〈文化活動〉の意味や位置づけ、または、わが国での図書館運営においてこれまで行われてきた〈文化活動〉をみてきた。本章では、〈文化活動〉の実際の事例から、その参加のあり方を見ていく。

公共図書館での〈文化活動〉は、戦後の占領期にあったアメリカによる運営のCIE図書館で活発に行われていたためわが国では多くの人々がそれに接してきた。1950年成立の図書館法には、その2条で教養、調査研究とともに、レクリエーションが謳われていたが、人々の公共図書館自体への理解と活用が少なかったため、本来的な役割とともに振るわなかった。1960年代以降、日本図書館協会による『中小都市における公共図書館の運営』と『市民の図書館』出版後は、市民に図書を貸し出すことを優先させる政策を一般化させ、多くの公共図書館はこれに従い、貸出が各自治体で価値観となっていく。1970年に東京都の図書館政策の中で、〈文化活動〉は貸出のための手段ではなく、〈文化活動〉自体が人々から求められていることが主張され、1980年以降、ちばおさむによって「ひろばとしての図書館」が実践されていく。2003年以降、指定管理者制度の導入により、様々な企業がその運営や図書館施設内の場所の活用に取り出していき、ここに〈文化活動〉と集客のためのイベントまたは催事が分けられずに語られている弊害がある。

堺屋太一はイベントを「非日常的な情報環境を計画的に創ることで、人々により強烈な心理的効果を与える人間の営み<sup>144</sup>」としている。また、梶谷は、イベントを「最適な行・催事を採択・構築することによって相当数の人間を集め、時間と空間を共有することで、ある目的を達成しようとする組織管理的手段<sup>145</sup>」と紹介している。ここからイベントとは、環境を人工的に作りあげ、相当数の人間を集め、心理的効果を与えるものと解釈できる。梶谷は、イベントを参加者によるアクティビティ分類と参加者の期待内容別分類にわけ、前者を参加型（体験する・体感することが中心となるイベント）と非参加型（見る・鑑賞することに重点をおいたイベント）、後者を利益享受型イベント（景品やサービスを得るタイプ）、啓発学習型イベント（知

識や情報を得るタイプ)、複合型イベント(両者が複合されたタイプ)<sup>146</sup>とした。図書館評価の一つである入館者数などの人数評価が、図書館自体の利用評価として使われるが、「相当数」を集めることが目的のイベントの場合、数という数値目標が重要であり、数としての評価が優先される。図書館という自己教育、社会的包摂、相互を育ていくプログラムといった考えに乏しい。また、集客のための利益享受型イベントになると、社会教育のためというよりむしろ、消費型サービスに陥る危険性があり、この場所に来る人々を顧客としておもてなしすることに重きが置かれたり、人々は運営者が行う催事の消費者となる。この催事をイベントと置き換えると、その言葉には「なんらかの目的を達成するための手段として行われる行・催事<sup>147</sup>」という意味に置き換えられ、「期間が限定」「場所が限定」「ライブ性」「一過性」「社会実験」<sup>148</sup>がキーワードとして挙げられる。これらのことからイベントは、期間と場所が限定される一過性の催事で目的を持つものと定義できる。そこには、「新規顧客獲得のため」「図書館の運営方針をまっとうするため」「図書館評価向上のため」「解決型図書館の推進のため」「主体的な学びの場となるため」「図書館員自身の成長のため」「メディア露出のため」「コミュニティ生成のため」の意義<sup>149</sup>があるが、そこには、図書館側の都合はあっても、本来の誰のための公共図書館かという理念は見受けられない。図書館自体は教育機関であり、国民ひとりひとりが考え判断する民主主義機関の一つである。一度、消費物にしてしまうと、利用者は、消費者サービスを受ける者、消費するものという位置づけになってしまう。消費者なので、お任せであり、クレーマーにもなりえてしまう。また、自らは何も生み出さない、地域社会への関与がないということにもつながる。これは、民主主義機関としての図書館とは反対の位置づけである。民主主義の原点は、「みんなのことは、みんなで議論し、みんなで決めよう」であるのに、主権者である地域住民が消費者として扱われれば、消費者としてふるまうようになる。民主主義が求められる機関で消費者化してしまう。嶋田は地域活性化に寄与する公共図書館の役割として、基礎自治体はその土地に馴染んだ施策を市民とともに探り作り上げていくことを挙げ、地域住民とともに生きる図書館像<sup>150</sup>を示している。花井は「本来出会えなかった本と出会える＝未知との知の出会いを演出することが、おもてなし＝サービス<sup>151</sup>」と

している。公共図書館の〈文化活動〉は、民主主義に寄与するものであり、地域への寄与に関わるものであり、なんらかのものを生み出すものであるはずであるが、イベントにしてしまうと、そこが見えなくなるという危険性や、図書館によるサービスを消費物として市民が受け取る危険性がある。

## 第2節 地域の固有資源を生かした公共図書館〈文化活動〉の評価

### 実証例1 愛知県田原市図書館中央図書館

愛知県田原市は渥美半島に位置する。人口 63,853 人<sup>152</sup>。半島という地理的特性から海・山の自然資源や数多くの歴史資源に恵まれ、観光客は年間 297 万人に達する。また、トヨタ自動車田原工場を中心に自動車関連産業が立地・集積し、田原市図書館は、中央図書館、渥美図書館、赤羽根図書館の3館で構成されている。中央図書館は田原文化会館内にあり、体育館や会議室など他の公共施設と複合されて設置された。2011年11月には、図書館2階に「泉名月記念ふしぎ図書館」として、名月の業績を顕彰するとともに、泉鏡花や柳田國男にちなみ、幻想文学の世界を幅広く紹介するコレクションを設置し、2012年から「観光に魅力を与え、都市の格を上げるのは文学芸術に代表される『物語』の力」の事業を始めた。これは渥美半島に滞在し作品を残した泉鏡花と柳田國男に由来する怪談文学にヒントを得たものである。また泉鏡花の姪で随筆家の泉名月が同地出身であり、これらを繋いで「ふしぎ文学半島」のタイトルを有した地域おこしプロジェクトが2012年～2019年まで行われている。田原市図書館単独で行ったものから、高校や博物館といった他の機関との連携、ゲストを招いての対談、田原市図書館内で文学者が選書をした本の展示、地域に由来のある人物に因んだまち歩き、図書館泊のプロジェクトが実施された。

この事業の目標は①田原の物語資源を『ふしぎ（文学）半島』として編集・提示し、市内外の人々の共感を得ること、②「一つ目の目標によって得た共感を媒介として、新しい人の繋がり（ネットワーク）をつくる」である。2015年と2016年は、この目標に立ち田原市中央図書館では司書がプロデューサーとなり、地元高校と協力しユニークな企画を進めた。表に2015年度、2016年度の事業を示した。

	2015年度	2016年度
日付	10月12日(月) 17:30～19:00	11月5日(土) 17:30～19:50
テーマ	「図書館妖怪百物語～高校演劇ナイトツアー～」	「怪談 ～waidan library～」
内容	オムニバス形式演劇による館内ツアーと薩摩琵琶演奏会	第1部：芝居と琵琶語り「耳なし芳一」 第2部：シンポジウム
実際の様子	 <p>写真提供：田原市中央図書館</p>	 <p>写真提供：田原市中央図書館</p>
場所	田原市中央図書館1階2階	田原市中央図書館1階
出演者	高校生(桜丘高等学校演劇部) 村田青水氏(薩摩琵琶奏)	演劇出演：愛知県立田原市成章高等学校演劇部、豊田高弘館長、村田青水氏(薩摩琵琶奏) シンポジウム出演：(文芸評論家)東雅夫氏、(民俗学者)小泉凡氏
内容	暗くなった図書館内を来場者が懐中電灯を持ちながら周り、八演目を順に鑑賞した。 ・仕事にかまける大人から子供をさらって食べてしまう「山姥」 ・魚を独り占めする欲深い漁師を戒める「ごひんさま」、 ・かなわぬ恋で変身した「夜叉」等が演じられた。	小泉八雲の「耳なし芳一」を高校生が演じる。豊田館長が武者を客演。薩摩琵琶演奏が場面により入る。第2部のシンポジウムでは文芸評論家の東雅夫氏と小泉八雲の曾孫で民俗学者の小泉凡氏を招いてのトークライブ「怪談とまちづくり～ふしぎな言い伝えのチカラ～」が行われた。
演劇準備	衣装やメイクにこだわった。	図書館空間を使い、雨を降らせたり、火の玉に見立てたものをとばしたりした。
感想	【図書館職員からの感想】 「新しい仲間ができて良かった」 「図書館の新しい使い方を知る機会になってよかった。」 「PRについてはチラシを多く刷り配布したが、もう少しピンポイントな届け方を考えられると良い。」 「アンケート結果にもあったが、音楽イベントができるとうい。琵琶奏者の村田さんはじめ、ふるさと大使の太田剣さんや文化協会の団体とのコラボなども。」	プロデュースサーで囃託司書の河合美奈子氏はこの取組を「田原市図書館はプロセスから考えても誇りとする施設です。住民が活躍でき、職員にとっても最高の場所なので最善のことができる自己表現の場です。」と評価している。 【来場者の感想】 「怪談をテーマにした演劇という活動はすばらしい。」 「高校生がよかった。」 「とても上手でよかった。また楽しい企画に期待している。」 「ゴーストツアーの紹介があったが地元の物語を知るツアーは興味深い」

表 12 田原市中央図書館 2015 年度、2016 年度の〈文化活動〉筆者作成 2021

2015年10月12日に行われたでは、豊橋市にある桜ヶ丘高等学校演劇部の生徒による図書館ナイトツアーが行われた。閉館後の図書館を舞台に田原&豊橋の妖怪たちが神出鬼没に現れ、自らの物語を語るというもので、参加者は、ガイドに従って

妖怪たちが棲む館内を巡る。上演後は、以下の感想が参加した市民から得ることができた。

・山んばの場面がとてもよかったです。
・演劇部のみなさん、迫真の演技ですばらしかったです。とくにやまんばが良かったです。
・熱の入った演技に引きこまれました。図書館のいろんな所を工夫されて演技されていて、とても面白かったです。ありがとうございました。
・山んばのはなしが一番よかった。
・おもしろこわかったです。
・とてもひきこまれました。
・とても生き生きして、すばらしかったです。皆さんとても良い声で、聞きやすく楽しかったです。
・図書館全体を使って演技ができていて、とてもおもしろかった。
・すばらしい演出だったと思います。
・良かった。ライティングが良くない。まぶしくて演技をみれない時があった。もう少し演出を工夫されるといいかも。演劇部の人たちは素晴らしかった。
・おもしろかった。またこういう機会があれば参加したい。
・とても楽しく参加できました。
・演劇頑張ってください。初めて琵琶の生音を聞きました。とても良かったです。
・とても上手な演技でした。子どもがとても怖がっていました。
・おもしろかったです。またやったりなどしたら見に行きたいです。
・ありがとうございました。次回の公演を楽しみにしています。
・こわかったです！！！！
・プラットでやった時より、上手になっていました。
・とても楽しい時間でした。ありがとうございました。
・とても素晴らしかったです。これからもがんばってください。



<p>・琵琶を初めて聞いて良いものだと思います。</p>
<p>・すばらしいものを見せていただきました。ありがとうございます。</p>
<p>・琵琶音色は効果あって良かった。学生演劇とはいえ、だんだん入り込んでいった。今後もまた観たいと思う。</p>
<p>・とても新鮮な感じでした。琵琶の演奏は初めて見ました。嬉しかったです。</p>
<p>・楽しかったです。子供にはちょっと難しい内容もあったので、家に帰ってから説明します。うまくできるかなあ…？</p>
<p>・とてもおもしろかったです。琵琶の演奏もすごかったです。これからもがんばってください。</p>
<p>・すばらしかったです。セナさん、腰痛くなってないか心配です。声も良く通り、とても聞き入ってしまいました。夜の図書館にピッタリです！！</p>
<p>・死神さんの語りが印象的でした。演劇部のみなさんが元気で良い気分になりました！！</p>
<p>・ほのぼのとした所もあり、怖いだけじゃない温かい感じがとても良かったです。ますますの取り組みを楽しみにしています。</p>
<p>・初めて琵琶を聴きましたが迫力に感動しました。演劇部のみなさんの熱演に胸が熱くなりました。</p>
<p>・はやいところがすごかったです。</p>
<p>・声がとてもよく、琵琶の悲しい音色に聞き入りました。すばらしかったです。</p>
<p>・演技がとても上手で見ごたえがありました。これからも頑張ってください。</p>
<p>・演劇部の皆さん、とてもすばらしい演技でした。ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>
<p>・大変良かった。</p>
<p>・やまんばがこわくておもしろかった。死に神の話がおもしろかった。</p>
<p>・やまんばの話がおもしろかった。豊島ヶ池は近くにあるので弁天様を探しに行ってみようと思った。</p>

・よく頑張っていました。
・とても素敵な熱演でした。
・PLATで拝見した演目、田原のお話、とても素敵でした。どんな場所もステージにしてしまう、ステキ過ぎ！
・とてもおもしろかったです。また「図書館妖怪百物語」やってほしいです。
・演劇こわかったです。がんばってください。琵琶の音色が印象的でした。
・とてもこわかったです。
・とてもこわかったです。
・とてもこわく、迫力があってよかった。
・上手です。がんばってください。

表 13 2015 図書館演劇ナイトツアー参加者の感想 筆者作成 2021

参加者は、この演劇ナイトツアーを肯定的に受け止め、「図書館全体を使って演技ができていた」といった感想からは高校生の演技とその舞台としての田原市中央図書館を評価していることがうかがえる。また、初めて琵琶演奏を聴いたのが図書館であったという参加者が複数いたり、描かれた「豊島ヶ池」を見に行こうという人がいたり、他の芸術や地域に人々の心を向けたのがこの演劇の効果だったといえる。この演劇ナイトツアーが人々にとって、高校生の演劇を生かし、図書館の〈文化活動〉の新たな魅力の発見であったことがわかる。

また、この時の図書館に対する要望は以下があった。高校生演劇ナイトツアーを更によりよくしてほしいというものと、今後の活動に期待するもので、「ふしぎ図書館」という書架をみたいという意欲を喚起したものや、「地元のふしぎな話は知らない事も多く、発見でした」といった地元の再発見をした参加者もいた。

・座るところがどこまで座っていいのかわからなかった。
・音声のとぎれたのが残念でした。中庭のシーンが見づらかった。見る（座る）場所がはっきり示してくれるとよかった。

・音楽月間などの演奏イベントと小コンサート等を、図書館が行うといいかも。
・ふしぎ図書館にいてみます。
・もっといろいろな場所でやってください。
・色んな所でやってほしい！たくさんの人に見てもらえたら、すごく良いと思うぐらい良かったです。
・地元のふしぎな話は知らない事も多く、発見でした。
・図書館を舞台に使って素晴らしい演技でした。迫力がありました。よかったです。
・すごかった。
・非常に興味をもって見ております。機会あれば、また参加させていただきます。
・また参加します。

表 14 2016 図書館演劇ナイトツアーへの要望 筆者作成 2021

2016年に催された田原市中央図書館ふしぎ文学半島プロジェクトは、「怪談～Kwa idan Library～」として11月5日（土）の午後から行われた。お話し会、芝居×琵琶語り「耳なし芳一」、トークライブ「怪談とまちづくり～ふしぎの言い伝えのチカラ～」が行われた。お話し会では小泉八雲の話の朗読や素話が行われ、延べで子どもが17名、大人が29名参加した。担当者からは、「保育園年長～小学校低学年の子が、お母さんにしがみつきながら聞いている様子がかわいかった。」「『ねっけつ！怪談部』は、早口言葉へみんなで挑戦する場面もあり、盛り上がった。創作怪談は少し怖がらせすぎたかも。全体を通して大人が積極的に楽しんでくれたのでやりやすかった。」「色々な「こわい」があって楽しかったです。手あそびもちよっと怖いバージョンで楽しくできました。」といった感想があった。

芝居×琵琶語り「耳なし芳一」は、17：30～18：10に行われ、成章高等学校演劇部と、村田青水氏（薩摩琵琶奏者）によって演じられた。この時の脚本を担当したのが、図書館司書で演劇経験のある吉田竜太郎氏である。何度も高校に通い、高校生とコミュニケーションをとり、指導をした。当日は83名が参加した。吉

田氏は「演劇のワークスペースが思いのほか前までせり出していたので、客席を思ったより確保できなかった。そのため見えにくい方もいらしたようで、今後に活かしたい。図書館側、高校側も大きな問題なくこなすことができた。雨を降らせるなど難しい演出もできた。」といった所感を述べている。さらにこの後、トークライブ「怪談とまちづくり～ふしぎの言い伝えのチカラ～」が開催され、文芸評論家の東雅夫氏、小泉八雲の曾孫で民俗学者の小泉凡氏、地元の郷土研究家の内浦有美氏、あいち妖怪保存会の島田尚幸氏で、館長・豊田高広氏（当時）をファシリテーターとしてフォーラムを行った。担当者からは、「この企画が田原市図書館を知るきっかけになったのなら嬉しい。」「利用者層が広がった」「毎年新しいイベントのかたちを追及していることもあり、やはり準備は大変だった。しかしながら、分館も含めスタッフ全員が少しずつ協力をしてくれた。当日も、参加者として来館したフレンズや図書館卒業生のメンバーが準備や片付けを手伝ってくれた。無事に終えることができたのは、全員の力が集まった結果だった。」「図書館（場所・資料・人）の可能性を広げ、館外の人・団体とつながりを作ることができ、得たものは大きかった。」「面白さもチャレンジも大切だが、図書館の本来の業務とのバランスを考えながら、ふしぎを継続していける形をそろそろ考えておけると良い。」など、利用者層の拡大や、図書館の可能性が広がったといった所感と、図書館の業務との兼ね合いを課題とする所感が述べられた。また、同時期に企画展示も開催され、小泉八雲や怪談に関する本が提示されている。

参加者からは、「企画がよかった」「演技力が高かった」「雨と血のりの演出がよかった」「館長の出演がよかった」といった図書館での文化活動への新たな発見と喜びが述べられた。



写真9 文芸評論家東雅夫氏と  
民俗学者小泉凡氏の対談



写真10 高校生による「耳なし芳一」上演

2016 田原市中央図書館ふしぎ半島プロジェクト（写真9、10 筆者撮影）

準備に関するもの	当日の様子	今後の可能性	新たなつながり
準備期間が短かったが、当日臨機応変に動けるように準備をしておくことの大切さも感じた。	リハーサルの様子を撮った新聞記事が集客に効果的だった。	次のステップについて話し合い、方向性を決めていけるとよい。コレクションの充実やイベント、ゲストなども含めて。	琵琶奏者の方や高校生のみなさんなど、新しい仲間ができてよかった。
準備にもう少し時間を割けるとなお良かったのではなにかと思う。	全体の流れが把握できず、参加者の誘導に戸惑う場面があった。	外部の方ならではの空間の使い方など参考になることも多く今後音楽イベントなど図書館のいろいろな可能性を感じる事ができた。	音楽イベントができるとよい。琵琶奏者の村田さんはじめ、ふるさと大使の太田剣さんや文化協会の団体とのコラボなども

	<p>参加者が機材の近くを通ることになったので心配だった。</p>	<p>このプロジェクトでは、毎回、図書館の可能性を引き出してくれるようなイベントを行えているが、年々規模も大きくなり「面白さ」と同時に「難しさ」も増してきている。継続的に行える最善の形を考えていきたい。</p>	
		<p>図書館の新しい使い方を知る機会になってよかった。</p>	

表 15 田原中央市図書館ふしぎ半島プロジェクトを実施後の職員感想 筆者作成  
2021

<p>・また開催してください。高校生良かったです。</p>
<p>・みえなかった。</p>
<p>・とても上手で良かったです。もっと広い所で見たかったです。イスに座ったので良く見えず、立ち見の方が良かったかも。</p>
<p>・しかけが有効で楽しめた。 ・ゴーストツアーの紹介があったが、地元を知る物語があるのは、興味深いと思う。</p>
<p>・田原の図書館の怪談をテーマにした活動は、素晴らしいと思います。</p>
<p>・とても楽しい会でした。次回、また楽しい企画を待っています。</p>
<p>・町にはハロウィンでゾンビがあふれ、ホラーがあふれている。今なぜ、このような怪物が無数に発生しているのでしょうか？時代の流れが怪しく、戦争、政治不安に進んでいるようだ。今日は、大変有意義な日を過ごせました。</p>
<p>・「耳なし芳一」上手！ ・「人ありて町は生き」図書館はアーカイブと資料提供のみならず、地域の文脈にのっとった物語を、今生きている人々がつむぎ出し、今生きている人々のために使って(披露して)下さい。</p>
<p>・私は、成章高校の昭和40年の演劇部創立生徒です。</p>
<p>・芝居がおもしろかったし、質も高かった。またやってほしいと思います。</p>
<p>・とても感動した。初めて成章の演劇を観ました。高校生の演劇がこれほど素晴らしいとは驚きです。琵琶奏者の方のみごとな演奏を間近に聴くこともでき、心に残る素敵な時間と空間でした。演出効果もみごとでした。ここまで仕上げるのは大変な稽古だったと思います。楽しませて頂きまして、ありがとうございました。</p>
<p>・青水先生の琵琶と芳一のお芝居のコラボ、すばしかったです。雨の演出と血のりが迫力があり、驚きました。館長さんの熱演も良かったです。 ・田原でのミステリーツアー、楽しみにしています。</p>
<p>・芝居の時、予約した人数分のイスは欲しかった。向かって左にいたが、外での芝居はすべて見えなく残念だった。(ふすま1枚分じゃまだった) ・小泉凡さんのマイクカスピーカーの調子が悪いのが、ちょっと気になりました。 ・1部も2部も内容の濃いもので、参加できて良かったです。</p>
<p>・演技力がなくて、かっこよかったです。</p>
<p>・舞台が低く、人物が見にくかった。演技はすばしかったです。</p>
<p>・よい企画だと思います。</p>
<p>・企画、心から楽しみました。ありがとうございました。</p>
<p>・芳一が、さまになっていた。</p>
<p>・ありがとうございました。</p>
<p>・続けていってください。</p>
<p>・琵琶、はじめて生で聴きました。スゴイ！！また、月見やハス池とかできいてみたいです。 ・お芝居とてもよかったです。ガラス戸などへの反射が幻想的でした。火の玉の動きがうまい。 ・田原から松江や滋賀県へのツアー、お願いします。それとは別に、田原・豊橋の妖怪巡りツアーがあったら参加したいです。</p>
<p>・お二人の対談が長かった。</p>
<p>・これからもどんどん盛り上げてください。</p>
<p>・皆さん大熱演でしたね。本当に雨が降ってくる演出にはびっくりしました。芳一くん、風邪などひかないようにね。 ・幻想文学の品揃えに感激しました。</p>
<p>・定員が少なく思いました。もっとたくさん集まったのではないかと思います。部員だけではできない貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。</p>
<p>・イスにすわったら、何も見えなかった。</p>
<p>・小スペースでの演出、とても良かったです。生で観るお芝居の楽しさを感じました。</p>

表 16 田原市中央図書館ふしぎ半島プロジェクト参加者の感想 筆者作成 2021

2018（平成 30）には「夜ふかし図書館」として、10月20日（土）、21日（日）にプロジェクトが行われた。こちらは、①ふしぎ百物語 ②トークイベント「明治と怪談」③ミステリーナイトツアー「田原のふしぎ巡り」④図書館泊「読む夜」のプログラムが組まれた。これらの企画は定員があり、参加の申し込みが必要であった。①はゲストを交えたおはなし会、②は田原市中央図書館では2012年から毎年対談をし、テーマに因んだ選書をしてきている大学教授と専門家によるものである。③は、図書館と博物館を結び、その間にある地域文化資源を参加者全員で、懐中電灯をもって、田原市立博物館学芸員の案内のもとに発見していくもので、幕末の武士と女性がものがたり首無し地蔵や、田原藩家老であり、画家・蘭学者でもあった渡辺崋山の紹介、また、崋山を祀った崋山神社では、神職による案内もあった。夜の田原市内を懐中電灯を持って参加者で列を作って歩き、地域文化資源や地域の歴史に触れることは、県外を含めた参加者にとって、新たな田原市の魅力を共有していく過程であり、新たな地域文化の発見を促す。④は寝袋を持参している参加者がおもしろおもしろに図書館内に自分の場所を見つけ、好きな時間を過ごすというものである。寝袋で寝ることも、図書館の蔵書から一冊の本との出会いを生み出すこともできる。特に、ミステリーナイト、図書館泊は申込者が定員を上回り、抽選であった。県外からの参加者もあり、ある参加者からは、「特に図書館泊を経験してみたかった」という感想があった。



写真 11 参加者による夜のまちあるき



写真 12 図書館宿泊

写真 11、12 田原市中央図書館ふしぎ半島プロジェクトの様子 筆者撮影 2016



〈文化活動〉は「地域住民と図書館の交流の場であって、第一に住民個人の感情、意見を発表すること、表明することを基礎として相互学習、集団学習へと発展していく過程を保障するものであり、第二にそのような営みの中から、公の機関が地域住民のものになっていく過程を保障するもの<sup>152</sup>」である。普遍的な学習の保障と同時に、地域にある図書館が具体的に人々のものになっていくことが重要である。伊万里市民図書館は、新図書館建設時から地域住民が関わり、地域の人々を伊万里学や読書好きに導いたことをきっかけとして、継続的な図書館活用がある。図書館が様々な事業を活発に展開することにより多くの市民の文化活動への参加を保障され、参加の継続が図書館を住民のものにするのである。身近な施設で気軽に演劇を見ることができたり、講演会に参加したり、専門家の案内で地域文化資源を発見したり、時には図書館内でこれまでとは異なる時間帯の体験を試みることは、住民や図書館に関心のなかった人々までも、図書館への参加のきっかけになることができる。

企画は、地域に存在する文化遺産・文化資源を活用するということであり、図書館の文脈上にあるものである。田原市中央図書館の事例から、図書館の利用者が決して資料提供だけを求めているわけではなく、地域において総合的な芸術文化に浴する場として期待されていることがわかる。旧来の図書館は入館者数や利用者登録率といった定量評価がもっぱらであり、芸術文化プログラムの投入は資料提供という第一義的な評価に貢献しない。

しかし、地域住民が芸術文化プログラムの体験を通し、新たな学習の機会を得ること、今までとは異なる層が図書館を利用すること、地域の若者が自らの表現の場として図書館を舞台に演劇をすること等の効果は今後の図書館のあり方に新たな道筋を示した。すなわち地域の図書館が行う芸術文化プログラムは積極的な地域貢献にもなりえる。さらに今まで図書館を利用してこなかった人々へ働きかけるアウトリーチの役割をも果たす。地域住民の矜持や生きがい、創造性を涵養し、育てていくという新たな役割が、今後の図書館活動に求められる。

宿泊に関しては、図書館は本来、宿泊のための施設ではないが、これまで災害時に避難所として活用されてきた。阪神・淡路大震災では、宝塚市立中央図書館、神戸市立須磨図書館、宝塚市立西図書館がなど6館が避難所となり、また、東日本大

震災でも複数の図書館が避難所になっている。施設そのものが地域にある資源であると捉え、ここでの宿泊により、避難所としてはもとより、図書館にある蔵書や施設そのものの活用を通して利用者は図書館の新たな魅力を発見する。2016年には山形県川西町図書館で、特別企画「図書館に泊まろう！」とし、20名の参加者を募集し、公共施設を使い、町の許可を得て実施された。宿泊以外に、夜の図書館を利用したワークショップが開催されている。

## 実証例 2 山口県山陽小野田市立中央図書館

山陽小野田市立中央図書館は、山口県山陽小野田市にある図書館である。2005年に日本最初の民間セメント会社である「小野田セメント」があった旧小野田市と旧山陽町の合併で発足した人口62,836人の山陽小野田市にある。中央図書館の他に分館として、赤崎分館と高千穂分館2館と地域館である厚狭図書館1館を持つ。この4館で平成30年度の年間合計入館者数が、174,330人、一日平均622人の利用がある。山陽小野田市立中央図書館のミッションは、「地域の『知の拠点』として、乳幼児からお年寄りまで、市民の成長と自立を支え、元気なまちづくりに貢献すること」であり、基本方針として、以下の10項目をあげている。

- (1) 市民の求める資料・情報に、かならず応える図書館
- (2) 市民の自立と向上心を支え、世界に通じる人が育つ図書館
- (3) 市民の仕事と暮らし、地域の課題解決に役立つ図書館
- (4) 地域文化の交流と創造、まちづくりに役立つ図書館
- (5) 先人の知恵や生き方に学び、それを次世代に伝える図書館
- (6) 文字・活字文化の重要性を認識し、これを大切に考える図書館
- (7) 市内のどこに住んでいても、だれでも利用できる図書館
- (8) 子どもへのサービスを重視する図書館
- (9) 市民と図書館員が協働し、共に成長する図書館
- (10) 職員1人ひとりが自立して働くことができる図書館

そして「わくわくする図書館」を目指すとしている。公立図書館では、『中小都市における公共図書館の運営』（1963）および『市民の図書館』（1970）以降、「貸

出重視」「全域サービス」「児童サービス」を中心に行ってきたが、山陽小野田市立中央図書館では、文化創造や市民の自立と人材育成までがその範疇となっていて、これを表にすると下図のようになる。図書館運営や図書館資料に偏ることなく、文化創造・まちづくり、教育にも、どれかに偏ることなく、社会教育機関としてのミッションに取り組んでいく基本方針がうかがえる。

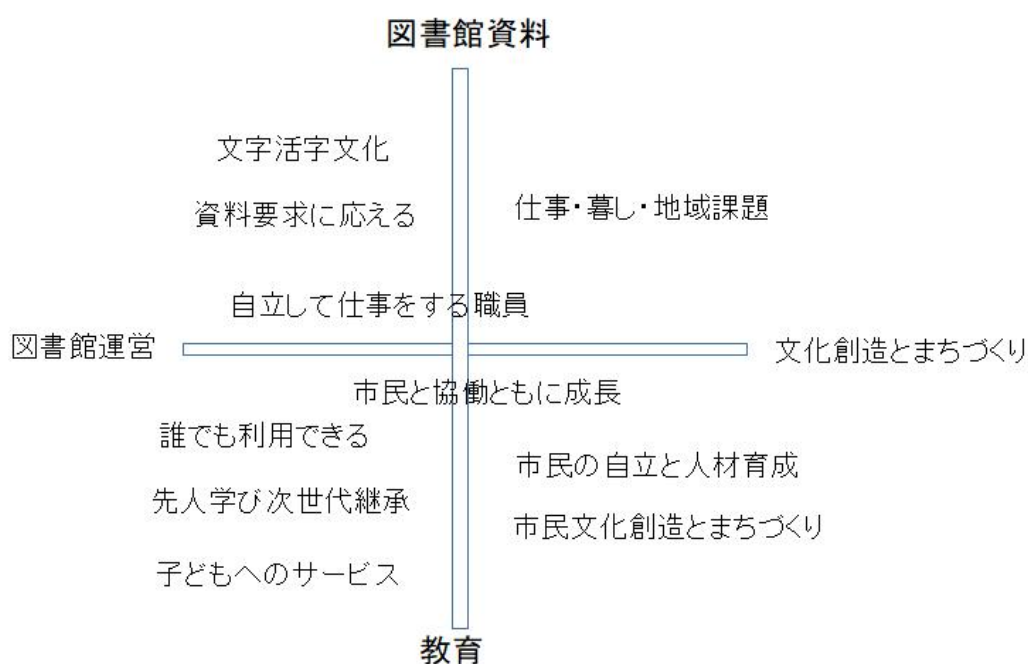


図 12 山陽小野田市図書館中央図書館のミッションに関する分析 筆者作成 2021

山陽小野田市中央図書館の職員数は 16 名、この内、司書資格を有する職員は 10 名、正規職員は 4 名（内司書は 2 名）、非正規は 12 名である。司書資格保有者は多いが、非正規職員がほとんどである。山本安彦館長は、司書に関しては、「司書としての力量を高めるためには、カウンターや館内外での図書館行事などで市民と交流し、市民に信頼される経験豊かな司書になることが必要である」と、図書館と市民の接点を持つことと、市民に信頼される司書が重要であるとした。そして、基本方針に掲げた「地域文化の交流と創造、まちづくりに役立つ図書館」となるためには、「さまざまな世代にとって図書館が広場として機能することが必要で、貸出や

自習のみならず、図書館蔵書を魅力の核として、人々が集い、交流し、新たな文化を紡いでいくことがこれからの図書館に求められる」と述べている。2015年9月中央図書館は開館20周年にふさわしい節目の年にするにはどうしたらいいかを検討し、同年にオープンし、行政と市民と建築家が一体となりつくられた伊万里市民図書館を参考にした。2015年6月に市民によびかけ、「アイデアバトル」を開催し、記念事業のアイデアを出し合った。この時60以上のアイデアが出され、得票の結果、「図書館で合コン」「夜の図書館」「市民ギャラリー展」「ポエムの広場」などを開催することに決めた。山本館長は、この20周年記念行事の経験から、これからの図書館は市民と一緒に作り上げていかななくてはならないという強い想いを抱くようになり、2016年9月3日「図書館創発会議」を発足させた。「創発」とは、様々な人々が集い、その関わりあいの中から、未知の新しさを生み出すことで、図書館創発会議は、図書館という「場」と「機能」を活用した新たな企画や行事を実施していくもので、アイデアバトルの実践チームであり、新たな企画も提案していく。創発会議に参加する人は「企画員」（任期1年）として、図書館の新たな可能性を求めて様々な企画を検討、実施する。「図書館で合コン」をすることになった時は、この創発会議のメンバーの呼びかけで市内外から40名を超える応募があり、3組のカップルが誕生した。

図書館創発会議は、この後、地域情報誌「市民がつくる地域情報誌 とつとこ山陽小野田 山陽小野田市を深掘り！」を2020年現在、第2号まで出版している。山本安彦館長は、「市民参加はこれからの図書館づくりの鍵です。（中略）みんな職員とは違った目線を持っている。例えば、地域情報誌を発行する企画では、誰かが発行した資料を集める図書館の〈受け身〉の姿勢ではなく、地域の営みの現場に創発会議メンバー自身が足を運んで話を聞き、自分たちで資料をつくろうという試みです」と述べている。

創発会議のメンバーは20代～70代の12名で、目的は、地域と仕事の垣根を越えて人々が集い、図書館の新たな価値を創造するものであり、高校生以上がメンバーになることができる。また、予算は独立採算制で、他の企画の参加費を必要とされる企画の充てる。メンバーは「私は、図書館とは本を貸す場所だけでなく、地域の

知の拠点であり、社会福祉的には「生きづらさを解消する場」であると考えています。そのためには、皆さんが単に本を借りたり雑誌を読んだりする場だけではなく、地域の公的社会資源として「知人、友人を作る場」「何か話してストレスを解消する場」でありたいと思っています。」と話す。



No	順位	アイデア等	No	順位	アイデア等
1	1位	FMサンサンきららによるトークショー及び朗読会	14	4位	絵本の名前当てクイズ
2	1位	大人の夜の図書館	15	5位	市内小中学校の児童生徒に読み聞かせをしてもらう。
3	2位	平成7年度から27年度の貸出数、ベスト20の展示	16	5位	図書館20年のできごとを双六にして小学生に遊んでもらう。
4	2位	図書館合コン(5人対5人で好きな本を紹介し合いその本と人に投票する。)	17	5位	市の年表、図書館の年表を重ねて10大ニュースを作成する。
5	2位	図書館に20人で泊まろう会(寝袋持参)	18	5位	20年間で貸出冊数を高さにしたクイズを行う。
6	3位	この度決定した「ふるさと文化遺産」を山陽地区、小野田地区で尋ね合い、交流・発展の場とする。	19	5位	小中学生に絵を描いてもらいラミネート加工菓を配布
7	3位	ポエムカフェ・詩の創作バトル	20	5位	市民20名に20冊のおすすめ本をあげてもらう。
8	4位	夏休みの来館ポイントをシール等でカードに貼る。9月のイベントで上位発表する。	21	5位	20人がよく知っている1冊の絵本を読み絆をつなぐ。
9	4位	過去の写真で図書館が載っている写真を市民の方に提供してもらい掲示する。	22	5位	他の図書館のイベントにチーム山陽小野田として参加
10	4位	地域メディアのさらなる活用	23	5位	分野別ビブリオバトル
11	4位	地域の歴史・文化の古い写真展	24	5位	音楽・手話・コーラス等イベント
12	4位	早朝朝日礼拝とヨガ 本とCD	25	5位	活動歴の長いグループから、初期の頃のことを話してもらう
13	4位	一日ドッグカフェ、猫カフェ	26	5位	時をテーマにした講座
			27	5位	花燃ゆの紙芝居、朗読会など





「本で婚活 GO！」は、参加者が一冊の本を持ち寄り、自己紹介の後に、自分が読んだもので、是非紹介したい本の話をするところから始まる。そもそも本好きが参加するので、読書会の側面も持つ。そののち、地元の菓子店がつくった特別ケーキを味わったり、簡単なコミュニケーションゲームをしたりして、親睦を深める。最終的にはカップルになりたい相手の名前を書き、箱にいれ、組み合わせが一致した場合にカップルになる。この企画に参加した方々は、「図書館なので安心」「本が好きで興味があった」という感想を述べた。また、地域情報誌に関わった創発会議のメンバーには地元の新聞社の退職者もいて、退職後に個人として培ってきた能力を地域の人々のために使っている。

山本館長は地域づくりについて「これまでの図書館は、1. 図書館が与えるものを市民が利用する貸出（本や雑誌、イベント会議室、）と、2. 図書館と市民が一緒に創る（実行委員会形式のイベント）の二本柱であったが、これからの図書館は、この二つに加えて、3. 市民が主体となって創る（図書館創発会議）、4. 地域に出かける図書館（大学、公民館、民間施設など）」としている。1と2はこれまでも全国の図書館で、図書館まつりの形で実施されてきた、3の市民が主体となって図書館を創るというところで市民の参画の場が認識され、確立された。これが実際の場面となって、図書館創発会議での市民の取り組みが、自らで考え動く社会人人材を育成しており、図書館はその人的資源を育てるインキュベーターの役割をも果たしている。福島は「その場に介在する人材こそ、情報の集積を原資としてボトムアップ式に創発を生み出していくプロセスで、極めて大切な要素<sup>153</sup>」であるとした。図書館創発会議では、市民の自己実現がボトムアップで図書館を支えていることが明らかになった。

### 実証例 3 福島県富岡町文化交流センター学びの森

福島原発事故で7年間閉館していた富岡町図書館を含む富岡町文化交流センター学びの森が2018（平成30）4月に再オープンした。これに合わせ、大学で地域課題解決に取り組む茨城大学の大学生がセンターを地域の人々が集まる場にしようと交流企画の実施に向け取り組んだ。

茨城大学では大学として卒業時に身につけておくべき就業力を「根力(ねぢから)」と名付け、社会人基礎力をベースに独自の要素を加えて構成し、その育成を支援するプログラムがある。「人文社会科学部地域志向教育プログラム」の一環で、地域連携・地域貢献として、比較的遠方にフィールドを持ち、地域づくり系の活動を行う。3年生のメンバー5名は「大勢が集うようにしたい」と交流行事を企画し、月に1、2回通った。ある学生は「普通に暮らせる場所があるのに住民が少ない」という感想を持ち、出会いと会話が生まれる図書館にしたいという希望を持って臨んだ。これまでも大学生が被災地で図書館を拠点として子どもたちに勉強を教えたり、図書業務の補助作業をした事例はあるが、〈文化活動〉を使い、地域貢献する試みは管見の限り見当たらない。

現在の公共図書館における市民の参画は図書館法で定められた教育関係者による図書館協議会やお手伝い型ボランティア活動が主であるが、大学生が公立図書館に介入しその独自の発想で地域に貢献できるということは、大学生側にとっては地域という現場でのアクティブ・ラーニングであり、社会人としての力の育成になり、図書館にとっては文化プログラムの実施であると同時に、これまでの図書館だけではできなかった新たなアイデアの実施の契機になる。

「図書館が挑む〈震災復興→地域再生〉」として、福島県双葉郡富岡町役場から「図書館を核とする町の文化施設を活用した震災復興・地域再生プロジェクト」の提案があり、これを受け、履修学生5名がこのプロジェクトに参加した。茨城大学では、各プロジェクトは手段であり、目的はプロジェクトを通じた学びとしている。ここで社会人を疑似体験し、「自分が動かなければ回らない」「欠席手続も休暇取得の練習」といったことも体験的に学ぶ。指導の鈴木敦教授以下、学部3年生5名でリーダーを含め福島県出身者はいない。学生たちは「心の復興」というテーマで文化プログラムを展開していく。コミュニティの再建と今ある複合施設(ハード)を利用した発信を目指す。富岡町の図書館は中核的な施設といえる。この企画では、イベントを実施して景品をもらえることよりも図書館を含めた施設全体を知ってもらうことが重要であるという合意のもとに全体が進められた。学生5名は、とみ咲クチームと自らを名付け、「富岡町の魅力を再確認できる情報発信企画」を立案し



た。福島第一原発の事故により、なお多くの町民が県内・県外で避難生活を続けている中、各種企画の実施により「地域コミュニティの復興」「町内居住者と町外避難者との交流の場作り」「地域の魅力の再確認／発見促進」を促す「常設展」「落語教室」「スタンプラリー」「文芸祭」を行う。町内・町外居住の富岡町ゆかりの方々は勿論、広く一般の方々にもご参加してもらい、富岡町と復興の歩みを共有していくことが決められた。



写真 17 鈴木教授と「とみ咲ク」メンバー



写真 18 現地での会議



写真 19 学生による落語会



写真 20 司書による落語に因んだ本の案内



写真 21 スタンプラリー案内



スタンプラリーポスター (HP より)



写真 22 学生によるスタンプラリー等案内 2018 写真 17～22 筆者撮影

行われた会議数は 4 月から 9 月までで 32 回、富岡町での活動 7 回、落語会 5 回、手芸やパネル展示、謎解きスタンプラリー 1 回、文芸祭 1 回が実施された。

特に落語会は、学生の中に落語研究会で活躍している学生がおり、彼女が中心になり落語会を行い、富岡町に帰還している小学生 17 名のうち 15 名が来て、落語を聞いていくということがあった。また、落語会では図書館の蔵書である落語に関係した本が紹介され、図書の利用促進もなされた。

アンケートでの質問である

- 1) 「落語体験教室の内容は有意義だったか」、
- 2) 「つながりや生きがいをもつために役立ったか」、
- 3) 「地域の復興や活性化に役立ったか」

これらの各質問には、参加者の多くが肯定的に捉え、

1) の理由には、「TV 等でしか体験できないことが、身近に体験できた」、「落語をはじめて聞きべんきょうになりおもしろいものだった」「落語が好きなので、楽しく聞かせていただきました」「落語をみじかに感じるはとても良かった。がんばってつづけてください。」「なかなか落語を聞く機会がないのでとてもおもしろかったです。」といったものがあつた。

2) に関しては、「こういった語り人のみなさまによって、「楽しさ」「笑顔」が生きがいになるのではないかと思いました。」「落語は全国民が知っているので、落語をとおして(富岡ネタをとおして)、避難している富岡町民とつながりをもつこ

とは、とても大切だと思います。」「僕は、落語で幅広い年代の方と、仲よくできると思います。」という意見があった。

3) に関しては「落語(笑い)は、復興、活性化には、とても重要だと思います。(笑顔は、町を明るくする)」「活動によって、地域の人々を初め多くの方がいらしてくるによって、復興につながると思います。」「寄付やガレキのてっきよもすばらしいけど、落語といった笑顔を届けるのもすばらしいと思う。」といった感想があり、学生による落語会が受け入れられ、楽しまれたことがわかる。また、文芸祭でも「施設全体が見て廻れて自然にその魅力が感じられて良かったです。」「普段行けない施設に入れた」「富岡町へ足を運ぶ架け橋のひとつになると思う。」といった声があった。主催した大学生たちからは、「九州出身ということもあって、東北の状況についてあまりに無知だったと思い知らされ、びっくりしました。想像だけではすべてを知ることは難しく、現地を訪れて改めて今回の活動について身が引き締められました」と地域によって災害への思いが異なるということを発見したこと、「実際に目の前にした文化交流センターは、想像以上の大きさだった。研修室など住民の方々がサークル活動などで使える部屋もたくさんある。しかし、図書館以外の施設には利用客の姿がほとんどなく、多くの部屋が使われていなかった。いろんな機能が集まっていて『文化交流』という名前にふさわしい素敵な施設だと思いました。でも日曜日だったにもかかわらず、あまり人がいない、もったいないと感じました」といった、被災地になることを余儀なくされ、住民が帰還できず、復興ができていない文化施設のありさまを理解した感想があった。

学生たちの活動は、学びの森というセンター全体を活性化自らで企画をし、職員の協力のもとで活動し、地域住民が帰還できていない富岡町での文化活動を実施することで、7年を経たにもかかわらず、実際には、地域住民が還ってきていないこと、帰還者に対しては〈文化活動〉が一つの契機になって、文化センターに来るようになることを示している。

#### 実証例 4 桜の聖母短期大学図書館情報センター内での話し会

これまで〈文化活動〉を行っていなかった場所でもその活動を行うことはできる。筆者は、同僚の教員2名とともに2018（平成30）と2019年に、年に3回、勤務先である短期大学の図書館内雑誌コーナーで、地域の親子を対象にお話し会を実施した。短大図書館は地域に開放しているものの、実際には地域の人々の利用は多くはなく、親子となると特にその利用者はいなかった。

そこで、保育師・幼稚園教諭課程で子育て支援をしている教諭とともに3歳までの子どもを持つ親子を対象にお話し会を行った。子育て支援の立場からは「子どもに図書館という場を身近に感じてもらい、たくさんの本と出合って欲しい。」「保護者の方にも忙しい育児の合間に、本を手取る時間を持たせてあげたい」という意向があり、図書館の司書二人も交えて話し合いの場を持った。

当初から、静粛が求められる図書館内、特に空間がある雑誌コーナーを使うことが最も図書館らしい雰囲気親子参加者に伝えられると同時に、日常的に図書館を利用している学生にとっても子どもの声やその動き方に慣れ、共存していくことを目的としていた。2018（平成30）9月28日、10月30日、11月30日、2019年10月8日、11月22日、2020年1月14日に実施され、各開催日では5組～15組程度の親子が参加した。この時、司書課程を履修している学生が、この話し会を見学し、実際の乳幼児とその保護者がどのように動いたり、コミュニケーションをとったりしているのか観察する機会をもった。また、「感想の木」をつくり、各回ごとに参加親子に任意で感想を書いてもらった。



写真 23 お話し会参加者の母子



写真 24 手遊び



写真 25 選書絵本を見る



写真 26 感想の木

桜の聖母短期大学図書館情報センターお話し会 写真 23～26 筆者撮影 2018－2019

プログラムは、各回 30 分程度で、教員・スタッフあわせて 3 名で、絵本、紙芝居、大型絵本を読んだり、手遊び、わらべ歌などを行ったりしたのち、親子の前に図書館の絵本を置き、選んでもらい、絵本を媒介として親子での時間をもつということをしてもらった。お話し会で使う絵本は読み手や司書課程の学生が選んだ。実施後の参加親子の感想からは、「体を使ったわらべうたが子どもは楽しそうにしていました。家でもやってみます。」「手あそびが楽しかったようで声をだしてわらっていました」「いつもとちがう雰囲気でお友達と一緒にお話ができてよかったです。」「子どもが好きな動物がでてくる絵本で興味を持ってみたい」と、絵本以外にも、手遊びやわらべ歌などが親子に喜ばれることがわかった。乳幼児の場合は、絵本という視覚にうったえるもののみならず、体を動かすことが適当であり、お話し会という文化活動でも積極的に取り入れていくことが望ましいという結果がでた。お話し会という〈文化活動〉が図書館のアウトリーチ、即ち、これまで図書館サービスが及んでいなかった親子に図書との結びつけ機会を与え、さらに、親子がどのようなサービスを望んでいるかを図書館側に知らせる機会をもつことができた。

表 15 は、以上 4 つの〈文化活動〉を比較したものである。主たる担い手に図書館司書以外の市民が多い。市民が担い手になり、文化を創出し、市民の参画の機会を増やし、自己表現をすることは、〈文化活動〉においては可能であることが明らかになった。地域文化資源を活用し、市民に使いやすいように変化させることも可能であることが明らかになった。

	田原市中央図書館	山陽小野田市中 央図書館	富岡町文化交流セ ンター	桜の聖母短期大学図 書館情報センター
文化 活動	地域文化資源を活 かした演劇や地域 学習	図書館創発会議 による企画や冊 子づくり	大学生による交流 センター活性化	地域の親子を集めた お話し会
主催者	田原市図書館	図書館創発会議	茨城大学大学生と 富岡町教育委員会	短大教員・司書
主たる 担い手	図書館司書・近隣の 高校生	図書館創発会議 メンバー	大学生と司書・ 職員	短大教員・司書
参加者	市内外からの 参加者	市内外からの 参加者	町内外からの 参加者	近隣に住む親子
目的	市の風格を上げ、図 書館の可能性を広 げる	市民参加	・大学アクティブ ラーニングの一環 として ・文化センター全 体の活性化	親子内の交流、他の親 子との交流、短大図書 館の地域貢献
成果	・市民による地域文 化創出の機会 ・図書館における表 現活動の実現	・市民の企画か らの参画 ・市民の要望の 喚起	帰還した町民によ る利用増	これまで短大図書館 を利用したことのない 親子が利用するよ うになった。
課題	プロデューサー・ ファシリテーター 育成	継続性	継続性	継続性

表 15 公共図書館における〈文化活動〉の比較 筆者作成 2021

### 第3節 市民が参加し協働する場の創出による公共図書館〈文化活動〉の評価

図書館の運営は、各自治体においては自治事務にあたり、自主財源に基づいた自主的な事務として扱われる。つまり、地域住民が意思決定に参加できる余地がある。この市民が図書館の運営に関与できる制度を図書館協議会という。公立図書館の運営に関し、館長の諮問に対して答申を行う。図書館の運営は地方自治の一つであり、地域住民が自らの図書館の運営の仕方に参画できるということは、自らの地域のあり方を、自らで判断し決めていくことを意味する。しかし、この協議会に参画できるのは、地域の学識経験者や学校教育関係者、社会教育関係者など、多くが特別の社会的地位にいる人々である。近年は公募の枠組みができ一般市民がこの委員になることが可能になったが、その数は限られている。また、公募なので選考があり、あらかじめ協議会運営にどのような影響を与える人物なのかを選んで委員にすることも可能であり、全ての住民に開かれているわけではない。制度はあっても実質的には多くの市民とは関係のない会議になってしまっている。

一方、〈文化活動〉は、市民が自らで体験を創出するものであり、ここに参加する人々は〈文化活動〉を通して個人の体験知を得たのに加えて、公共図書館で、地域の課題を発見し解決する活動をした。また、〈文化活動〉は、市民と公立図書館との協働であり、企画からの参画が可能である。これは市民が文化を通して自らの意志を行政に反映させることであり、文化をとおした民主主義の一つである。また、人的資源の向上、および、社会教育機関における文化資本の形成とその享受の可能性に、〈文化活動〉が寄与したと考えることができる。

図書館協議会はその制度設計には限界があるが、〈文化活動〉は制限はなく、誰でも参加できるものである。但し、参加の仕方はそれぞれであり、強制ではないため、〈文化活動〉の性質を一時的な興味、親睦、奉仕、共益なのかに分けて検討し、人々の参加意欲と重ねて考えることが効果的である。太田肇は、参加の在り方を意欲に応じて分け、参加を積極型、ジレンマ型、消極型に、更に、活動性質を親睦活動、奉仕活動、共益活動に分類した<sup>154</sup>。積極型は、活動には積極的にかかわりたいと思っている人、ジレンマ型は活動には参加したい、意見を言いたいと思う反面負担感やわずらわしさもあって現実にはなかなか参加できないというジレンマを抱える

人、消極型は必要最小限しかかわりたくないという人である。図書館はこれまで個人への貸出を重視してきたので、利用者の多くがこのタイプではないか。以下の図は太田の分類に筆者が「一時的興味」「自己実現型」を加えたものである。活動性質については、一時的興味は、イベントのような参加で継続性のないもの、共益型は、図書館における共通の利益、つまり、文化活動のような個人的興味があり且つ地域の人々の行動を促すもの、個人目的達成型は、個人の資格取得などゴールがあるもの、親睦型は活動を通して地域の人々との親睦が主になるもの、奉仕型は、図書館の業務で職員の手が足りない場合などに本の修理等で奉仕活動をするものである。

		活動内容				
		一時的興味	共益型	自己実現型	親睦型	奉仕型
参加意欲	積極型	○	○	○	○	○
	シレンマ型	○	○	△	○	×
	消極型	○	○	○	×	×

表 16 太田肇『個人と幸福にしない日本の組織』新潮社 2016、p201 図に筆者が加筆作成 2021

田原市中央図書館の地域の高校生を巻き込み演劇に詳しい図書館司書が高校に向き、高校生たちと話をしてもに取り組む。いわば、プロデューサーの役割を担うことで、これまでになかった〈文化活動〉を成立させ、なおかつ、地元にはゆかりのある人物をピックアップしたことは、司書による人と人をつなぐ仕事の新たな役割の創出といえる。活動内容の性質は、演じた高校生にとっては共益型に分類でき、演じた高校生は参加意欲はあった。図書館スタッフにとっては日頃の貸出などの業務から離れたものであったかもしれないため、消極的なスタッフもいたが、実施してみると司書個人の成長をもみることができる。また、高校生の演劇上演が、地域住民を図書館に呼び寄せた。これまで図書館に来たことがなかった人でも観衆としての参加の機会を与えられたことで図書館との接点があった。また、図書館主催の



夜のまち歩き、博物館学芸員との協働による地域の歴史遺産の案内、図書館宿泊は、市民の参加と学びへの意欲を促すものであり、宿泊をすることで親睦の機会を提供するものである。

山陽小野田市中心図書館による市民が主導する図書館創発会議は、図書館開館 20 周年を記念して、市民から要望のあった文化活動を実践する集団であり、積極的・主体的に図書館への参加を希望する市民である。意欲としては積極型であり、同時に、この意欲は図書館にとっても貸出冊数の評価のみに陥らない、教育・文化機関としての評価につながるものである。また活動の性質としては、市民の活発な利用の契機であり、市民は図書館創発会議というプラットフォームを通して、自己実現できたり、自らの主体性を発揮し活動することで、同じプラットフォームで同じ目的を持った人々と親睦を図ることができる。共益型、自己実現型、親睦型である。

#### 小結 市民協働が生み出す公共図書館〈文化活動〉の展開に関する考察

本章では、愛知県田原市中央図書館での司書がファシリテートすることで、地域の文化資源を顕在化し、演劇活動を地域の高校生とともに練習し、実施することで地域の文脈をよみがえらせた事例により自己実現を、山口県山陽小野田市中心図書館での市民による企画の実践隊としての図書館創発会議により、市民が集まり、市民独自の活動をする広場としての機能により、市民の能力を発揮し、矜持をみいだしていった事例により共益を、福島県富岡町文化交流センター学びの森での学生による文化活動の実施により、共益や紐帯を検証してきた。

これらは市民が図書館との協働により自らで体験を創出していったものであり、これを経ることで地域に本来あった文化資源や文脈、人々へのエンパワメントを〈文化活動〉が担えること、また、人的資源の向上につながることを見出した。また、住民の〈文化活動〉への参加の仕方についても、一様ではなく、目的や個人の考えにより調整した方法があることがみいだせることがわかった。しかし、新規顧客としての利用者の獲得や賑わい創出に主眼がいくと、利用者を消費者として置き、地方自治体の構成者としての意味を見失わせる課題がある。

## 第6章 公共図書館サービスによる発展的〈文化活動〉が導く市民社会醸成

### 第1節 公共図書館アウトリーチを誘発する〈文化活動〉

公共図書館は、1960年代の『中小都市における公共図書館の運営』以降、資料の提供を第一義的な目的としてきた。1960年代は、1960年に日米安全保障条約を改定した日米新安全保障条約が締結されたものの、国内では安保闘争が激しくなり、10年以内に1人当たり国民所得を2倍にしようという「所得倍増」が掲げられ、高度経済成長政策が推進され、70年代にかけて経済大国に成長した。経済成長の一方で、都市問題や公害問題が発生した。社会全体が貧しかった戦後直後から、経済発展をしていく中で、人々は個人としての位置づけを社会の中で確立し、社会の変化に直面して、自ら学んで対応することが求められるようになった。都市問題や公害問題では、自らの生活を脅かす公害などに対して住民運動というやり方をしていく。自ら学び自らの環境を改善する市民がうまれた。

図書館に関しては、荻原<sup>155</sup>は、1970年代までの住民運動は「要求」がほとんどであったのに対し、1980年代は「つくる会」といった団体名のもとに、政策提言をする段階に進んできたことや、運動自体の変化、つまり、与えられる図書館ではなく、つくっていく図書館がよいとする住民の価値観が育ってきたこと、要求だけをするのではなく、自ら主人公として図書館づくりにかかわるようになってきたとし、このような状況にあるにもかかわらず、公共図書館側に市民の価値観を受け止める土壌がないことや、住民は与えられた資料や施設をだまって利用していればよいといった潜在的な意識があったことを指摘している。そして、図書館界における通念として、1960年代から70年代は住民と共に図書館を設置し、設置後には住民の要求に応えること、1970年代から1980年代前半は図書館員が運営面およびサービス面を担うこと、1980年代から現在は図書館員主導の限界に対する意識化ともに住民と共に担っていこうとする傾向が見られたことを述べている。

1980年10月に開館した東京都墨田区八広図書館館長のちばおさむ<sup>156</sup>は、図書館を資料の貸出のみならず、人との出会い、人との交流ができる「本のある広場」として定義し実践していった。旧来の図書館が話し声さえはばかれるのとは対象的に、この図書館は、児童コーナーに木馬等を置いた広場があり子どもたちでにぎわい、

レコードや音楽カセットの視聴コーナーのほか、囲碁や将棋もできる和室、シャワー付きの卓球室などが設けられていて、ちばはこれを「資料だけに止まらず、このいろいろな場があると、たとえば、卓球の本があると同時に卓球をやる場もある。そういうふうに、この、本と出会うだけではなくて、人と出会い、人との交流ができるのが最大の特徴」とし、これを「本のある広場」とし、地域の文化の拠点とした。このような八広図書館の利用者の声として、「私は今自分がやっているささやかな婦人運動と、区民の為に開かれた文化施設としての八広図書館の集会室で毎週（土曜日午後）ヨガをやらせていただくことがくらしの活力ともなっております」や、「図書館と云うと受け付けが居て、暗い、音をたてず、抜き足、差し足、固い机に据って、横目もせずに本をみる暗いイメージしかありませんでした。（中略）家内が趣味の集いで図書館を利用して居り、其のお伴をして八広図書館に来館して、又、新しい人生を発見しました。」があり、文化活動としての図書館活用や、これまで図書館に来なかった地域住民が妻の趣味のお伴で来て旧来の図書館像が打ち破られた話が挙げられている<sup>157</sup>。

公共図書館では、1963年に刊行された『中小都市における公共図書館の運営』以降、全域平等サービスとして移動図書館による資料提供をしてきた。これにより、図書館の建物が無くても図書館サービスが可能であることの証明になったり、図書館に来館しなくても、本を借りることができる仕組みとしての移動図書館サービスが確立したのである。これに加え、近年は、これまでの全地域平等サービスの概念にとらわれず、何らかの理由で図書館に来ることが困難な人々や「図書館には自分にあう本がない」と思っている人々全般を対象として、移動図書館や講座の中で、資料提供していくことをアウトリーチとしている<sup>158</sup>。これは特に社会的弱者のみならず、これまでの非利用者にむけて資料を提供するもので、入院患者、高齢者、保育園児、心身障害者、矯正施設入居者、被差別地区住民、被災地の人、ビジネスパーソンなどが対象となっている。久保田<sup>159</sup>は、アウトリーチ・サービスには、図書館内のサービス（例えば、館内の資料や設備を改善して、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に来館してもらう工夫をするもの）と、図書館外で行われるサービス（例えば、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に来館してもらうの

ではなく、図書館から未利用者の元に資料やサービスを提供するもの)があるとしている。これまでの公共図書館では全域サービスや社会的弱者への出張サービスとしての位置づけであったものが、図書館内のサービスを含め、柔軟に捉えられるようになってきて、アウトリーチを「通常の方法では、これまでサービスが十分に届かなかった人に、サービスを行き渡らせるため、公共図書館が能動的に働きかける活動<sup>160</sup>」とすることが可能になった。的場<sup>161</sup>や小林<sup>162</sup>は文化施設としてのアウトリーチを「普段、芸術文化に触れる機会の少ない市民に対して働きかけをおこなうもの」と定義している。これは、これまで文化施設にこなかった人を来させやすくする働きかけであり物事と言い換えられる。

1970年代には住民運動や社会変化にあわせて、自らの学びのために図書館を利用する、または、要求するといった位置づけから、1980年代の「本のある広場」として、本のみならず、文化活動自体を楽しんだり、発見したりする余地が生まれ、近年では、館外サービスのみならず、これまで図書館サービスが及んでいなかった人々に来館してもらう館内での工夫をするものをアウトリーチとして行うようになったのである。

この意味で、本研究第5章における実証例において評価した公共図書館の〈文化活動〉は、これまでの静粛さや規則厳守といった旧来の図書館像から、新たな図書館活動への枠組みを提示したと言えよう。

公共図書館における〈文化活動〉は、第一に、市民の参加と参画を併せ持つ場である。テーマをもったプログラムに参加するのみならず、そのプロセスから介入することができる。これは与えられたプログラムのみならず、自分たちで創っていくこと、それをプロデュースすることを表している。行政のプログラムではなく、自分たちで創っていくことこそが参画である。行政でどこまで自らの考えを反映させることができるのか、折り合う点はどこなのかがわかる。

第二に地域文化資源を評価し、活用していく場である。これまで知らなかったことを知ると同時に、それを加工したり、自らにフィードバックさせることで新たにできることを再確認する場である。

第三に図書館のスクホルダー間のコミュニケーションをとる場である。ステイクホルダーとは課題解決の鍵を握る組織や個人<sup>163</sup>である。これまで図書館利用者同士でありながら、図書館への働きかけをしてくななかった者同士が課題意識を共有できる場である。

第四に広報として機能し、これまで図書館に来ることが乏しかった人々に訴える機能を持つことがわかった。

第一の市民の参加及び参画に関しては、市民が〈文化活動〉へのプロセスから参加することにより、実現可能な活動内容を考え、具体的なスケジュールを組むことで実際のプロセスがわかると同時に、図書館を運営する行政ができる範囲を広げ、市民の要望がどの程度まで展開できるのかを確かめることができる。このような図書館側とのやりとりにより、これまでできないと思われていたことができたり、市民の意見がそのまま、または形を変えて実施できることがわかった。

第二の地域文化資源の活用に関しては、市民がその存在を再発見し、自己及び相互に学習することができたと同時に、市民への地域文化資源の提示の仕方に工夫があり、怪談や「ふしぎなもの」としての提示により、歴史的文脈のみならず市民の興味を引きやすいものに変化させ、受け入れられやすい形になっていった。

第三のステイクホルダー間のコミュニケーションに関しては、図書館を利用する市民を利用者のみならず、支援者として位置づけることで、支援者同士のコミュニケーションを図ることができる。〈文化活動〉の参加者または参画者は図書館の支援者である。図書館の〈文化活動〉のプラットフォームでお互いが親密になりその後の個人間の交流にもつながる。山陽小野田市図書館の図書館創発会議のメンバーは、ここ以外の私的なところでも交流を始め、それがまた図書館への興味・関心を膨らましていた。

第四の広報としての価値では、4つの図書館に共通して、図書館の資料提供以外の価値を積極的に打ち出すことで旧来の限定された図書館像に固着しない、新たな図書館像を提示しているといえる。

〈文化活動〉は、貸出や調査研究だけではない評価軸を構築するものである。それは〈文化活動〉を通して地域にある課題を具現化して見せ、これを公共性ある図書館で市民に提示することができる。

## 第2節 市民の自己決定力を涵養する公共図書館〈文化活動〉

公共図書館は全ての人に開かれているものの、地域住民全てが利用者ではない。公共図書館を利用する市民の動向に関して、糸賀<sup>164</sup>による指摘は重要である。すなわち、公共図書館の利用者層、特に学歴による層に着目し、調査から、大卒では公共図書館をよく利用する人は50%を超えていて、併せて、これらの人々がグループやサークル活動をしたり、通信教育を受けたり、ラジオやテレビの講座を受講したり、勤め先での研修や訓練を受ける割合が高いこと、更に、これらの公共図書館の利用者が明確な目的を持たずに来館し、個人で利用していることがほとんどという結果を明らかにした。糸賀によれば、公共図書館利用者は個人による仕事・勉強志向と、娯楽・気晴らし志向を兼ね備えており、その意味で公共図書館は広範な目的をもった利用者を集めているとし、高学歴化に伴い出現したこの層のニーズや多様化への対応が必要であることを指摘している。1970年代以降の図書館が主婦や子どもといったそれまでの図書館未利用者を発見し、この層への貸出を積極的に行っていた歴史を鑑みると、図書館利用における高学歴層への対応、特に、勉強志向と娯楽・気晴らし志向の人々への対応をしてゆく必要があると考えられる。長谷川は利用頻度がすでに高い層に対しては、蔵書の充実や専門的技術をもとにした高度なサービスと静寂な環境を提供する「資料・サービス重視型図書館」、また、内面的な好感度をアップさせるような対策も有効であるとし、非利用層に対しては、非利用者が公共図書館に一步近づくためには、堅苦しくなく、居心地のいいスペースの提供が必要として、「場の提供型図書館」を提示している。このどちらにも内面的な好感度や堅苦しくないといった慰安やレクリエーションの意味があり、これは公共図書館における〈文化活動〉に合致するものである。また、長谷川<sup>165</sup>は、これまでの図書館像に対して、「もはや、「どこにでも同じような図書館を作る」というビジネスモデルは、その意義を達成し、むしろ限界に達しつつあるのであろう。その際、図

図書館による新たなサービスを開発することとともに、図書館に対するイメージを改善することを大きな運営目標の一つに掲げるべき」とし、誰でもが関心を持つことができる図書館の実現を提案している。

人は、その人が住んでいる地域・社会・家族・団体・教育などにより、さまざまな文化を自らのものにする。生きていくうえで選び取られる内面的な文化的価値観及び志向は、「客観的な社会的条件（地位・職業・学歴等）が内面化され、身体化されることによって形成された主観的な行為の方向づけであり、一人の人間の内面に影響を及ぼし、「将来にわたり、文化的素養が社会的地位や豊かな人生観にも影響をもたらす<sup>166</sup>」もので、この環境的条件からもたらされるものを文化資本という。ブルデュー（1930－2002）によれば、これは個人差のみならず、所属地域でも格差がある。文化資本<sup>167</sup>そのものは、制度化された文化的態度、客体化された文化的態度、身体化された文化的態度の3つの面で捉えることができる。制度化された文化的態度とは、学歴・各種ライセンスなどである。客体化された文化的態度とは、書物、絵画、楽器、道具、機械など物質として所有できるものである。身体化された文化的態度とは、個人に蓄積される言語、知識、教養、技能、趣味、感性などである。人はこのような文化資本を、学校教育や家庭内からのみ得るというのではなく、地域や社会環境から得る。

これまでの第5章の実証例と第6章第1節から、公共図書館の〈文化活動〉は、市民から見た場合、家庭、学校につぐ第三の文化環境となりうる。そこは直接的な文化提供の場であり、参加した誰もが文化に浴することができる。地域における図書館が、その〈文化活動〉をもって文化資本になり、地域の人々の可能性を広げることに寄与する場のひとつとなると考えられる。〈文化活動〉は、人々が図書館という公共空間に臨むことを通して成立し、その主体性を育む。内面的な文化的価値観及び志向を身につけることは、市民自らで判断する能力の育成につながると考えられる。平田オリザはこのような能力を「文化による自己決定能力<sup>168</sup>」と呼び、「自分たちの愛するものは何か、自分たちの誇りに思う文化や自然は何か」、そして、そこにどんな付加価値をつければいいのかを市民自らで考え、判断する力であるとした。学校教育以外で、市民が文化資本を蓄積し、文化による自己決定力を育成し

ていく機関は、個人での利用者をこれまでの歴史的経緯の中で育ててきた公共図書館であり、市民が自由意志の参加に基づく〈文化活動〉を通して主体性に基づく自己決定力が育まれる。自己決定力は、誰かの命令のもとに育まれるのではなく、民主主義的な共同体での経験によって体得することができる。共同体の審議過程で、異なった意見の受容や寛容さを背景とし、自らが何を大切にするかといった判断力が決定力を育む。

公立図書館では、図書の蔵書を決める選書や書誌データさえ、地元の本屋より企業のシステムを利用している<sup>169</sup>。図書館内でさえ、多くの中央資本に占められる中、唯一ともいえる自己決定の場が〈文化活動〉にあたる。田原市図書館の「ふしぎ半島プロジェクト」は地域の文脈を再評価し、地域の高校生との連携があったうえでの演劇であり、山陽小野田市中央図書館の図書館創発会議は、地域の人々がやってみたいことを、地域の人々が共同体での審議の中で判断し、決定し実行した。福島県富岡町の文化交流センター学びの森では、複数名の大学生が会議を重ね、審議し、できることすべきことを審議したのち、自らで考えた企画を実施した。どれも地域特有の文化を知り、人々を知り、展開されたものである。このような〈文化活動〉は、参加することでその人に自己決定力がもたらされると同時に、コミュニティ自体にも変化を及ぼすと考えられる。〈文化活動〉は、市民自らの自由意志で獲得できる文化資本のひとつである。文化活動への参加により、公共図書館を運営する行政のあり方をも変えていくことも可能になると言えよう。



### 第3節 市民社会の醸成と公共性を担う市民育成へ向けた公共図書館〈文化活動〉の展開

わが国では教育はカリキュラムをもった学校教育と、カリキュラムがなく主に学校教育を終えた成人を対象とする社会教育に分かれている。近代日本の教育観を伊藤は、知識者養成型と、生活者育成型にわけた<sup>170</sup>。前者はどこでも通用する知識をもとに、なんにでもなりうる資質をもった人間の養成を目標とした教育観で、近代の国民教育において目指されていた教育観であった。一方、後者は自らの表現によって生活を築いていく、生活を切り開くことのできる資質（力量）をもった人間の育成を目標とした教育観であり、人間育成のために、生活と教育の一体化に教育的価値を見出していくものである。

山元は市民社会を「①国家あるいは官僚支配から社会が自立するという意味での社会の自立、②封建制や前近代的な共同体との関係において個々人が自立するという意味での個人の自立、③大衆社会ならびに管理社会との関係において個々人が自立を回復し、公共社会を下から構成するという意味での個々人の自立と公共社会の回復をその内容<sup>171</sup>」とした。また植村は市民社会を「1990年代の新しい市民社会論に共通するのは、第一に市民団体＝結社あるいはそれらが構成するネットワークが、経済や政治とは区別される領域に位置するものとされていること、第二に市民社会＝市民団体が市場や国家と対立するものではなく、それらを補完しながら同時にそれらにたいして一定の影響力を行使するものだと考えられていること、第三に社会革命や急進的改革の放棄と断念が主張されていること<sup>172</sup>」として挙げている。広岡は「市民社会とは全ての人に公平に開かれている社会であり、すべての人に自由な自己実現のための機会が平等にひらかれている社会<sup>173</sup>」としている。

市民社会は公共社会を個々人が下から構成し回復させるもので、市場や国家と対立するものではなく、それらを補完しながら同時にそれらに対して一定の影響力を行使するものであり、公平で自由な自己実現の機会が平等に開かれている社会と捉えることができる。社会教育機関である公共図書館における〈文化活動〉は、市場や国家と補完関係にありながら、自由な自己実現の機会が開かれた場である。図書館は社会教育機関でありながら、カリキュラムが無く、そもそも特定の教育プログ

ラムを持たない自由さがある。特に、1960年代以降の貸出概念の拡大に伴い、多くの公立図書館では、個人への本の貸し出しを中心に行い、本の提供をもって社会教育としてきたが、本研究では、第1章第3節、第3章、第4章第3節、第5章の実例から公共図書館における〈文化活動〉で地域における生活をより良くしていく姿をみてきた。人々が活動をするために創ってきたゆるやかなプラットフォームには、プロセスから関わってきたことで活動の共有性および公共性がうまれた。齋藤は公共性を「価値の複数性を条件とし、共通の世界にそれぞれの仕方に関心をいざく人々の間に生成する言説の空間<sup>174</sup>」としており、筆者は公共図書館での〈文化活動〉で、それぞれの価値観をもって臨む人々が、共通に、それぞれの関心を抱きながら共存し、その言説をたいせつにする姿を捉えてきた。〈文化活動〉においては、公共図書館は沈黙の空間ではなく、人々が潜在的に持っている興味や関心のあり様を参加を通して表現することが可能になることが明らかになった。また、〈文化活動〉は、文化資本の一角を担う場となりえることが明らかになった。人々は図書館で、自らの表現によって生活にそった文化資本を自らで築き、そこに参加できること、〈文化活動〉の内容はその地域が求める実情に即して自由な幅をもって展開できることが明らかになった。〈文化活動〉は有効で創造的な活動を導き出すものであり、そのプロセスからの参加は行政という地方自治への参画へもつながる。

これまで見てきたように、市民は公共図書館の〈文化活動〉は、自由でその意志の反映される活動を展開することが可能であり、また、図書館は市民社会の意思の伴走者として位置づけることができる。〈文化活動〉は自ら閉じることのない活動であり、市民が生み出し、市民にプロセスや成果を還元できるものである。〈文化活動〉は、行政サービスの補完的役割を担う市民を育てるものではなく、自己実現を通して地域形成への意見や考えを自由な自己表現のもとに公共化するものである。市民が〈文化活動〉を拠点とし、ここを通して自由意志を反映させる、公共化される場ができた結果、市民が自らの手で文化資本を築き、活用する循環をつくることが可能になるといえる。公立図書館は、行政サービスの一つであるが、同時に、〈文化活動〉を通じて市民の参加を生み出すものであることが明らかになった。

## 小 結 公共図書館サービスによる発展的〈文化活動〉が導く市民社会醸成の可能性に関する考察

公共図書館は、1960年代の『中小都市における公共図書館の運営』以降、資料の提供を第一義的な目的としてきた。人々はその時々々の社会の状況に応じて、図書館から資料を借りて自学自習をしてきた。1980年代になると、資料の貸出のみならず、人との出会い、人との交流ができる「本のある広場」が実践され、地域の文化の拠点となった。

現在行われている図書館アウトリーチは、全域平等サービスや社会的弱者へ本を届けるのみならず、これまで図書館に来ることがなかった人たちへの普及活動の役割を担っている。〈文化活動〉は、これまでの静粛さや規則厳守といった旧来の図書館像から、新たな図書館活動への枠組みを提示したもので、参加の場でもある。

これまでの図書館利用者の分析では、高学歴層への対応が特に薄い。この層は、学びと同時に、個人による娯楽や気晴らしをも図書館に求めている。一方、非利用者は、場の提供型図書館が求められている。どちらにも慰安やレクリエーションの発想があり、旧来の図書館は、ここを満たしてこなかったと考えられる。この両者に通底する図書館の〈文化活動〉は、アウトリーチである。また、〈文化活動〉は、市民からは家庭、学校につぐ第三の文化環境であり、地域における図書館が、その〈文化活動〉をもって文化資本になり、地域の人々の可能性を広げることに寄与する場のひとつとなると考えられる。文化を通して育まれる自己決定能力は、自分たちの愛するものは何か、自分たちの誇りに思う文化や自然は何かを判断する能力である。市民が自由意志の参加に基づく〈文化活動〉を通して、主体性に基づく自己決定力が育まれる。この〈文化活動〉を通して育まれる自己決定力こそが、市民社会の醸成である。公共図書館はこれまでの歴史的経緯において、個人を尊重してきた。この個人への育成が相対的に市民社会を育てることにつながることを考えられる。

## 第7章 結論

第1章では、国全体が封建社会から脱却し、近代化を図ることが必要だったため、英国の翻訳ともいえる公共図書館が新生の国家のもとに制度として取り入れられたが、人々の識字率は低く、本の読み方も他者に読んでもらう音読をはじめ、図書館利用には煩雑な手続きが必要であったため、さらに、図書館利用の厳格な規則が加わり、全国的な公共図書館の浸透を図るには困難が残されていた。戦時中は、図書館の蔵書や活動においても国家による介入が行われ、公共図書館でもこれに従ってきた。戦後は、占領下の日本では、初めにアメリカが運営したCIE図書館がわが国に広がってゆき、その中で文化活動が活発に行われ、新しい図書館像が示されたことが明らかになった。

第2章では、公民館と図書館の歴史的背景を鑑みた違いや補完を明らかにするとともに、図書館は、1950年に成立した図書館法においてレクリエーション思想が内包され、目的として文化事業を持つようになったことと、1963年刊行『中小都市における公共図書館の運営』により、資料提供の概念が打ち出され、それが貸出と読み替えられながら、新たな利用者層を獲得し、これが成功体験となった。そして、この成功体験から貸出冊数が評価軸となったことで、かえってそれが他の図書館活動の可能性を小さくしてしまった。

第3章では、1990年以降の民間の活力を引き出すことで経済社会の発展を目指す社会を背景として、公立図書館はコスト削減や民間のノウハウの活用を求められ、指定管理者の導入により、地方自治体は、非正規雇用による人件費削減や民間のノウハウの導入による合理的・効率的な運営への転換したことで、人育て・まち育てが難しくなる場合があるが、佐賀県伊万里市民図書館は、母親たちを中心とした市民運動によりもりあがり、これに行政が反応し、伊万里学を創設し、これを母体として学ぶことが好きな市民を育成し、地域づくりに造詣の深い建築家を招き、ワークショップや講座を実施しながら、公共図書館を市民のものにしていったことが明らかになった。

第4章では、文化的参加の検討とともに、全国で実施されている地域振興を目的とした図書館事業を調査し、検討した。また、まち育ての人材育成として、宮崎市

立図書館が行っているボランティア司書を取り上げ、その具体的な研修内容やボランティア司書へのインタビュー調査からどのような目的なのかを調査した。そこには、より包括的な文化と市民の出会いを創出していくものに文化活動があること、そしてこれが、市民の潜在的な能力を具現化する可能性が広がることを考察した。

第5章では、実証例として、愛知県田原市中央図書館での司書がファシリテートし高校生と協働することで、地元の文化資源を顕在化し、地域の文脈をよみがえらせ、市民の理解が進むように工夫をした事例、山口県山陽小野田市立中央図書館での市民による企画の実践隊としての図書館創発会議により、市民独自の活動をする広場としての機能により、市民の能力を発揮し、継続的な活動を生み出した事例、福島県富岡町文化交流センター学びの森での大学生による地域再生では、大学生が被災地で、帰還者のための〈文化活動〉を行うことが、地域の人々をエンパワメントした事例、桜の聖母短期大学図書館情報センターでは、これまで使われていなかった図書館内雑誌スペースを活用し、お話し会をすることで地域開放の役割および親子への働きかけが明確になった事例を取り上げた。

第6章では、公共図書館によるアウトリーチの意味の変遷を跡づけた。そして、〈文化活動〉は、行政によって決められた場への参加のみならず、その過程からの行政への参画であり、これまでの活動範囲を相対的にすることができ、市民にわかりやすいテーマで地域文化資源を提示できるものであることがわかった。様々なテーマでの地域文化資源の活用により市民はより具体的に対象を捉え、親しみを持つことができる。図書館はこれまで個人での活動を奨励してきたため、これら課題解決者同士のコミュニケーションが難しかったがこの〈文化活動〉をプラットフォームにするとそれが可能になる。また、この〈文化活動〉そのものが広報の役割を果たし、これまで、”私ではない誰か”が使っていた図書館における新たな像を提示することも可能となった。同時に図書館が市民にとっての文化資本を形成することが可能であることがわかった。

添付資料1は、本研究で取り上げた公共図書館の発展史とそれに伴った〈文化活動〉の変遷である。明治期に通俗教育の中に取り込まれた演戯、軍談、講釈、浄瑠璃といったものが、時局を背景として図書館での関係した目録作りや時局を鼓舞す

る精神的な踊りなどをするようになった。戦後は占領下での CIE 図書館で、アメリカ文化を再現したスクウェアダンスや映画・レコード鑑賞といった文化活動が盛んに行われ、人々はこれを楽しんだ。1950 年に図書館法が成立するものの、図書館全体は停滞していた。1960 年代になると、『中小都市における公共図書館の運営』と『市民の図書館』により貸出を中心とした政策が採用され、これにより公共図書館は普及するものの、〈文化活動〉は図書館を普及させるための方法であった。しかし、1970 年代の都市部での公害などを問題視した市民運動が広がり、東京では図書館振興政策の中で図書館はホームルームと謳われ、〈文化活動〉は、図書館普及のための方法論ではなく、市民運動を育む場として意義を持つようになる。1980 年代になると公共図書館は「本のある広場」として、市民文化を抱擁する場や、市民が参加してつくる地域文化の場となる。1995 年に開館した伊万里市民図書館は、建物を建設することのみならず、学ぶことが好きな市民、文化教養を図書館で再現したいサークル活動をうみだしていった。〈文化活動〉が地域の人々に認識されたといっってよい。2003 年に指定管理者制度導入後は新たな図書館運営が行われて、〈文化活動〉も多彩になっていく。2000 年以降は市民との協働を用いた〈文化活動〉が展開され、市民がこれに参加・参画することで地方自治への関心や取り組みができるようになった。

今後の課題として、公共図書館側が文化活動の枠組みを資料提供と同じ意義をもったものとして考えられるかということが重要である。さらに、他の機関と連携する場合の担当者の育成である。図書館司書課程では、〈文化活動〉や他の機関との連携に関する科目はなく、これらを行う担当者個人の経験に依拠している。この育成には、司書課程での科目を増やすことで対応する。もしくは、研修で職員が〈文化活動〉を担える力を身につけること、さらに図書館司書をはじめとする公共図書館を運営する立場にあるものが、ひとりの市民としてまちづくり、まち育て活動に参加しながら体験知を蓄えていくことが重要な切り口になるであろう。

## 【註】

- <sup>1</sup> 図書館法第2条第1項
- <sup>2</sup> 北村志麻『図書館員のためのイベント実践講座』樹村房、2017、p5、さらに、井上 奈智・高倉暁大・日向良和『図書館とゲームイベントから収集へ（JLA 図書館実践シリーズ）』日本図書館協会、2018、p13-101
- <sup>3</sup> アントネッラ・アンニョリ『知の広場』みすず書房、2017、p42
- <sup>4</sup> 長谷川幸代「公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察」博士論文、中央大学、2015、p4
- <sup>5</sup> 内閣府世論調査〈平成30年度〉 社会意識に関する世論調査の中から 2 調査結果の概要. 1. 国や社会との関わりについて (3) 社会志向か個人志向か
- <sup>6</sup> 社会教育法第三条（国及び地方公共団体の任務）「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」
- <sup>7</sup> 同上
- <sup>8</sup> 磯井純充「“まちライブラリー”を活用した地域の場づくりに関する研究：「個」の活動が活かされる社会への道程」博士論文、大阪府立大学、2020年、p7
- <sup>9</sup> 同上
- <sup>10</sup> 同上
- <sup>11</sup> 西村一夫「文化活動」日本図書館協会『図書館界』45(1)、1993年、p79-81
- <sup>12</sup> 伊藤香織「「シビックプライド」の概念と歴史」日本都市センター『住民がつくる「おしゃれなまち」—近郊都市におけるシビックプライドの醸成—』2019、p89
- <sup>13</sup> 日本図書館協会『映像でみる戦後日本図書館のあゆみ『格子なき図書館』と『図書館とこどもたち』2014
- <sup>14</sup> 伊東達也「近代日本公共図書館利用史の研究：自立のための勉強空間の成立」博士論文、九州大学、2015
- <sup>15</sup> 石井敦『日本公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、岩猿敏生『日本図書館史概説』日外アソシエーツ、2007、竹林熊彦『近世日本文庫史』大雅堂、1943、永末十四雄『日本公共図書館の形成』日本図書館協会、1984
- <sup>16</sup> 永嶺 重敏「黙読の〈制度化〉—明治の公共空間と音読慣習」日本図書館研究会『図書館界』45(4)、1993、p352-368
- <sup>17</sup> 石井敦『日本公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、p259 - 266
- <sup>18</sup> 今まど子・高山正也『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』勉誠出版、2013、p98 - 154
- <sup>19</sup> 日本図書館協会『図書館白書〈1980〉戦後公共図書館の歩み』日本図書館協会、1980、p23
- <sup>20</sup> ちばおさむ『本のある広場：ある下町の図書館長の記録』教育史出版社、1992年、p38
- <sup>21</sup> ちばおさむ『本のある広場：ある下町の図書館長の記録』教育史出版社、1992年、p38
- <sup>22</sup> 西田博志・塩見昇「地域文化の創造と図書館—八日市市立図書館の資料提供、そして集会行事の活動を素材として」日本図書館研究会『図書館界』41(6)、1990、p260-279
- <sup>23</sup> 西村一夫「文化活動」日本図書館協会『図書館界』45(1)、1993年、p79-81
- <sup>24</sup> 西田博志・塩見昇「地域文化の創造と図書館—八日市市立図書館の資料提供、そして集会行事の活動を素材として」日本図書館研究会『図書館界』41(6)、1990、p260-279

- <sup>25</sup> 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005、p98
- <sup>26</sup> 図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典第4版』丸善出版、2013年、p98
- <sup>27</sup> 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005、p101-103
- <sup>28</sup> 河原正実「文化活動はフットワークとネットワークで」日本図書館研究会『図書館界』42(2)、1990、p63-67
- <sup>29</sup> 同上
- <sup>30</sup> 同上、p98
- <sup>31</sup> 塩見昇「『公共』か『公立』か」『図書館概論』日本図書館協会、1998、p211
- <sup>32</sup> 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005、p5
- <sup>34</sup> 吉田右子・川崎良孝「アメリカ公立図書館を基点とする公共図書館モデルの再検討」日本図書館研究会『図書館界』70(4)、2018、p526-538
- <sup>35</sup> 磯井純充が提唱し普及しているまちライブラリーがある。
- <sup>36</sup> 東京にあるアカデミーヒルズ、福岡市にある「BIZCOLI ビズコリ」等が挙げられる。
- <sup>37</sup> 磯井純充「新時代におけるマイクロ・ライブラリー考察」国立国会図書館カレントアウェアネス NO. 319 (2014. 3)
- <sup>38</sup> 「紅葉山文庫ノ書籍ヲ大史局ニテ管セシム」『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第十五巻・官制・文官職制』国立公文書館デジタルアーカイブ
- <sup>39</sup> 小川徹・奥泉和久・小黒浩司：公共図書館サービス・運動の歴史1、日本図書館協会、2006、p47
- <sup>40</sup> 三浦太郎「”書籍館の誕生”：明治期初頭におけるライブラリー意識の芽生え」『東京大学大学院教育学研究科紀要』38巻、1998、p393-401
- <sup>41</sup> 明治5(1872)年4月29日付『東京日日新聞』に「文部省十一等出仕市川清流建言に依りて書籍院御施設相成るの誠聞きこれ大衆勉学の望みとあり」として掲載されている。
- <sup>42</sup> 竹林熊彦『近世日本文庫史』大雅堂、1943、p115
- <sup>43</sup> 文部省博物館・博覧会事務局記録 明治5-8年
- <sup>44</sup> 竹林熊彦『近世日本文庫史』大雅堂、1943、p116
- <sup>45</sup> 文部科学省 HP 五 改正教育令の実施  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317584.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317584.htm)
- <sup>46</sup> 永末十四雄『日本公共図書館の形成』p41
- <sup>47</sup> 伊東達也 博士論文「近代日本公共図書館：自立のための勉強空間の成立」2015 p74
- <sup>48</sup> 片山潜『労働世界』第6年第4号1902年、p138
- <sup>49</sup> 教育史編纂会「明治15年、文部省が地方学務官に対して、教育施設についての訓示」『明治以降教育制度発達史』第二巻、教育資料調査会、1964、p55
- <sup>50</sup> 倉知典弘「明治初期における「通俗教育」の用例について -渡邊治訳『三英双美政海之情波』における「通俗教育」の検討-」『吉備国際大学研究紀要. 人文・社会科学系 = Journal of KIBI International University. Humanities and social sciences』(25)、2015、p79-92
- <sup>51</sup> 山名次郎『社会教育論』金港堂、1892年、p32
- <sup>52</sup> 同上、p35
- <sup>53</sup> 日本図書館学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典』丸善、1997、p42  
「1880年代から全国各地に結成された教育会が設置、経営した図書館。教育会は、学



---

校教育制度の整備が進むのに伴い、教育の普及発達を図るために、教員や教育行政官などによって組織された団体で、その活動の一環として、通俗教育のための図書館を設立し、1880～1890年代の日本における通俗図書館の普及に大きな役割を果たした。中には、都道府県立図書館や市町村立図書館の前身となったものも少なくない。」

<sup>54</sup> 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972年、p 202

<sup>55</sup> 同上、p 203

<sup>56</sup> 同上、p 202

<sup>57</sup> 国民精神総動員時局文庫図書目録 福島

<sup>58</sup> 総論—人口変動と社会保障—第1章 日本人口の動き第1節 我が国の人口の推移『厚生白書昭和49年版』p 4

<sup>59</sup> 文部省『学制百年史』「通俗教育の振興」文部省、1972年、p 414—16

<sup>60</sup> 同上

<sup>61</sup> 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005年、p 14

<sup>62</sup> 今沢慈海「市民生活の要素としての図書館」日本図書館協会『図書館雑誌』58号、1924、p4—7

<sup>63</sup> 和田萬吉「地方文化の中心としての図書館」日本図書館協会『図書館雑誌』61号、1924年、p2—4

<sup>64</sup> 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005年、p 14

<sup>65</sup> 高梨章「図書館と大衆：そのリテラシー問題（昭和戦前期・戦後期）」『図書館界』(62) 3、2010、p206—220

<sup>66</sup> 岩猿敏生『日本図書館史概説』2007、日外アソティエーツ、p180

<sup>67</sup> 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、p253

<sup>68</sup> 岩猿敏生『日本図書館史概説』2007、日外アソティエーツ、p196

<sup>69</sup> 小川徹・奥泉和久・小黒浩司『公共図書館サービス・運動の歴史1、日本図書館協会』2006、石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972

<sup>70</sup> R. P. ドーア『学歴社会：新しい文明病』岩波書店、1978、p55

※当時、日本全体の直接的な識字率調査はなく、家庭以外での改まった教育を受けることを識字率としている。

<sup>71</sup> 前田愛『近代読者の成立』有精堂、1973年、p136

<sup>72</sup> 同上 p137

<sup>73</sup> 樋口一葉「読書の婦人」『花の園生』42号 明治27年7月 p35

<sup>74</sup> 田代元弥「わが国社会制度の改革について」横浜国立大学教育紀要(5) 1966、p1—21

<sup>75</sup> 同 p336

<sup>76</sup> 竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983、p183

<sup>77</sup> 明田川融『占領期年表1945—1952年 沖縄・憲法・日米安保』創元社 2015 p6

<sup>78</sup> 占領下の日本の教育・報道・宗教などについて情報収集と指導監督を行なった。

<sup>79</sup> 三浦太郎「図書館法制定過程におけるCIE図書館担当官の関与」『図書館文化史研究』(17)、1—30、2000

<sup>80</sup> 文部科学省 HP” (3) Report of the United States Education Mission to Japan

”the Report mainly presented a general orientation for educational reform

consistent with liberal democratic principles.”Another important institution

---

for adult education is the public library.” “Museums . . . may serve educational purposes paralleling those of the library.”

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317220.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317220.htm))

- <sup>81</sup> 根本彰・三浦太郎・中村百合子・古賀崇「政策文書に見る GHQ/SCAP 民間情報教育局の図書館政策」東京大学『東京大学大学院教育学研究科紀要』39、2000、p 456
- <sup>82</sup> 国際特信社 訳『米国教育使節団報告書：マックアーサー司令部公表』1946.9 p58-59
- <sup>83</sup> 裏田武夫、小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会、1968、p302
- <sup>84</sup> 同上、p307
- <sup>85</sup> 竹前栄治『GHQ』岩波書店。1983、p195
- <sup>86</sup> Buckland, M.K ” Ideology and libraries:California, Diplomacy, and Occupied Japan, 1945-1952” Rowman & Littlefield, 2021、p64
- <sup>87</sup> 今まど子・高山正也編『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』勉誠出版、2013年、p 152
- <sup>88</sup> 同上、p 90
- <sup>89</sup> 同上
- <sup>90</sup> 薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』牧野出版、2020、p47
- <sup>91</sup> 猿谷要『アメリカよ、美しく年をとれ』岩波書店、2006、p22-23
- <sup>92</sup> 渡辺靖『アメリカン・センター：アメリカの国際文化戦略』岩波書店、2008 p 39
- <sup>93</sup> 志智嘉九郎「消え去った虹：戦後公共図書館の歩み」『図書館界』11 (2) 1959.8、p 77 - 83
- <sup>94</sup> 竹前栄治『GHQ』岩波書店。1983、p207
- <sup>95</sup> Buckland, M.K ” Ideology and libraries:California, Diplomacy, and Occupied Japan, 1945-1952” Rowman & Littlefield, 2021、p62
- <sup>96</sup> 『第一次米国教育使節団報告書』1946年
- <sup>97</sup> 文部省「新教育指針」1946 - 47、p72 (国立国会図書館デジタルコレクション)
- <sup>98</sup> 文部省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「平成 27 年度公民館に関する基礎資料Ⅱ 公民館の設置・運営に関する通知・通達 1 公民館の設置運営について」p71-72 (URL [https://www.nier.go.jp/jissen/book/h21/pdf/k\\_02.pdf](https://www.nier.go.jp/jissen/book/h21/pdf/k_02.pdf) 2020年12月1日確認)
- <sup>99</sup> 寺中作雄「公民館の構想と立法」社会教育研究会『社会教育』1973年28巻、p34-36
- <sup>100</sup> 全国公民館連合会『公民館は、どう「語られて」きたのか?』〈第40回全国公民館研究集会東京大会特別配布資料〉全国公民館連合会、2018
- <sup>101</sup> 同上、p12
- <sup>102</sup> 牧野篤『公民館をどう実践してゆくのか:小さな社会をたくさんつくる』2019、東京大学出版会、p176
- <sup>103</sup> 全国公民館連合会『公民館は、どう「語られて」きたのか?』〈第40回全国公民館研究集会東京大会特別配布資料〉全国公民館連合会、2018、p14
- <sup>104</sup> 同上、p17
- <sup>105</sup> 薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』牧野出版、2020、p62
- <sup>106</sup> 鎌水三千男『図書館と法：図書館の諸問題への法的アプローチ』日本図書館協会、2009年、p 25
- <sup>107</sup> 裏田武夫、小川剛編「新しい図書館へ（昭和 25 年2月12 日朝日新聞）」『図書館法

- 成立史資料』日本図書館協会、1968、p415
- <sup>108</sup> 薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』牧野出版、2020、p179
- <sup>109</sup> 同上、
- <sup>110</sup> 日本図書館協会『図書館白書 1980：図書館法 30 年記念：戦後公共図書館のあゆみ』日本図書館協会、1980、p22
- <sup>111</sup> 日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』日本図書館協会 p23
- <sup>112</sup> 同上
- <sup>113</sup> 薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消える日』牧野出版、2019、p181
- <sup>114</sup> 同上
- <sup>115</sup> 塩見昇・山口源治郎『図書館法と現代の図書館』日本図書館協会、2001、p44-45
- <sup>116</sup> 日本図書館協会『図書館白書 1980：図書館法 30 年記念：戦後公共図書館のあゆみ』日本図書館協会、1980、p32
- <sup>117</sup> 日本図書館協会 DVD『映像でみる戦後日本図書館のあゆみ 「格子なき図書館」と「図書館とこどもたち」』2014  
『映像でみる戦後日本図書館のあゆみ』製作チーム 編
- <sup>118</sup> 同上
- <sup>119</sup> 藤谷幸弘『公共図書館の利用をめぐる評価』あるむ、2009、p171
- <sup>120</sup> 前川恒雄先生古稀記念論集刊行会『いま、市民の図書館は何をすべきか—前川恒雄さんの古稀を祝して』出版ニュース社、2001、p13-14
- <sup>121</sup> 前川恒雄先生古稀記念論集刊行会『いま、市民の図書館は何をすべきか—前川恒雄さんの古稀を祝して』出版ニュース社、2001、p13-14
- <sup>122</sup> シドニー・ディツィオン『民主主義と図書館』日本図書館研究会、1994、p60-61
- <sup>123</sup> 同上
- <sup>124</sup> 根本彰『理想の図書館とはなにか：知の公共性をめぐって』2011、ミネルヴァ書房、p122
- <sup>125</sup> 坪内一「図書館は『地域をつくる学びと交流の場』～社会教育機関としての終焉、そして再生へ～」日本青年館「社会教育」編集部『社会教育』71(11)、2016 年、p35-43
- <sup>126</sup> 複本購入の問題とは、同じ本を待っている予約者が 10 名や 20 名はいるという事態であり、人気の本の提供に図書館が同じ本を複数購入して対応することである。ブームが去ったあとは、同じ本が多数残され、また、出版側からも市場における売り上げを阻害するものとされる。（『図書館ハンドブック第 6 版』参考）
- <sup>127</sup> 根本彰「貸出サービスマン論批判：1970 年代以降の公立図書館をどう評価するか」『図書館界』56 卷 3 号 p161
- <sup>128</sup> 岩田雅洋『図書館をつくる。』アルメディア、2000、p 22
- <sup>129</sup> 鎌水三千夫『図書館と法』日本図書館協会 2009 p57
- <sup>130</sup> 大阪府市町村振興協会/おおさか市町村職員研修研究センター「マッセ OSAKA 平成 21 年度 共同研究「図書館運営のあり方研究会」報告書『今、図書館がやるべきこと！』」大阪府市町村振興協会/おおさか市町村職員研修研究センター 2010 年、p 21
- <sup>131</sup> 2016 年 2 月 16 日長周新聞社会面「図書館の役割否定した民営化 直営にもどした下関の教訓 やらせで急増した貸出冊数」  
<https://www.chosyu-journal.jp/shakai/3204>
- <sup>132</sup> 三菱総合研究所『平成 21 年度図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業 図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書』平成 22 年 3 月、p20
- <sup>133</sup> 桑原芳哉「公立図書館の指定管理者制度導入状況：近年の動向」『尚絅大学研究紀要 人文・社会科学編』第 50 号、2018、p31-44
- <sup>134</sup> 日本図書館協会『市民の図書館増補版』日本図書館協会、1976 年、p34、植松貞夫

『図書館施設論』 樹村房、2014、p9

<sup>135</sup> 小室祐樹ほか「日本の公共図書館における館内環境要素」日本図書館研究会『図書館界』70(4)、2018、p 539-549

<sup>136</sup> 福島市立図書館を育てる市民の会への調査より

<sup>137</sup> 世古 一穂『市民参加のデザイナー—市民・行政・企業・NPOの協働の時代』ぎょうせい、1999、p7

<sup>138</sup> 林加奈子「社会参加に向けた開発教育の目標と方法に関する研究」早稲田大学博士論文、2017、p20

<sup>139</sup> 戦前教育を深く反省して「社会教育の自由」を守るために法制化された社会教育法は、1949年の立法時に、国民の自己教育・相互教育であるとされたこと、及び、この中で、社会教育法第3条は、国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境醸成が国と自治体の任務であると定めた。これを言い換えれば、第3条の主語は国民である。市民の学ぶ権利が十全に保障されるように環境醸成をするのが自治体の役割であると規定している。しかし、法制定後、おそらく30回以上の法改正を繰り返して、立法時の理念が大きく後退しつつあるという。（千葉大学長澤正次教授への調査から）

<sup>140</sup> 奥野孝昭、大西敏浩、吉田祐一郎「レクリエーション活動の意義に関する一考察」『四天王寺大学紀要』第56号、2013年9月、p475

<sup>141</sup> 西田 博志・塩見 昇「地域文化の創造と図書館—八日市市立図書館の資料提供、そして集会行事の活動を素材として」図書館研究会『図書館界』41(6)、1990、p264

<sup>142</sup> 西村一夫「文化活動」日本図書館研究会『図書館界』45(1)、1993、p79-81

<sup>143</sup> 同上

<sup>144</sup> 堺屋太一・イベント学会『イベント学のすすめ』ぎょうせい、2008

<sup>145</sup> 梶谷克彦「日本における地域イベントの時代変容に関する研究」『日本完成工学会論文誌』14(3)、2015、p433

<sup>146</sup> 梶谷克彦「日本における地域イベントの時代変容に関する研究」『日本完成工学会論文誌』14(3)、2015、p433-442 「利益享受型イベントは景品やサービスを得るタイプ」p434

<sup>147</sup> 宮木宗治（イベント学会理事）「国内イベント市場の動向と今後」2005年9月29日（木）社団法人日本印刷技術協会の「印刷マーケティング研究会」にて行った講演録を基に、加筆・修正 日本イベント産業振興会

<sup>148</sup> 同上

<sup>149</sup> 北村志麻『図書館員のためのイベント実践講座』樹村房、2017、p8-10

<sup>150</sup> 嶋田学『図書館・まち育て・デモクラシー：瀬戸内市民図書館で考えたこと』青弓社、2019

<sup>151</sup> 花井裕一郎「おもてなしから始まる図書館演出」日本図書館研究会『図書館界』64(5)、2013、p 356 - 357

<sup>152</sup> 愛知県田原市図書館統計から平成27年度人口

<sup>152</sup> 西田 博志・塩見 昇「地域文化の創造と図書館—八日市市立図書館の資料提供、そして集会行事の活動を素材として」図書館研究会『図書館界』41(6)、1990、p264

<sup>153</sup> 福島聡『希望の書店論』人文書院、2007、p154

<sup>154</sup> 太田肇『個人を幸福にしない日本の組織』新潮社、2016、p201

<sup>155</sup> 荻原幸子「公共図書館界の住民に対する認識の変遷—1960年代から現在まで—」専修大学人文科学研究所『人文科学年報』37号、2007、p19-44

<sup>156</sup> ちばおさむ『本のある広場—ある下町の図書館長の記録』教育史料出版会、1992、p38

<sup>157</sup> ちばおさむ『本のある広場—ある下町の図書館長の記録』教育史料出版会、1992、

---

p54-55

<sup>158</sup> 久保田正啓『日本の公共図書館の館外におけるアウトリーチ・サービスの進展』筑波大学修士(図書館情報学)学位論文、平成29年3月24日、p3

<sup>159</sup> 同上

<sup>160</sup> 同上

<sup>161</sup> 的場康子「アウトリーチ活動の意義・課題についての一考察-現代における芸術文化の社会的役割」第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部『ライフデザインレポート』(147)、2003、p26-35

<sup>162</sup> 小林美津江「公立文化施設による地域活性化:アウトリーチと社会的包摂」参議院事務局『立法と調査』(322)、2011、p86-97

<sup>163</sup> 内閣府 HP「マルチステークホルダーの考え方」より

<https://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/concept/index.html>

<sup>164</sup> 糸賀雅児「公共図書館利用と文化活動の関連性-住民調査にもとづく文化行政への示唆」三田図書館・情報学会『Library and Information Science』23、1985、p41-46

<sup>165</sup> 長谷川幸代「公共図書館の利用・非利用に関わる要因の分析と考察」中央大学博士論文、2015、p151-153

<sup>166</sup> 清水 亮「文化資本と社会階層-文化的再生産論の日本的展開に向けて」『ソシオロゴス』1994、p262

<sup>167</sup> 同上 p260 - 272

<sup>168</sup> 平田オリザ『新しい広場をつくる-市民芸術概論綱要』岩波書店、2013、p100

<sup>169</sup> TRCMARC<https://www.trc.co.jp/solution/marc.html>

<sup>170</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、p69

<sup>171</sup> 山元一「『成熟した市民社会』の立憲主義構想」日本評論社『法学セミナー』65(6)、2020、p25-30

<sup>172</sup> 植村邦彦『市民社会とは何か:基本概念の系譜』平凡社、2010年、p281

<sup>173</sup> 広岡守穂『市民社会と自己実現』有信堂2013年p2

<sup>174</sup> 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年

---

【参考文献】

- ・文部省『民主主義』KADOKAWA、2018
- ・伊東達也「近代日本公共図書館利用史の研究：自立のための勉強空間の成立」博士論文、九州大学、2015
- ・日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会、2005
- ・根本彰『情報リテラシーのための図書館－日本の教育制度と図書館の改革』みすず書房、2017
- ・根本彰『理想の図書館とは何か：知の公共性をめぐって』ミネルヴァ書房、2011
- ・永末十四雄『日本公共図書館の形成』日本図書館協会、1984年
- ・岩猿敏生『日本図書館史概説』日外アソシエーツ、2007年
- ・石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972年
- ・前田愛『近代読者の成立』有精堂、1973
- ・竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983
- ・裏田武夫、小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会、1968
- ・今まど子・高山正也編『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』勉誠出版、2013
- ・渡辺靖『アメリカン・センター：アメリカの国際文化戦略』岩波書店、2008
- ・是枝英子 野瀬里久子 松岡要 若杉隆志『現代公共図書館・半世紀の歩み』日本図書館協会
- ・前川恒雄先生古稀記念論集刊行会『いま、市民の図書館は何をすべきか－前川恒雄さんの古稀を祝して』出版ニュース社、2001
- ・薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』牧野出版、2020
- ・公益社団法人全国公民館連合『公民館はどう「語られて」きたのか：戦後七十年の議論から考える公民館のこれから』平成30年
- ・鍵水三千男『図書館と法：図書館の諸問題への法的アプローチ』日本図書館協会、2009
- ・小川徹・奥泉和久・小黑浩司『公共図書館サービス・運動の歴史2』日本図書館協会、2006
- ・藤谷幸弘『公共図書館の利用をめぐる評価』あるむ、2009
- ・ちばおさむ『本のある広場』教育史料出版会、1992
- ・福島聡『希望の書店論』人文書院、2007
- ・中山愛理『図書館を届ける－アメリカ公共図書館における館外サービスの発展』学芸図書、2011
- ・平田オリザ『新しい広場をつくる－市民芸術概論綱要』岩波書店、2013
- ・バーバラ・ロゴフ『文化的営みとしての発達－個人、世代、コミュニティ』新曜社、2006
- ・伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993
- ・広岡守穂『市民社会と自己実現』有信堂高文社、2013
- ・太田肇『個人を幸福にしない日本の組織』新潮社、2016
- ・植村邦彦『市民社会とは何か：基本概念の系譜』平凡社、2010年
- ・バーバラ・ロゴフ『文化的営みとしての発達』新曜社、2006
- ・シドニー・ディツィオン『民主主義と図書館』日本図書館研究会、1994
- ・ちばおさむ『本のある広場』教育史料出版会 1992
- ・嶋田学『図書館・まち育て・デモクラシー：瀬戸内市民図書館で考えたこと』青弓社、2019
- ・福島聡『希望の書店論』人文書院、2007

- ・上原直人『近代日本公民教育思想と社会教育：戦後公民館構想の思想構造』大学教育出版、2017
- ・磯井 純充ほか『マイクロ・ライブラリー 人とまちをつなぐ小さな図書館』学芸出版社、2015
- ・牧野篤『公民館をどう実践してゆくのか：小さな社会をたくさんつくる』東京大学出版社、2019
- ・牧野篤『公民館はどう語られてきたのか：小さな社会をたくさんつくる』東京大学出版社、2018
- ・小川仁志『公共共性主義とは何か ―〈である〉哲学から〈する〉哲学へ』教育評論社、2019
- ・大串夏身『図書館の活動と経営（図書館の最前線）』青弓社、2008
- ・西崎恵『図書館法』日本図書館協会、1991
- ・塩見昇『図書館概論（JLA 図書館情報学テキストシリーズ）』日本図書館協会、2000
- ・塩見昇『図書館概論（JLA 図書館情報学テキストシリーズ II）』日本図書館協会、2008
- ・アントネッラ・アンニョリ『知の広場―図書館と自由』みすず書房、2011
- ・萩原なつ子『市民力による知の創造と発展：身近な環境に関する市民研究の持続的展開』東信堂、2009
- ・齋藤純一『公共性』岩波書店、2000
- ・村井実『アメリカ教育使節団報告書―全訳解説』講談社、1979
- ・R.P. ドーア『学歴社会：新しい文明病』岩波書店、1990
- ・坂本義和『相対化の時代』岩波書店、1997
- ・菅谷明子『未来をつくる図書館―ニューヨークからの報告』岩波書店、2003
- ・桂英史『人間交際術：コミュニティ・デザインのための情報学入門』平凡社、2001
- ・猪谷千香『つながる図書館―コミュニティの核をめざす試み』筑摩書房、2014
- ・植松貞夫『建築から図書館をみる』勉誠出版、1999
- ・植松貞夫『図書館施設論』樹村房、2014
- ・稲川薫『公共図書館システムの最低基準』日本図書館協会、1971
- ・北村志麻『図書館員のためのイベント実践講座』樹村房、2017
- ・前島重方ほか『改訂図書館活動』樹村房、1998
- ・石井敦・前川恒雄『図書館の発見―市民の新しい権利』日本放送出版協会、1973
- ・森耕一『図書館の話』至誠堂、1966
- ・世古一穂『市民参加のデザイナー―市民・行政・企業・NPOの協働の時代』ぎょうせい、1998
- ・田尾雅夫『市民参加の行政学』法律文化社、2011
- ・寄本勝美『公共を支える民：市民主権の地方自治』コモンズ、2001
- ・奥野信宏・栗田卓也『新しい公共を担う人々』岩波書店、2011
- ・ちばおさむほか『図書館の集会・文化活動』日本図書館協会、1993
- ・イベント学会『イベント学のすすめ』ぎょうせい、2008
- ・佐々木毅・金泰昌『公共哲学〈1〉公と私の思想史』東京大学出版会、2001
- ・日本出版学会『人間の図書館へ（前川恒雄著作集）』出版ニュース社、1999
- ・新藤宗幸『新自由主義にゆがむ公共政策 生活者のための政治とは何か』朝日新聞出版、2020
- ・図書館ボランティア研究会『図書館ボランティア』丸善株式会社、2000
- ・小田垣宏和『図書館パートナーズのつくり方：図書館からのコミュニティづくり』郵研社、2019
- ・図書館問題研究会『図書館づくり運動入門』草土文化、1976
- ・寄本勝美『自治の現場と「参加」：住民協働の地方自治』学陽書房、1989

- 
- 森耕一『図書館法を読む 補訂版』日本図書館協会、1995
  - 後藤敏行『図書館の法令と政策：増補版』樹村房、2016
  - Michael K. Buckland 『Ideology and Libraries: California, Diplomacy, and Occupied Japan, 1945–1952 』 Rowman & Littlefield Pub In、2020



---

## 謝辞

本研究は、当該研究テーマに関わる問題意識を持ちながら、足掛け 10 年にも至る年月をかけ、実際の公共図書館を数多くお訪ねし、現場の司書さんや図書館長、館員の方々にご交流をいただくことで、はじめて問題の所在を共感し、改善や解決への糸口を多々御示唆いただく参与調査・フィールドワークの成果として上梓できたものと考えています。したがって、なによりも全国各地の公共図書館で実際に出会い、お世話になった関係のみなさまに心から感謝申し上げます。

こうした参与調査をご支援くださいましたのは、山口県山陽小野田市中央図書館の山本安彦館長はじめ職員や図書館創発会議メンバーのみなさま、愛知県田原市図書館の豊田高広前館長はじめ職員及び関係者のみなさま、宮崎県宮崎市立図書館の職員はじめ関係者のみなさま、茨城大学鈴木敦教授と「とみ咲クチーム」の学生のみなさま、福岡市南区どんぐり文庫関係者のみなさま、熊本県菊池市の図書館を考える市民の会のみなさま、福島県福島市の図書館を育てる市民の会のみなさま、桜の聖母短期大学図書館でのお話し会に関わって下さった先生方や図書館司書の方々、そして一念発起し社会人大学院生として入学した九州大学大学院芸術工学府環境・遺産デザインコース藤原恵洋先生のもとで研究活動をはじめた際、なによりも先に創出した九州大学図書館創造研究会の活動を通して交流を深めることができた参会者のみなさま、この他、筆者と関わって下さった全国のみなさまありがとうございました。みなさまのご理解と筆者をあたたく受け入れる心があったからこそ、けっして容易ではなかった本研究テーマに挑み続けることができました。

本研究の始まりには、10 数年前の筆者は考えもつかなかった偶然がいくつも重なり合っています。しかしその後、こうした偶然を必然へ変えるべく、最善の努力を積み重ねるていくしかありませんでした。

当時、ふるさと北海道美唄市において、実際の図書館司書の現場を味わう中、日々得られる喜怒哀楽の中での課題やまだ見ぬ可能性を機会があれば俯瞰し直したいと考えていた矢先に、勤務先の大学図書館が近年の少子化の影響を受け閉鎖を余儀なくされるという予想もしなかった事態に遭遇しました。思いもかけぬ苦難をいったいどのように乗り越えられるだろうか、と思案ばかりしていた頃、偶然な出会いがありました。

時代のエネルギー変換や産業構造の大転換がもたらした過疎化や地域崩壊の中で、かつての石炭産出地域が育んだ矜持(誇り高いシビックプライドの感情)をどのように蘇らせるのか、そういう視点から地域再生を検討する有識者シンポジウムが、筆者が通った高校のある岩見沢市において催されました。そこで九州から来道されていた藤原恵洋先生が、何事にもまずは丁寧に「文脈」を解き明かしながら、埋もれかかった「矜持」を発掘し、そこからお互いの関係「紐帯」を結び直すような地域再生への方針づくりと実践活動こそたいせつだとわかりやすく指摘されていたのです。聴講後もパネラー先生方と交流をした際、地域再生とは心の再生にほかならない、心の再生とは私の再生にほかならない、と意を強くしたのです。

そこで筆者はこの印象に魅かれながら、大学閉鎖後の美唄市を後にして九州大学へ向かい研究室の扉を叩くことにしました。2012 年 3 月終わり、満開を迎えた観桜会にデビュー。北海道出身者には謎めかしい九州・博多での研究人生が始まりました。以来、九州大学大学院芸術工学府藤原恵洋研究室(通称ふ印ラボ)を学び舎として過ごす中、多数の卒論、修論、博士論文へ挑まれた学生諸兄姉やふ印ラボ同人や数多くの研究会活動を通して出会うことができました。関係者のみなさまには、長らくのご交流に対して御礼を申し上げます。共に行動し、笑い、議論をして下さいました。ふ印のみなさまに出会えたことは私の人生を豊かにしてくれたと誇り高く思っています。特

---

にふ印ラボの後輩として、これまでも遠隔で連携しあってくれた中、今回の公聴会および博士論文の最終仕上げへ向け筆者を励まし支援してくれた高口葵さんには心から感謝いたします。あなたの思いに支えてもらいました。またふ印ラボの同人で大分県日田市議会議員の高倉貴子さんにも市井の市民のみなさんにとっての公共図書館の課題を訪ね歩いていただく中、多くのアドバイスをいただくことができました。記して感謝します。

そのうえで本研究の主査である九州大学大学院芸術工学研究院の藤原恵洋教授、副査の人間環境学研究院の岡幸江教授、芸術工学研究院の加藤悠希准教授には、厚く御礼申し上げます。とりわけ今回、筆者の研究論文をご審査いただきました副査の先生方からは、本研究へ向け幅広い視点からのご意見・ご指導を多々いただくことができました。懇切丁寧なご助言・ご示唆にも深く感謝いたします。

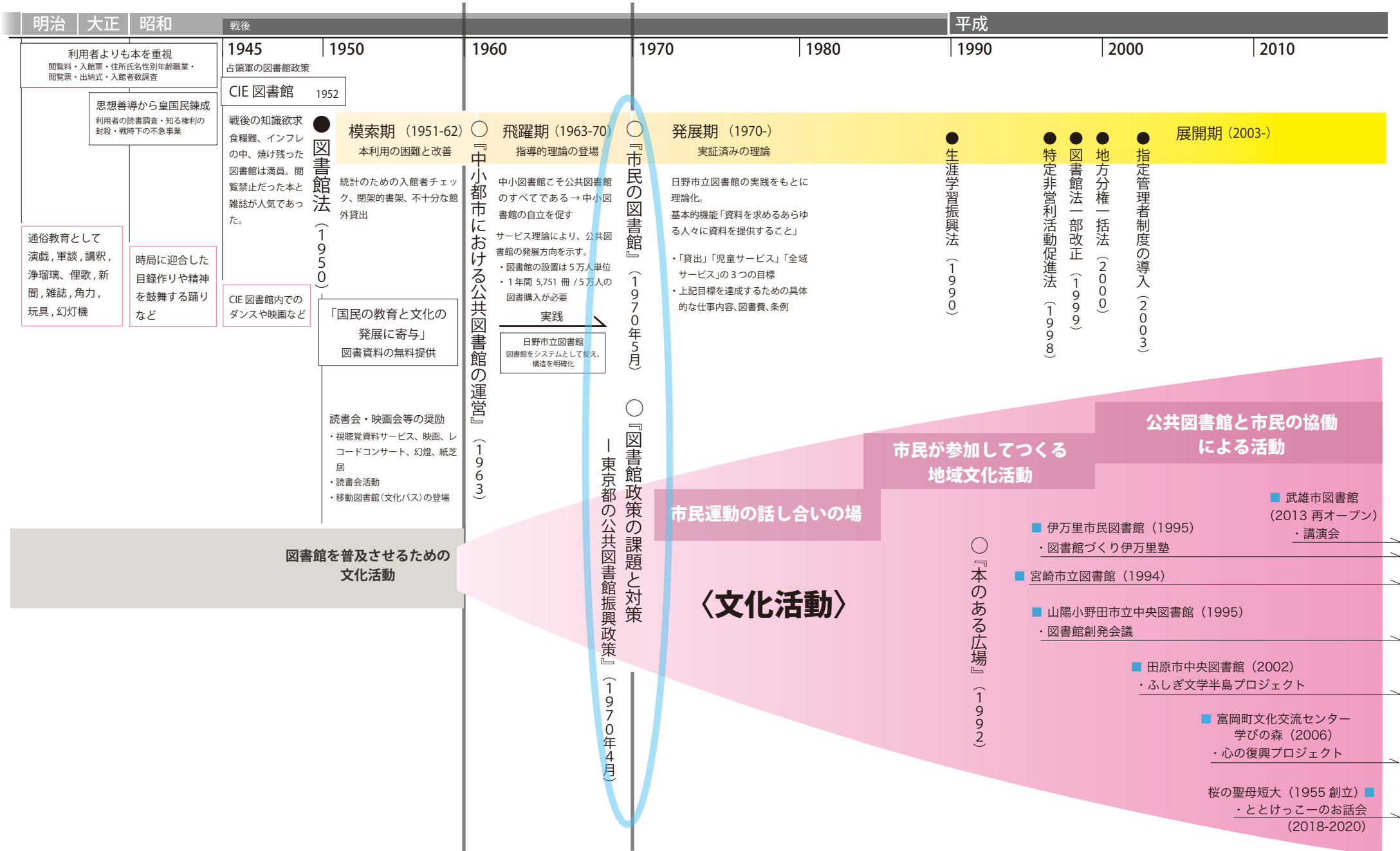
主査の藤原先生は本年後ご退職の御身でもあります。これまで本研究の着想を生み出す上での基盤となった数々の研究討議や、定例ゼミにおける公共図書館フィールドワーク報告を契機とした喧々諤々の質疑応答や議論を主軸として進められていった制限時間無しの独特のご指導(ふ印ラボでは野球選手の特訓に倣って「魔の千本ノック」と称されることもある)はもちろんのこと、人生を再起したいと心から願い続けた筆者へ、人との出会い、書籍文献との出会い、知見との出会い、現場・フィールドとの出会いと限りなく大きなチャンスを与えて下さいました。藤原先生との出会いから本研究への着想が温まり、呻吟していた筆者の人生も意味あるものとしてゆっくり蘇っていき、先生の行動と考え方を通して多くを学び、各地の意義深いフィールドワークへ誘われる中、筆者の社会観や世界観、果ては生き方の幅までもがゆっくりと広がってきたと言っても言い過ぎではありません。心より感謝申し上げます。

さらの地元の北海道美唄市から遠く九州の福岡市に筆者を送り出してくれた母、弟、叔父にあらためて感謝します。筆者が地元を離れている間に亡くなってしまった母と叔父も天国で喜んでくれていると思います。筆者が博士研究に邁進している時、実家を支えてくれた弟にも深く感謝をしています。

最後になりますが、多くの方々の理解と支援があつて初めて研究は成り立ち、意味を持つに至りました。これからはこれまでの博士研究の成果を社会に還していく所存です。関係いただきましたみなさまへ、ほんとうにありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

# 公共図書館の普及と文化活動から〈文化活動〉への変遷

(添付資料1)  
筆者作成 2021



	図書館法 (1950)	模索期 (1951-62)	飛躍期 (1963-70)	日野市立図書館	東京都図書館振興政策 1970年6月	発展期 (1971-79)
	無料での利用	本利用困難と改善	指導的理論の登場	中小レポートの実践	公共図書館発展に貢献	実証済みの理論
図書館 の状況 と理論	日本国憲法や地方自治法と関係し、図書館に対する国の干渉を排除し、国民の自己教育機関。「国民の教育と文化の発展に寄与」無料	統計のため入館者チェック 閉架的書架、不十分な館外貸出、	『中小都市における公共図書館の運営』（報告書：1963）。3年間にわたる実地調査と外国の基準研究の結果のサービス理論→発展の方向を示す	中小レポートの理論を日野市立図書館運営の基本にしての実践 市民へのサービスにかける司書の情熱	『図書館政策の課題と対策—東京都の公共図書館の振興政策』（1970年6月）は、公共図書館振興プロジェクトチームによる答申。「国民のための図書館づくり」	『市民の図書館』（1970年5月）日野市立図書館の実践を元に理論化。基本的機能「資料を求めるあらゆる人々に資料を提供すること」
思想背景と政策	29条で図書館同種施設可能。	移動図書館（文化バス）登場	研究会と討論で『中小都市における公共図書館の運営』を普及していった。	ターゲットを絞る方法：貸出手段：移動図書館 対象：婦人と児童	目標①暮らしの中へ図書館を②国民の身近に図書館を③図書館に豊富な図書④司書を必ず図書館に	当時昂揚しつつあった「いのちと暮らしを守る」住民運動のひとつの流れとして地域に図書館を要求するようになる。知る権利学習権の高まり。主体的な図書館要求。
	14条で図書館協議会による民意反映	利用者の元へ多くの本届ける、貸出のみならず映画・レコードコンサート・幻燈・紙芝居	中小図書館こそ公共図書館の全てである→中小図書館の自立を促すコペルニクスの転回	移動図書館により個人への貸出重視 全域サービス 児童サービス	行政による財政補助→急速に進む図書館整備	公共図書館は、知的自由を支える機関 知識と教養を社会的に保証する機関
対策・できごと	読書会・映画会等の奨励	読書普及運動	図書館の設置は5万人を1単位（以下は組合立）	移動図書館での親切な対応（衆人環視）	700メートル圏内に1館の図書館設置	貸出、児童サービス、全域サービスを達成するための仕事内容を具体的に示す。
	図書館法は民主的・文化的理念の実現には多くのつみ重ねが必要	長野県立図書館 PTA母親文庫 鹿児島県立図書館母と子の20分間読書運動、読書会活動、視聴覚資料サービス、	5万人に1年間5,751冊の図書購入が必要	「何でも、どこでも、誰にでも」（購入・相互貸借）	住民の20%が貸出登録者となり、年間一人当たり4冊貸し出す。	3つの目標のための仕事内容を支えるための図書費、条例、規則、委任計画
	町村合併による図書館消滅	時期尚早のレファレンスサービス	共感と批判（旧来は資料整理の技術）	図書館をシステムとして捉え構造を明確化	資料の貸出と児童サービスに重点	選挙では図書館設置公約が票に結びつく状況が作られていく。

添付資料2 戦後の公共図書館発展と文化活動の成立 筆者作成 2021

出典：日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』（1963）  
『市民の図書館』（1970）『図書館白書 1980』（1980）  
図書館振興対策プロジェクトチーム『図書館政策の課題と対策』（1970）